



羅 臼 町 地 域 防 災 計 画

【本 編】

平成 2 7 年 2 月
羅臼町防災会議

目 次

羅臼町地域防災計画【本編】

第1章 総則	
第1節 計画策定の目的	1
第2節 計画の構成	1
第3節 計画の効果的推進.....	1
第4節 用 語	2
第5節 計画の修正要領	2
第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	3
第7節 住民及び事業所の基本的責務等.....	10
第2章 羅臼町の概況.....	
第1節 羅臼町の自然的条件	12
第2節 災害の概況	13
第3章 防災組織.....	
第1節 羅臼町防災組織	14
第2節 羅臼町防災会議	15
第3節 羅臼町災害警戒本部	17
第4節 羅臼町災害対策本部	19
第5節 非常配備体制	29
第6節 気象業務に関する計画	34
第4章 災害予防計画.....	
第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画	49
第2節 防災訓練計画	52
第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	53
第4節 相互応援(受援)体制整備計画	54
第5節 自主防災組織の育成等に関する計画	55
第6節 避難体制整備計画.....	58
第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画.....	61
第8節 情報収集・伝達体制整備計画	64

第9節 建築物災害予防計画	65
第10節 消防計画	66
第11節 水害予防計画	73
第12節 風害予防計画	74
第13節 雪害予防計画	75
第14節 融雪災害予防計画	79
第15節 高波、高潮災害予防計画	81
第16節 土砂災害の予防計画	82
第17節 積雪・寒冷対策計画	86
第18節 複合災害に関する計画	88
 第5章 災害応急対策計画	
第1節 災害情報収集・伝達計画	89
第2節 災害通信計画	94
第3節 災害広報・情報提供計画	98
第4節 避難対策計画	101
第5節 応急措置実施計画	112
第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	117
第7節 広域応援・受援計画	121
第8節 ヘリコプター等活用計画	123
第9節 救助救出計画	126
第10節 医療救護計画	128
第11節 防疫計画	133
第12節 災害警備計画	137
第13節 交通応急対策計画	141
第14節 輸送計画	147
第15節 食料供給計画	150
第16節 給水計画	152
第17節 衣料・生活必需物資供給計画	154
第18節 石油類燃料供給計画	157
第19節 電力施設災害応急計画	158
第20節 ガス施設災害応急計画	160
第21節 上水道施設対策計画	161

第22節	応急土木対策計画	162
第23節	被災宅地安全対策計画	164
第24節	住宅対策計画	167
第25節	障害物除去計画	171
第26節	文教対策計画	173
第27節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	177
第28節	家庭動物等対策計画	180
第29節	応急飼料計画	181
第30節	廃棄物等処理計画	182
第31節	防災ボランティアとの連携計画	184
第32節	労務供給計画	186
第33節	職員派遣計画	188
第34節	災害救助法の適用と実施	190
第6章	地震・津波災害対策計画	193
第7章	火山災害対策計画	
第1節	基本方針	194
第2節	火山の概況	194
第3節	災害予防対策	197
第4節	災害応急対策計画	198
第5節	災害復旧	204
第8章	事故災害対策計画	
第1節	海上災害対策計画	205
第2節	道路災害対策計画	216
第3節	危険物等災害対策計画	222
第4節	大規模な火事災害対策計画	230
第5節	林野火災対策計画	235
第9章	災害復旧・被災者援護計画	
第1節	災害復旧計画	241
第2節	被災者援護計画	243

第 1 章 総 則

第 1 章 総 則

第 1 節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、羅臼町防災会議が作成する計画であり、羅臼町の地域に係る防災に関し、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係各機関が、その機能のすべてをあげて住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、次の事項を定め、本町防災対策の万全を期することを目的とする。

- 1 羅臼町の区域を管轄し、若しくは、区域内に所在する指定地方行政機関、北海道、羅臼町、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務または業務の大綱
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な防災の組織に関すること
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の整備及び改善等災害予防に関すること
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食糧供給等災害応急対策に関すること
- 5 災害復旧に関すること
- 6 防災訓練に関すること
- 7 防災、思想の普及に関すること

第 2 節 計画の構成

羅臼町地域防災計画は本編の他、次の各編から構成する。

- 1 地震・津波防災計画編
- 2 資料編

第 3 節 計画の効果的推進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。

防災対策は、自助（町民が自らの安全を自らで守ること）、共助（町民等が地域において互いに助け合うこと）及び公助（町、北海道及び防災関係機関が実施する対策）のそれぞれが効果的に推進されるよう、町民並びに北海道、防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により、地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女平等参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要がある。

第1章 総 則

第4節 用 語

この計画において、各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|-------------|--|
| 1 基 本 法 | 災害対策基本法（昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号） |
| 2 救 助 法 | 災害救助法（昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号） |
| 3 町 防 災 会 議 | 羅臼町防災会議 |
| 4 本 部（長） | 羅臼町災害対策本部（長） |
| 5 町 防 災 計 画 | 羅臼町地域防災計画 |
| 6 防災関係機関 | 羅臼町防災会議条例（昭和 38 年羅臼町条例第 21 号）第 3 条
に定める委員の属する機関 |
| 7 災 害 | 災害対策基本法第 2 条第 1 項に定める災害 |

第5節 計画の修正要領

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号）第 42 条に定めるところにより随時計画内容に検討を加え、おおむね次に掲げる事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正するものとする。したがって、防災関係機関は、自己の所掌する事項について検討し、計画修正等がある場合は、町防災会議（事務局：総務課）に申し出ることとする。

- 1 計画内容に重大な錯誤があるとき
- 2 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき
- 3 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき
- 4 新たな計画を必要とするとき
- 5 防災基本計画、防災業務計画、北海道地域防災計画の修正が行われたとき
- 6 その他町防災会議会長が必要と認めたとき

前各号に掲げる事項については、計画の部分的な修正についても同様とする。

第 6 節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

町防災会議の構成機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務と業務の大綱は、次のとおりとする。

なお、事務又は業務を実施するに当たり、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

1 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
北海道開発局釧路開発建設部 (中標津道路事務所・根室港湾事務所)	(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (2) 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 (3) 国道の整備並びに災害復旧に関すること。 (4) 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応実施による町への支援(リエゾン(現地情報連絡員)派遣)に関すること (5) 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の派遣に関すること。 (6) 羅臼漁港施設の整備並びに災害復旧に関すること。 (7) 災害対策現地情報連絡員の派遣等、町が行う防災業務の協力に関すること。
北海道運輸局 釧路運輸支局	(1) 航行船舶の耐行性及び船舶施設の安全の確保を図ること。 (2) 災害時における海上輸送及び陸上輸送の連絡調整を行うこと。 (3) 災害時における港湾諸作業の調整及び施設利用の斡旋を行うこと。
北海道農政事務所 釧路地域センター	(1) 災害時における応急用食料の調達及び供給に関すること。 (2) 災害応急飼料対策において、要請に応じて応急飼料として飼料作物を供給する等、必要な措置を行うこと。
北海道森林管理局 根釧東部森林管理署	(1) 所轄国有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化を図ること。 (2) 所轄国有林の復旧治山並びに予防治山を実施すること。 (3) 林野火災の予防対策をたて、その未然防止を行うこと。 (4) 災害時において地方公共団体等の要請があった場合、可能な範囲において緊急対策及び復旧用材の供給を行うこと。
北海道総合通信局	(1) 災害時における通信の確保に関すること及び非常通信の訓練、運用、管理を行うこと。 (2) 非常通信協議会の運営に関すること。

第1章 総 則

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
第一管区海上保安本部 羅臼海上保安署	(1) 気象等特別警報、警報、注意報並びに情報等の船舶への周知及び災害情報の収集を行うこと。 (2) 災害時において船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の除去を行うこと。 (3) 災害時において罹災者、救援物資、人員等の海上輸送を行うこと。 (4) 海上における人命の救助を行うこと。 (5) 海上における船舶交通の安全の確保を行うこと。 (6) 海上における犯罪の予防及び治安の維持を行うこと。 (7) 海上災害時において自衛隊の災害派遣を要請すること。
札幌管区気象台 釧路地方気象台	(1) 気象、地象、水象等の観測並びにその成果の収集及び発表を行うこと。 (2) 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努めること。 (3) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震道に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に発表し、防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努めること。 (4) 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めること。 (5) 町が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行うこと。 (6) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、町や道に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行うこと。 (7) 町や道、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること。
北海道労働局 釧路労働基準監督署	(1) 事業場、工場等の産業災害防災対策を図ること。

2 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務 大 綱
陸上自衛隊第27 普通科連隊	(1) 災害予防責任者の行う防災訓練に必要な応じ、部隊等の一部を協力させること。 (2) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (3) 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。

第1章 総 則

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊 第302沿岸監視隊 (標津分屯地所在部隊)	(1) 災害予防責任者の行う防災訓練に必要な応じ、部隊等の一部を協力させること。 (2) 派遣部隊到着までの間、災害対策本部に部隊の一部を派遣すること。 (3) 標津分屯地の近傍に災害が発生し、人命及び財産の保護上、緊急を要する場合に、必要な応じ部隊を派遣し救援活動を行うこと。

3 北海道

機 関 名	事 務 又 は 業 務 大 綱
根室振興局	(1) 根室振興局地域災害対策連絡協議会に関する事務を行うこと。 (2) 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等その他災害予防措置を講ずること。 (3) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること (4) 災害応急対策及び災害復旧対策を実施すること。 (5) 町及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務 及び業務の実施を助け総合調整を図ること。 (6) 自衛隊の災害派遣要請を行うこと。
釧路総合振興局 釧路建設管理部 中標津出張所	(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (2) 道道、所轄河川の維持災害復旧に関すること。 (3) 急傾斜地崩壊危険区域の管理及び災害復旧に関すること。 (4) 関係河川の水位、雨量等の情報収集、伝達を行い、警戒体制の周知に関すること。 (5) 被災地の交通情報の収集及び交通路の確保を行うこと。 (6) 町所管公共施設（道路、河川等）に係る、災害発生時の応急対策、災害復旧等の技術的指導並びに水防活動支援に関すること。
根室振興局保健環境部 中標津地域保健室	(1) 医療施設、衛生施設等の被害情報の収集に関すること。 (2) 災害時における医療救護活動に関すること。 (3) 災害時における防疫活動に関すること。 (4) 災害時における給水、清掃等環境衛生活動に関すること。 (5) 医療、防疫薬剤の確保及び供給に関すること。 (6) 被災地における住民の食生活の安全確保を図ること。
北海道教育庁 根室教育局	(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。 (2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。 (3) 避難所に係る学校施設の使用に関すること。

4 北海道警察

機 関 名	事 務 又 は 業 務 大 綱
北海道釧路方面 中標津警察署	(1) 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関する こと。 (2) 災害情報の収集に関すること。 (3) 災害警備本部の設置運用に関すること。 (4) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。 (5) 犯罪の予防、取締り等に関すること。 (6) 危険物に対する保安対策に関すること。 (7) 広報活動に関すること。 (8) 自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。

5 羅臼町

機 関 名	事 務 又 は 業 務 大 綱
町長部局	(1) 羅臼町防災会議に関する事務を行うこと。 (2) 羅臼町災害対策本部の設置及び組織の運営に関する こと。 (3) 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等、地域 内の災害予防応急対策の総合調整を講ずること。 (4) 自主防災組織の充実を図ること。 (5) 住民の自発的な防災活動の促進を図ること。 (6) 住民に対する避難の勧告又は指示に関すること。 (7) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を 伝承する活動を支援すること。 (8) 防災上必要な訓練を実施すること。
知床らうす 国民健康保険診療所	(1) 災害時において救護班を編成し、り災者の収容、治療等業務を 行うこと。 (2) 本部が設置された場合に医療班を編成し、救急医療活動を実施 すること。
町教育委員会	(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の実施 に関すること。 (2) 文教施設及び文化財の保全対策等を実施すること。 (3) 文教施設の被害調査及び情報の収集を行うこと。 (4) 避難所に係わる学校施設等の使用に関すること。

第1章 総 則

6 消防機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務 大 綱
根室北部消防事務組合 羅臼消防署 羅臼消防団	(1) 災害時における消防活動及び水防活動に関すること。 (2) 災害時における避難誘導、救助及び救急に関すること。 (3) 火災警報、津波警報等の住民への周知に関すること。 (4) 被災地の警戒体制に関すること。

7 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務 大 綱
日本郵便株式会社 羅臼郵便局 八木浜郵便局	(1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保に関すること。 (2) 郵便の非常取扱いを行うこと。 (3) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動を行うこと。
東日本電信電話株式会社北海道事業部 (委任機関) (株)NTT東日本一 北海道釧路支店	(1) 気象官署からの警報を町に伝達すること。 (2) 災害時における重要通信の確保を図ること。
株式会社NTTドコモ北海道支社釧路支店	(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
KDDI株式会社 北海道総支社	(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
ソフトバンクモバイル株式会社 北海道支社	(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
日本赤十字社 羅臼町分区	(1) 救助に関し、民間団体及び個人の行う救助活動の連絡調整を行うこと。 (2) 災害義援金品の受領、配分及び募集を行うこと。 (3) 救援物資の供給に関すること。
日本放送協会 釧路放送局	(1) 防災に係る知識の普及に関すること。 (2) 予報（注意報を含む）、特別警報・警報、並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
北海道電力株式会社 中標津営業所	(1) 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。

8 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務 大 綱
社団法人 根室市外三郡医師会	(1) 災害時における医療関係機関との連絡調整、並びに応急医療及び助産その他救助活動に協力すること。
社団法人 釧路歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療関係機関との連絡調整、並びに応急歯科医療に協力すること。
社団法人北海道 薬剤師会根室支部	(1) 災害時における調剤、医薬品の提供に協力すること。
社団法人北海道 獣医師会根室支部	(1) 災害時における、飼養動物の対応に協力すること。
社団法人釧路根地区 バス協会	(1) 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の輸送について関係機関の 支援を行うこと。
一般社団法人北海道 LPガス協会 根室支部	(1) 災害時におけるエルピーガス供給活動の支援を行うこと。
社団法人釧路根地区 トラック協会 中標津支部	(1) 災害時における緊急輸送に関すること。

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	事 務 又 は 業 務 大 綱
町内会 (連合町内会)	(1) 災害時における住民連携及び相互の奉仕協力に関すること。 (2) 災害予防責任者が実施する防災訓練等への協力及び防災予防に関すること。
羅臼漁業協同組合 標津農業協同組合	(1) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力を行うこと。 (2) 農漁獲物の災害対策、指導を行うこと。 (3) 被災組合員に対する融資及び斡旋を行うこと。 (4) 農漁家生産資材及び生活物資の確保を行うこと。 (5) 農水産物の需要調整を図ること。 (6) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。 (7) 共済金支払いの手続きを行うこと。
羅臼町商工会	(1) 災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保について協力すること (2) 災害時における商工業者の経営指導及び復旧資金の斡旋に関する事
羅臼町建設業協会	(1) 災害時における応急対策業務を行うこと。
根室地区農業共済組 合標津家畜診療所	(1) 災害時における家畜防疫対策についての協力を行うこと。 (2) 町が行う家畜被害状況調査その他応急対策の協力を行うこと。

第1章 総 則

機 関 名	事 務 又 は 業 務 大 綱
羅臼町社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者に対する世帯構成資金の融資及びその斡旋に関すること。 (2) 被災者の保護についての協力に関すること。 (3) ボランティア団体の受入れ協力に関すること。。
阿寒バス株式会社 羅臼営業所	(1) 災害時におけるバス輸送の確保を行うこと。 (2) 災害時における救援物資及び防疫対策用物資の緊急輸送業等について関係機関の支援を行うこと。
一般運送事業者	(1) 災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送業等について関係機関の支援を行うこと。
社団法人日本水難救済会羅臼救難所	(1) 災害時における遭難者の人命、船舶及び積み荷の救助・救援を行うこと。
危険物関係施設の管理者	(1) 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。
電気通信事業者	(1) 災害時における電気通信の確保について関係機関の支援を行うこと。
避難所・避難場所の管理者	(1) 避難所、避難場所の適正な管理、運営及び応急対策の実施協力に関すること。

第7節 住民及び事業所の基本的責務等

災害から住民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限にするには、行政機関をはじめとして各防災機関の防災対策だけではなく、町民及び事業所は、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、「自らの身の安全は自らが守る」ということを意識し、行動することが重要である。特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えより一層充実する必要がある、その実践を促進する必要がある。

災害対策基本法第7条においても住民等の責務が「地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動等への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない」と明確に示されており、当町においても、災害時には、住民等は火火気の使用、自動車の通行、消火の準備、その他災害の発生の防止又は軽減を図るため必要な措置（緊急貯水、避難の準備、近隣の避難行動要支援者の把握・保護）等をとるとともに、町及び防災関係機関等が実施する応急活動に協力するなど、災害時には自主的な防災活動に努めるものとする。

第1 住民の責務

地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害への備えを行うとともに、災害時には自主的な防災活動に努めるものとする。

1 平常時の備え

- (1) 避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- (2) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (3) 近所との相互協力関係の構築
- (4) 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- (5) 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- (6) 避難行動要支援者への支援
- (7) 自主防災組織の結成

2 災害時の対策

- (1) 地域における被災状況の把握
- (2) 近隣の負傷者・災害時要援護者の救助
- (3) 初期消火活動等の応急対策
- (4) 避難場所での自主的活動
- (5) 防災関係機関の活動への協力
- (6) 自主防災組織の活動

第2 事業所の責務

従業員や施設利用者の安全確保はもとより、経済活動の維持、地域住民への貢献等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとする。

1 平常時の備え

- (1) 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP（※））の策定
- (2) 防災体制の整備
- (3) 事業所の耐震化・耐浪化の促進
- (4) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- (5) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- (6) 取引先とのサプライチェーンの確保

2 災害時の対策

- (1) 事業所の被災状況の把握
- (2) 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- (3) 施設利用者の避難誘導
- (4) 従業員及び施設利用者の救助
- (5) 初期消火活動等の応急対策
- (6) 事業の継続又は早期再開・復旧
- (7) ボランティア活動への支援等、地域への貢献

※BCP（事業継続計画）Business Continuity Plan の略。

災害時において事業継続の視点から対応策をまとめたものであり、仮に中断したとしても、短期間で重要な業務、機能を再開し、事業を継続するために準備しておく計画のこと。

第2章 羅臼町の概況

第2章 羅 臼 町 の 概 況

第1節 羅臼町の自然的条件

第1 位置および面積

羅臼町は北海道の東北端、知床半島の東側に位置し、南は植別川を境に標津町に接し、東に国後島を望み、西北一体は標高 1,661mの羅臼岳を最高峰とする知床連山を境に斜里町と接しています。町の面積は 397.91 k m²で、南北に約 64.0 k m、東西に約 8 k mと細長い地形で、町域の約 95%が森林で占められています。

海岸線から標高差が大きいため平地が少なく、川沿いに広がる平地と、海岸沿いの平地に集落が形成されています。また、半島突端に向けて急峻な海岸線が多く、岬町が集落形成の東端となり、その先の相泊以北は道路も整備されてないため、交通手段も海上輸送に頼らなくてはなりません。しかし、一方で平成 17 年 7 月 17 日にユネスコの世界自然遺産に登録された雄大な自然環境があり、特徴ある原始的景観が現存しています。

周辺地域との広域道路体系は、標津～羅臼間を結ぶ国道 335 号と、斜里～羅臼間を結ぶ国道 334 号によって形成されていますが、国道 334 号は冬季閉鎖のため、国道 335 号が広域的な社会経済活動を担う唯一の通年基幹道路です

第2 地質及び土壌

知床半島地域は新第三系の山脈が主となり、地質は下位より忠類層、越川層、幾品層に大きく三分されている。忠類層は安山岩～流紋岩質溶岩、火砕岩が主体であり、越川層は硬質頁岩、泥岩、砂岩などの碎屑性堆積物を主体としており、幾品層は泥岩、砂岩、凝灰岩が主体となっている。また、第四紀火山列の麓には羅臼温泉が湧出しているほか、相泊と瀬石には海浜に湧出する温泉もある。

第3 気象

気候は 2013 年（平成 25 年）の年平均気温が 5.7 度で、月平均気温は 1 月が最も低く -6.3 度、8 月が最も高く 16.9 度、海洋の影響を受けて内陸の地域に比べて年間の寒暖の差が少なくなっています。また、降水量は、2013 年（平成 25 年）の年間降水量が 2056.0mm で、近隣地域と比較しても多い。

第4 産業の概況

羅臼町の基幹産業は漁業であるが、主力であったスケトウダラ漁が 1990 年（平成 2 年）をピークに水揚げ高が急激に落込み、近年はサケ定置網漁が主力となっている。

併せて水産加工業を中心とする工業も漁業水揚げ高と同様に不安定な状況ではあるが、基幹産業の一翼を担い羅臼町を支えている。

農業は冷涼な気象条件から穀類を主とした農業はほとんど望まれない。このため酪農を主体とした農業を営んでいるが、1999 年（平成 11 年）に 16 戸あった酪農家数が 2007 年（平成 19 年）には 9 戸となり牛乳出荷量も近年減少傾向にあります。2009 年（平成 21 年）4 月より、当町で 35 年ぶりの新規就農で 10 戸となるも、2013 年（平成 25 年）に 1 戸離農し、再び 9 戸となっている。

第2章 羅臼町の概況

第2節 災害の概況

本町の過去の災害状況は、表（羅臼町災害発生記録）のとおりであるが暴風雨、暴風雪（低気圧、台風等）に伴う強風と高波による災害が最も多く以下、大雨、地震災害がこれに次いでいる。

以上、各種災害を概観すると次のとおりである。

第1 雪 害

本町の初雪は11月上旬頃であるが、雪質は密度が小さく乾雪が多く寒冷な気湿との関係もあって根雪期間が長く春先の融雪出水のほか、吹雪が交通、通信、産業等に甚大な被害を及ぼしている。即ち、吹雪はバスダイヤの混乱、漁船の遭難及び通行通信障害を続出させバス等の途絶を招来する。また積雪による営農期間の短縮もまた雪害の大きな要素となる。

第2 流水災害

海水は10月中旬頃すでにオホーツク海北西隅、北東隅において薄氷となり、11月頃には結氷するといわれている。結氷後、次第に厚さと広さを増して南下し、本道オホーツク海沿岸近くまで占めるようになる。1月上旬から4月の間は、全海域に流水がみられるようになり、厚さも寒凍期には1.5mに及ぶといわれ、北東岸、根室海峡では船舶の航行は不能となり、太平洋沿岸にも流出して沿岸魚介類に被害を及ぼす。

第3 融雪災害

融雪災害は山地が融雪期に入る4月下旬から5月上旬にかけて最も多く、この原因についてはおおむね次のように考えられる。即ち、平地の融雪は徐々に河川に注ぐため急激な増水はおこさないが土地を水で飽和させ、小河川をみなぎらせ出水の要素を作る。このような状態のところ、山腹の積雪がとけ急速に河川に注ぎ、平地の融雪によって貯えられた水とともに河川の流れを活発にして一挙に出水することになり、道路、橋梁の破損等大きな被害をもたらすことになる。

第4 地震災害

根室半島沖を含む千島海溝周辺は地震活動が極めて活発であり、これまでに、昭和27年と平成15年の十勝沖地震、平成6年の北海道東方沖地震の大地震マグニチュード8を超える規模の地震や、昭和48年根室半島南東沖地震、平成5年釧路沖地震等マグニチュード7以上の津波を伴う地震が繰り返し発生している。これらの地震により、本町では震度5程度の揺れを観測し被害が発生している。

第5 大雨、暴風、暴風雪災害

冬期間には北海道の南岸を発達しながら気圧が通過することにより、暴風雪被害が発生する。また、低気圧が通過後にオホーツク海で更に発達し、北西の風（出し風）が非常に強くなり暴風被害が発生する。夏から秋にかけては、近年は台風や熱帯低気圧が接近することがあり、大雨や高潮により床下・床上浸水や河川の増水によるはん濫など多くの被害をもたらす。

※過去の羅臼町の災害発生状況については、「資料編 資料3 羅臼町災害発生記録」参照

第 3 章 防災組織

第3章 防災組織

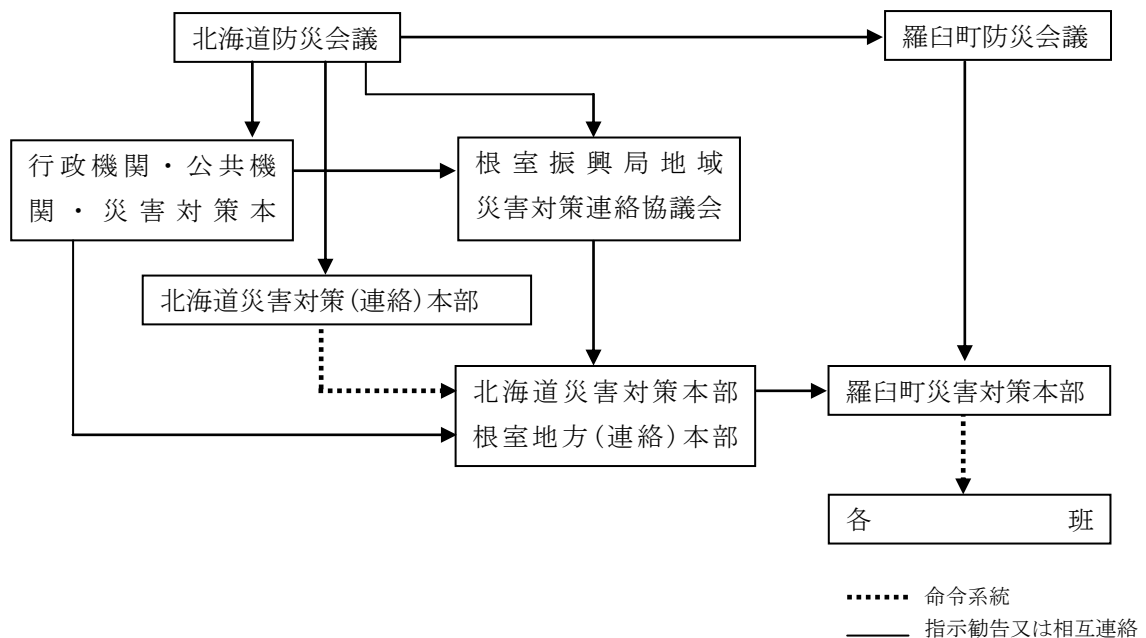
第1節 羅臼町防災組織

災害の予防、応急及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、本章においては防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予警報の伝達等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

羅臼町の地域における防災行政を総合的に運営するための組織として羅臼町防災会議があり、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、各機関はそれぞれ災害対策本部等を設置して応急対策活動等を実施するものとする。

その系統を図示すれば次のとおりである。

＜羅臼町地域における防災体制図＞



第2節 羅臼町防災会議

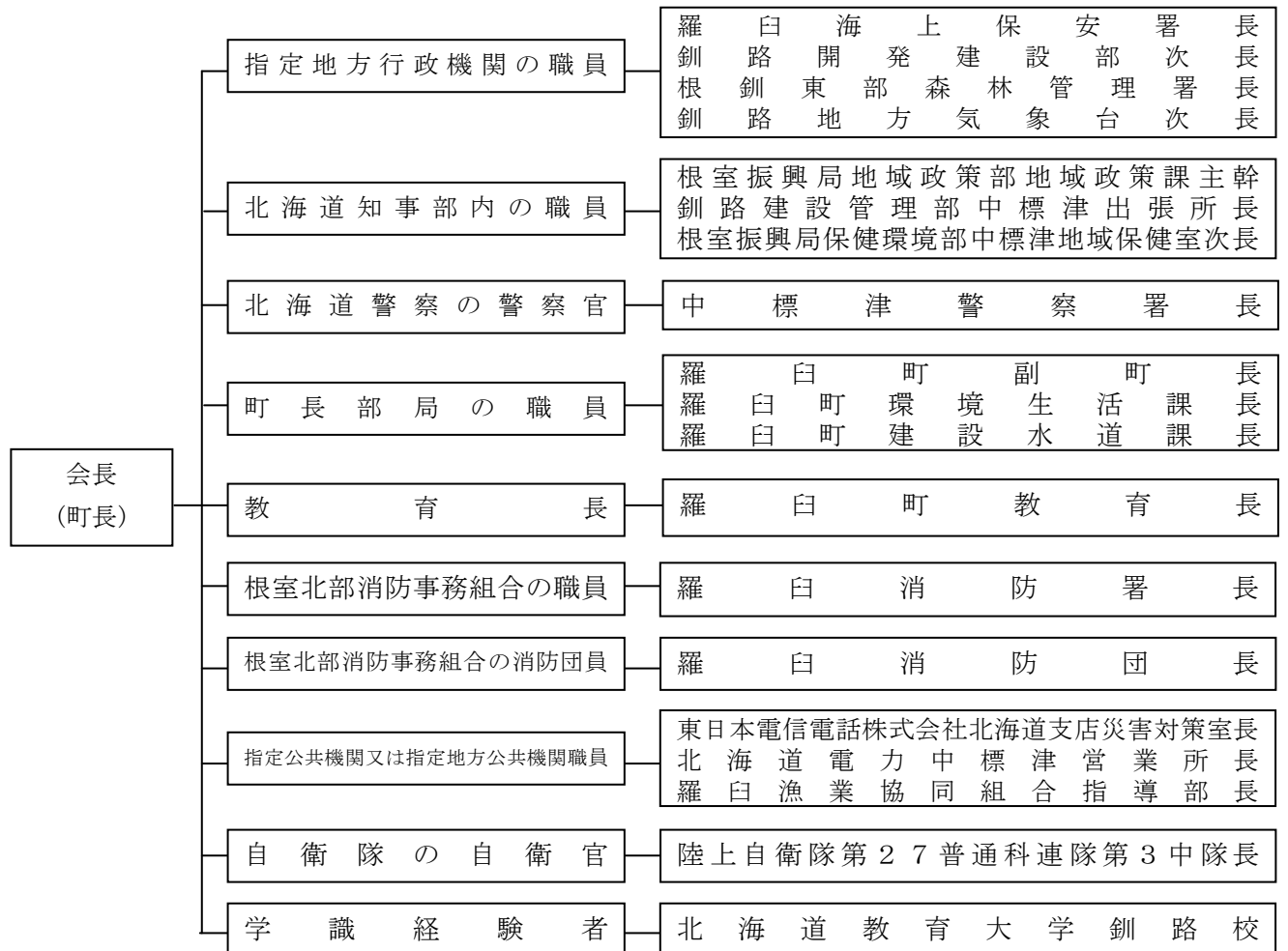
第1 町防災会議の組織

町防災会議は、町長を会長とし、基本法第16条第6項に基づき制定された羅臼町防災会議条例（昭和38年羅臼町条例第21号）第3条第5項に規定する機関の長等を委員として組織するものであり、その所掌事務は、本町における防災計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、機関相互間の連絡調整を行うものである。

なお、組織及び運営の概要は次のとおりである。

1 町防災会議

＜町防災会議の構成図＞



2 運 営

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）及び羅臼町防災会議条例（昭和38年羅臼町条例第21号）に定めるものの他は、次の各号による。

- （1）防災会議の会長（以下「会長」という。）に事故あるときは、防災会議委員（以下「委員」という。）である羅臼町防災担当部長がその職務を代理する。
- （2）防災会議は、会長が招集する。
- （3）委員は必要があると認めるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができるものとする。
- （4）防災会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き議決することができない。
- （5）前各号に定めるもののほか、運営等に関し必要な事項は会長が定める。

第3節 羅臼町災害警戒本部

羅臼町災害警戒本部（以下警戒本部という。）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、羅臼町災害対策本部を設置するまでに至らない災害において、総務課長が設置を指示し、災害の警戒及び応急対策等を組織的に実施する。

第1 警戒本部の業務

- 1 災害初期における情報の収集、伝達及び処理
- 2 警戒本部に必要な職員の配備
- 3 災害の発生が予想される地域への巡回及び広報
- 4 その他災害の警戒及び応急対策上必要な事項

第2 警戒本部の設置及び解散

1 設置基準及び配備体制

警戒本部の設置基準は、「本章 防災組織 第5節 非常配備体制」を参照。

2 警戒本部の解散

予想された災害の発生危険が解消したとき又は災害発生後において、災害応急対策等が完了したときに解散する。

3 警戒本部設置の周知

災害警戒本部を設置又は解散した場合は、根室振興局に通知するとともに、住民に対し防災行政無線、広報車等適宜の方法で周知するものとする。

4 警戒配備体制

(1) 総務課長は、災害の状況に応じ、警戒配備に必要な人員の招集又は、警戒活動を指示することができる。

(2) 組織及び運営

ア 警戒本部長

警戒本部は、総務課長を本部長、副本部長はその都度指名することとし、総務課長が不在の時は、総務課長が本部長を指名することとする。

イ 連絡会議

警戒本部長は、災害の警戒及び応急対策の実施に関し、必要があるときは、召集職員により、その会議を主宰する。

ウ 警戒配備の指示

警戒本部長は、警戒本部を設置した場合、災害の種別に応じ、警戒配備を指示する。

エ 警戒配備体制

警戒本部にあたる職員は、警戒活動上必要な職員とする。

オ 警戒本部の庶務

警備本部に係る庶務は、総務課が行う。

第3章 防災組織

カ 羅臼町災害対策本部への移行

警戒本部は、町域に災害が発生し、重大な影響を与えると認められる場合又は被害が拡大するおそれがあり、総合的な対策が必要と認められる場合は、羅臼町災害対策本部に移行する。

第4節 羅臼町災害対策本部

第1 設 置

町長は、災害または事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合で、必要があると認められるときは、基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

なお、災害対策本部の設置は、次の設置基準に該当するほか、緊急を要する事態が生じ、町長が必要と認めるときに設置する。

災害対策本部の具体的な設置基準は、「本章 防災組織 第5節非常配備体制」を参照。

＜本部設置基準＞

種別		設置基準
風水害		・多くの住家や人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき ・多くの地域で避難勧告や孤立集落等が発生し、応急対策が必要なとき ・多くの交通機関の障がい、生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき
雪害・凍害		・被害が大規模で広域にわたるとき
大事故等	海上災害	・大量の油等が流出し、漁業や環境に被害が発生したとき、又は発生が予想されるとき ・人命の救助救出及び被害者対策等を必要とするとき ・事故により生活物資輸送等に影響が生じ、対策が必要なとき
	航空災害	・人命救助救出活動の難航が予想されるとき ・航空機が消息を絶ったとき
	道路災害（※）	・被害が大規模なとき ・人命救助救出活動の難航が予想されるとき
	危険物等災害	・被害が大規模なとき ・人命救助救出活動の難航が予想されるとき
	大規模火災	・被害が大規模なとき ・人命救助救出活動の難航が予想されるとき
	林野火災	・火災が広範囲にわたり消火活動の難航が予想されるとき ・人命救助救出活動の難航が予想されるとき
地震・津波災害		・震度5弱以上の地震が発生したとき ・沿岸に「津波・大津波」の津波警報が発表されたとき ・地震や津波による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき
その他		・上記以外の災害又は複数災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき

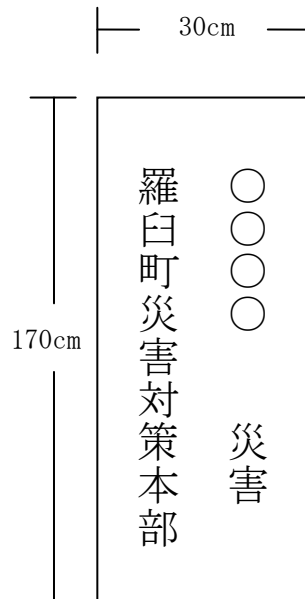
※道路災害とは、道路構造物の被災又は車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされる災害

第2 本部設置の周知

町長は、本部を設置したときは、直ちに庁内、各防災機関、住民に対し庁内放送、電話、防災行政無線、広報車等適宜の方法で周知するものとする。

第3 本部設置場所

- 1 災害対策本部は、本庁舎2階執務室内に本部を設置するものとする。
- 2 本部を設置したときは、本庁舎正面玄関等に次の本部標識版を掲示する。



第4 現地本部の設置

- 1 本部長は、早急な諸対策等を行うために必要と認めたときは、災害発生地域に本部の現地対策班として、現地本部を設置することができるものとする。
- 2 現地本部には、現地本部長及び現地本部員等を置き、本部長が指名する者をもってこれに充てるものとする。
- 3 現地本部長は常に本部と連絡を保ち、的確な指示、情報交換により適切な措置を講ずるものとする。

第5 本部の廃止

- 1 本部長は、次の各号の一に該当する場合に廃止する。
 - (1) 本町の地域に災害発生の危険が解消したとき。
 - (2) 災害に関する応急対策措置が概ね完了した時。
 - (3) 公共機関及び公共的機関の災害応急措置が概ね完了し、町民生活に障害となる状況が解消されたと認めるとき。
 - (4) 本部を廃止したときは、各防災機関、住民に対し電話、防災行政無線、広報車等適宜の方法で通知するものとする。

- (5) 廃止後においても、災害事務、救済策の実施を要する場合は、それぞれ本来業務を所掌する課に業務を引き継ぎ、それぞれの関係課において対策業務を行うものとする。この場合総務班は、業務の内容、遂行状況等について各課からの報告を求め、常に全体の状況を掌握し、また必要な指示を行うものとする。

第6 本部の組織及び事務所掌

- 1 本部に対策部及び班を置く。
- 2 本部の組織は、別表1のとおりとする。
- 3 班の名称及び班長に充てられる職員、相当する課、並びにそれぞれの班の所掌事務は、別表2及び別表3のとおりとする。
- 4 各班の編成及び所掌する事務については、原則として別表2及び別表3によるが、災害状況等により、課内で調整、編成替えを行い、適切な活動を行うものとする。
この場合、課内での変更分担事務は各班長が定め、指示するとともに、本部長へ報告する。
- 5 災害状況、又は特に必要と認めるときは、本部長は別表2及び別表3と異なる編成を各班に指示することができる。

第7 本部の運営

災害対策本部が設置された場合、本部に「本部員会議」を置き、災害対策に必要な事項について協議するものとする。

1 本部員会議

(1) 本部員会議の構成

本部員会議は本部長、副本部長及び指定の本部員をもって構成する。

本部長	町長
副本部長	副町長、教育長
本部員	消防署長、各班長、事務局（総務課）

ア 本部員会議は、本部の職務遂行上重要な事項を協議推進するため、本部長が必要と認めた場合に開催する。

イ 本部員会議は、本部長が召集する。

ウ 災害の規模及び態様により、本部役員は必要により所属の職員を伴って 会議に出席することができる

エ 本部長は、災害の規模及び状態により、職務上特に必要と認めた本部員により会議を開催することができる

オ 本部員は、会議の招集を必要と認めたときは、総務班長にその旨を申し出る。

(2) 本部役員会議の事務局

本部員会議の事務局は、総務課におくものとする。

第3章 防災組織

(3) 本部員会議の協議事項

- ア 本部の非常配備体制の確立及び廃止に関すること。
- イ 各班の措置事項の指示、協議。
- ウ 災害応急対策及び予防対策の指示、協議。
- エ 各班間の調整事項の協議。
- オ 自衛隊災害派遣要請の要否の協議。
- カ 市町村または北海道への応援要請の要否の協議。
- キ 関係機関に対する応援の要請及び災害救助法の適正申請に関すること。
- ク その他災害対策に関する重要な事項。

(4) 会議決定事項の周知

本部長は本部役員会議の決定事項のうち、職員に周知する必要があると認めた事項については、各班長、副部長を通じ、速やかにその徹底を図るものとする。

(5) 本部連絡員

本部連絡員は、本部の各班長、副班長をもってあて、災害応急対策について積極的に相互協力を行い、本部と各班の情報及び対策遂行上の調整を図る。

(6) 本部の庶務

本部の庶務は、総務課において処理する。
その他本部の運営について必要な事項は、本部長が定める。

(7) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

町の幹部職員及び防災担当職員が、交通の途絶職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、予め、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

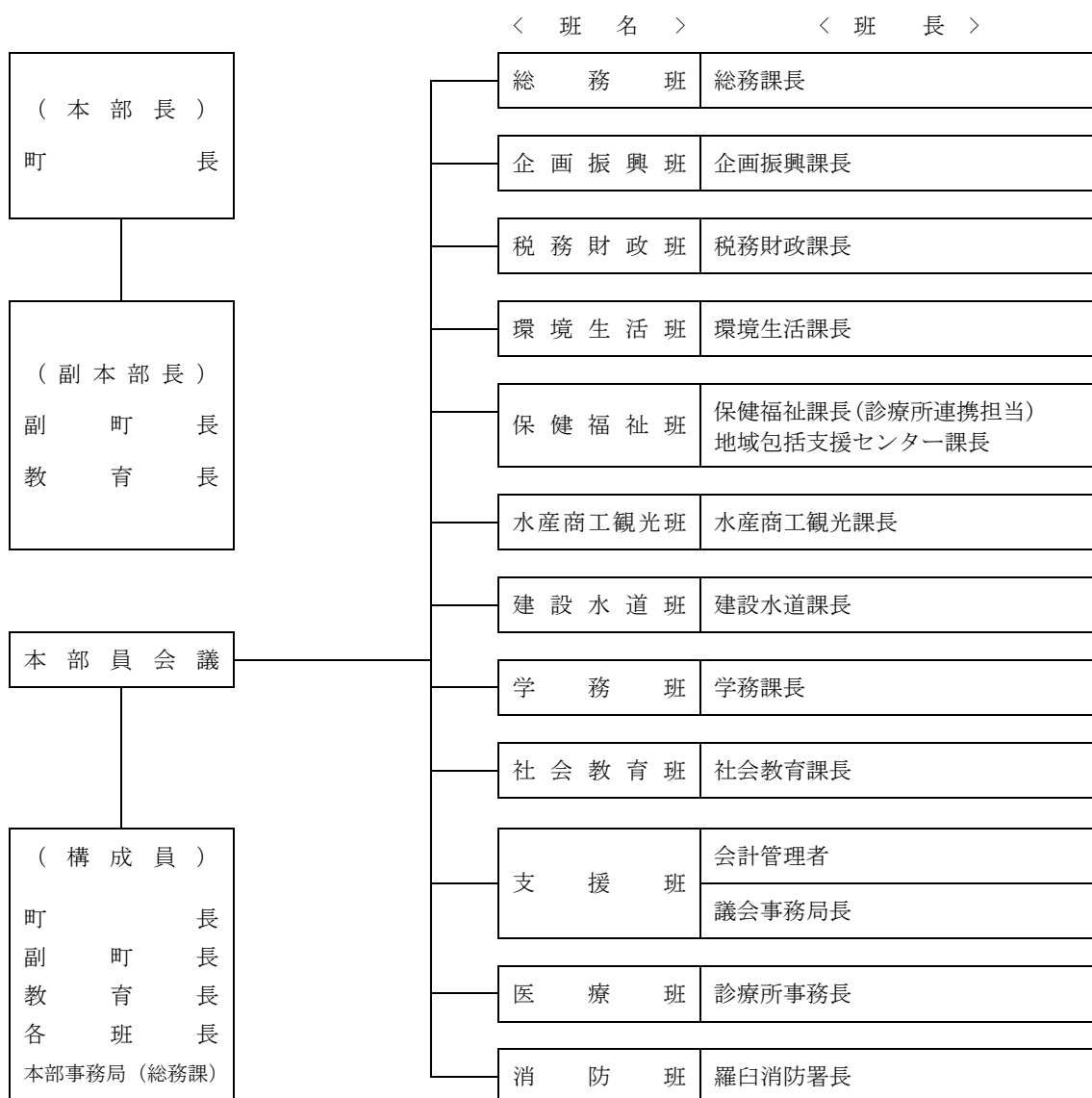
なお、本部長及び副本部長の代替職員については、以下のとおりとし、本部員の代替職員については次席の者とする。

<本部長及び副本部長の代替職員>

名称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）
町長 (本部長)	副町長	総務課長	企画振興課長
副町長 (副本部長)	総務課長	企画振興課長	水産商工観光課長

第3章 防災組織

別表1



※各班に副班長をおく。副班長は班長が指名するものとする。

※本部事務局は、総務課長、総務課職員をもって充てる。

第3章 防災組織

別表2 各班の編成内容

対策班	班長	所管
総務班	総務課長	総務担当、防災担当、庁舎管理担当、職員厚生担当、情報管理担当、公用車担当
企画振興班	企画振興課長	企画担当、広報統計担当、北方領土対策担当
税務財政班	税務財政課長	税務担当、徴収担当、財政担当
環境生活班	環境生活課長	戸籍担当、国民年金担当、環境衛生担当、交通住民担当
保健福祉班	保健福祉課長 (診療所連携担当) 地域包括支援センター課長	国民健康保険担当、後期高齢者医療担当、医療給付担当、介護担当、社会福祉担当、地域包括支援担当
水産商工観光班	水産商工観光課長	水産担当、商工担当、観光担当、農林担当、治山担当
建設水道班	建設水道課長	道路維持担当、水道担当、管財担当、公住担当、建設担当、温泉担当
学務班	学務課長	各小学校、中学校、幼稚園、学校給食センター
社会教育班	社会教育課長	公民館、郷土資料館、図書館
医療班	診療所事務長	知床らうす国民健康保険診療所
支援班	会計管理者 議会事務局長	出納担当、議会担当
消防班	羅臼消防署長	羅臼消防署

第3章 防災組織

別表3 班の所掌事務

班 名	業 務 分 担
各班共通事項	1 所管に属する災害応急対策等に必要な資機材の整備及び点検に関すること。 2 所管に属する被害状況調査、被害状況報告、災害応急対策及び災害復旧に関すること。 3 災害時における所管事項の執行記録に関すること。 4 他班の協力に関すること。 5 避難所の開設等の支援に関すること。
総 務 班 (総務課)	1 防災会議、その他関係機関との連絡調整に関すること。 2 本部の設置及び運営に関すること。 3 本部員会議に関すること。 4 本部の庶務と各班との連絡調整に関すること。 5 気象予報警報及び地震に関する情報の受理伝達に関すること。 6 住民に対する避難勧告・避難指示及び各種災害情報の伝達及び広報に関すること。 7 被害状況の収集集計に関すること。 8 自衛隊の派遣の要請に関すること。 9 各地区との連絡、関係団体、住民組織等の出動要請に関すること。 11 災害時の車両（作業用を除く）の確保及び配車に関すること。 12 災害記録に関すること。 13 役場庁舎の被害調査及び復旧に関すること。 14 職員の非常招集・解除に関すること。 15 職員の被災状況調査に関すること。 16 職員等の寝具、食糧及び被服等の調達及び配布に関すること。 17 通信連絡機能の確保に関すること。 18 義援金品の受付、保管及び配布に関すること。 19 その他各班に属さない事項に関すること。
企画振興班 (企画振興課)	1 本部が行う発表、依頼等の広報活動及び報道関係機関との対応に関すること。 2 関係機関に対する陳情及び請願に関すること。 3 国、道に対する要望書及び資料作成に関すること。 4 災害報道記事及び災害状況写真等の収集に関すること。 5 災害視察者及び見舞者の対応、接遇の応援に関すること。 6 災害に関する、被災者住民からの相談及び苦情等に関すること。

第3章 防災組織

班 名	業 務 分 担
税務財政班 (税務財政課)	1 災害予算及び決算に関すること。 2 災害応急及び復旧対策に要する資金計画に関すること。 3 災害応急対策時の物品、資機材の調達及び借上げに関すること。 4 被災者の町税等の減免措置に関すること。 5 被災者の町税等徴収措置に関すること。 6 被害に伴う税の減収見込み額等の把握に関すること。 7 町有財産の被害調査及び応急対策に関すること。 8 来庁者の避難誘導の応援に関すること。 9 住家被害認定(り災証明書)に関すること。 10 被災者名簿に関すること。 11 一般被害(人的被害、住家被害、非住家被害)の調査及びとりまとめに関すること。
環境生活班 (環境生活課)	1 災害時の交通安全に関すること。 2 災害時の防犯に関すること。 3 災害時の清掃計画の作成及び廃棄物の処理に関すること。 4 遺体の収容処理及び埋火葬に関すること。 5 災害時の公害防止対策及び緊急措置に関すること。 6 災害時の環境衛生保持に関すること。 7 被災者の国民年金保険料減免、免除に関すること。 8 衛生資材の供給確保に関すること。
保健福祉班 (保健福祉課)	1 災害救助法に基づく救助の実施の総括に関すること。 2 日赤との連絡調整に関すること。 3 被災者に対する災害見舞金品に関すること。 4 被災者等に対する炊出し、食料品の支給に関すること。 5 救助物資の配布及び生活必需品の支給及び貸与に関すること。 6 被災者への融資に関すること。 7 高齢者、障がい者等避難行動要支援者の避難対策及び安全確保に関すること。 8 応急救護所の開設及び管理に関すること。 9 被災者の救護に関すること。 10 診療所に対する協力要請及び連絡に関すること。 11 福祉施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 12 被災地及び被災者の健康・栄養指導に関すること。 13 避難所の環境衛生保持に関すること。 14 救急薬品等の供給確保に関すること。 15 災害時の防疫及び伝染病に関すること。 16 根室振興局保健環境部中標津地域保健室との災害関係の連絡調整に関すること。 17 ボランティアの受入れに関すること。 18 福祉避難所との連絡調整に関すること。

第3章 防災組織

班 名	業 務 分 担
水産商工観光班 (水産商工観光課)	1 災害時における水産関係機関との連絡調整に関する事。 2 羅臼海上保安署、羅臼漁業協同組合等との情報共有、被災関係の連絡調整に関する事。 3 被災漁家、漁船の調査及び復旧に関する事。 4 水産物及び水産施設の被害調査に関する事。 5 被災漁家に対する金融相談及び応急対策に関する事。 6 漁港、防波堤等の被害調査及び応急対策に関する事。 7 災害時における船舶確保及び配船に関する事。 8 水難救護及び漂流物件に関する事。 9 流出油等に関する事。 10 災害時における農業関係機関との連絡調整に関する事。 11 農業施設、家畜等の被害調査及び応急対策に関する事。 12 災害時の農林畜産関係資金の融資に関する事。 13 家畜飼料の確保に関する事。 14 災害時の家畜等の防疫に関する事。 15 災害時の病虫害防疫に関する事。 16 林野の火災予防に関する事。 17 災害時における商工業者の被害調査及び災害復旧対策に関する事。 18 災害時における観光施設関係の被害調査及び復旧対策に関する事。 19 災害時における商工業関係機関との連絡調整に関する事。 20 被災商工業者の金融相談及び応急対策に関する事。 21 旅行者の避難及び安全確保に関する事。 22 災害時の労働相談に関する事。 23 災害時における作業員の雇用に関する事。 24 労務供給計画に関する事。 25 企業防災対策に関する事。 26 救援物資の調達及び供給計画に関する事。
建設水道班 (建設水道課)	1 道路・橋梁・河川・海岸等土木施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 交通不能箇所の調査及び通行路線の確保に関する事。 3 災害復旧対策全般に（他班の主管に属するものは除く）に関する事。 4 土木建設機械運用に関する事。 5 災害応急資材の調達・配分・備蓄に関する事。 6 応急復旧資材の輸送に関する事。 7 障害物除去に関する事。 8 被災地の復旧に伴う都市計画の立案及び実施に関する事。 9 土木施設の災害復旧に関する事。

第3章 防災組織

班 名	業 務 分 担
	10 災害時の建設相談及び指導に関すること。 11 災害救助法に基づく住宅の応急修理に関すること。 12 災害救助法に基づく応急仮設住宅の建築に関すること。 13 建物及び宅地の応急危険度判定に関すること。 14 水道施設の被害調査及び応急、災害復旧対策に関すること。 15 応急給水及び飲料水の供給に関すること。 16 地熱施設関係の被害調査及び復旧対策に関すること。 17 避難所の応急復旧に関すること。 18 防災建築の促進に関すること。
学務班 (教育委員会学務課)	1 町内教育機関の避難所としての開設等に関すること。 2 町内教育機関の避難誘導に関すること。 3 学校教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 4 学校教育施設の応急利用に関すること。 5 児童生徒の安全確保、応急救護及び被災状況の調査に関する こと。 6 応急教育の確保及び被災生徒の教科書、学用品等の支給に関 すること。 7 教職員の確保に関すること。 8 給食施設の応急利用に関すること。 9 児童生徒、教職員に対する防災教育に関すること。 10 教育関係義援金品の受付保管に関すること。
社会教育班 (社会教育課)	1 社会教育等施設の応急利用に関すること。 2 社会教育等施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 社会教育施設利用者の避難誘導及び安全確保に関すること。 4 文化財の保護及び応急対策に関すること。 5 社会体育施設の応急利用に関すること。
医療班 (知床らうす国民健康保険診療所)	1 災害時における国保診療所の管理運営に関すること 2 入院患者及び通院患者の避難誘導に関すること 3 災害時における医療に関すること 4 医療班の編成及び巡回に関すること 5 医療薬品等の確保に関すること
支援対策班 (出納室、議会事務局)	1 本部長指示による各班への支援
消防班 (羅臼消防署)	1 本部設置までの間の応急活動に関すること 2 消防活動及び水防活動に関すること 3 被災地の警戒活動に関すること 4 火災警報等の住民への周知に関すること 5 住民の避難誘導と人命救助に関すること 6 災害時における救急活動に関すること 7 消防対策所管施設の被害調査及び復旧に関すること

第5節 非常配備体制

本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備体制を整えるものとする。

ただし、本部が設置されていない場合にあっても、必要と認めたときは、非常配備体制をとることとする。

第1 非常配備体制の種類と基準

- 1 非常配備の種別、配備内容、配備時期等に関する基準は次の「非常配備に関する基準」のとおりとする。

非常配備に関する基準

第1 非常配備（災害警戒本部）	
配備時期	(1) 気象業務法に基づく気象、地象及び水象に関する情報又は警報が発表され、災害の発生が予想されるとき。 (2) 震度4の地震が発生したとき。 (3) 暴風雪時、国道335号が通行止めとなったとき。 (4) 羅臼岳、知床硫黄山、天頂山のいずれかに噴火警報（火口周辺）入山危険が発表されたとき。 (5) その他本部長が必要と認めたとき。
配備内容	(1) 特に関係のある次の班の少数人員で、情報収集及び連絡活動等が円滑に行いうる体制をとる。 ア 総務班（総務課） イ 建設水道班（建設水道課） ウ 水産商工観光班（水産商工観光課） エ 消防班（羅臼消防署） オ 本部長が特に必要とする班 (2) 事態の推移に伴い、第2非常配備体制に円滑に移行しうる体制とする。
活動内容	(1) 警戒本部長は、釧路地方気象台その他関係機関と連絡をとり、気象、地象及び水象に関する情報及び災害状況の収集を図るものとする。 (2) 警戒本部長は、関係する各班長に収集情報の提供及び活動状況聴取等についての情報連絡にあたる。 (3) 各班長は、警戒本部長からの情報に基づき、情勢に対応する措置を検討するとともに、巡回、軽微な活動など、随時待機職員に対し必要な指示を行う。

第3章 防災組織

第 2 非 常 配 備（災害警戒本部・災害対策本部）	
配 備 時 期	(1) 局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。 (2) 北海道太平洋沿岸東部に津波注意報が発表されたとき。 (3) 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 (4) 町内の河川水位が避難判断水位を超えた場合。 (5) その他本部長が必要と認めたとき。
配 備 内 容	(1) 災害応急対策に関係のある各班の所要の人員をもってあたるもので、災害の発生とともに直ちに非常活動を開始できる体制とする。 (2) 第1非常配備体制に係る各班長は、必要な職員を招集する。 (3) 事態の推移に伴い、第3非常配備体制に円滑に移行しうる体制とし、第1非常配備体制に係わらない各班長は登庁することとする。また、その他の職員は状況に応じ召集することとし、又は待機（自宅又は所属課）とする。
活 動 内 容	(1) 災害対策本部長または、災害警戒本部長は、本部の機能を円滑ならしめるため、必要に応じて本部員会議を開催する。 (2) 各班長は、情報の収集及び連絡体制を強化する。 (3) 各班長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。 ア 災害の現況について職員に周知させ、所要の人員を非常配備につかせる。 イ 装備、物資、資機材、設備、機械等を点検し、必要に応じ被災現地（被災予想地）へ配置するものとする。 ウ 災害対策に関係ある協力機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。

第 3 非 常 配 備（災害対策本部）	
配 備 時 期	(1) 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被災が甚大であると予想される場合において、本部長が当該非常配備を指令したとき。 (2) 町に各種特別警報が発表される恐れがある場合または特別警報が発表された場合。 (3) 震度5弱以上の地震が発生したとき。 (4) 北海道太平洋沿岸東部に津波警報、大津波警報が発表されたとき。 (5) 羅臼岳、知床硫黄山、天頂山に噴火警報（居住地域）居住地域嚴重警戒が発表されたとき。 (6) 予想されない重大な災害が発生したとき。
配 備 内 容	(1) 本部の全員をもってあたるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。
活 動 内 容	(1) 速やかに町内全域の被害状況調査、収集、連絡活動及び応急対策にあたる。 (2) 各班は、全勢力をあげて、速やかに町内全域の被害状況を調査、収集に努めるとともに、精力的に応急対策活動にあたる。

2 災害規模及び特性に応じ、先の基準によりがたいと認められる場合においては臨機応変の配備体制を整えるものとする。

3 各班長は先の基準に基づき、平時より人員、車両及び資機材の配備計画をたておくものとする。

4 職員非常招集連絡

各班長は、非常招集の場所、所属職員の連絡系統を明らかにしておかなければならない。

第2 配備体制確立の報告

非常配備体制の指示がなされたとき、又は各配備基準に該当した場合、各班長は直ちに所管による配備体制を整えるとともに、速やかに体制確立状況を総務班長に報告するものとする。

第3 非常配備体制の解除

各班における班長の所掌する事項の情報収集・準備・確認を実施した後、その内容について各班長へ報告後、各班長は本部長へ報告し、それをもって配備体制の解除及び縮小等についてを本部長が指示する。

第4 職員の動員計画

災害が発生し又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を迅速、かつ的確に実施するための職員等の動員計画である。

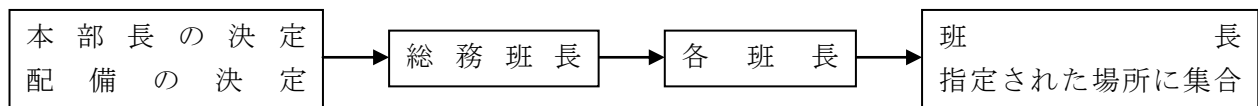
1 動員の配備、伝達系統及び伝達方法

(1) 勤務時間内の伝達系統及び伝達方法

ア 非常配備体制が指示された場合、又は本部を設置した場合、本部長（町長）の指示により関係対策班に対し通知するものとする。

イ 各対策班長は、速やかに各職員に周知するとともに、指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他の応急対策を実施する体制を整える者とし、職員は直ちに書定の配備につくものとする。

伝達系統図（勤務時間内）



(2) 勤務時間外（休日及び夜間）伝達系統及び伝達方法

ア 警備員等による伝達

警備員は、次に掲げる情報を察知したとき、総務課長（不在時は総務防災担当係長）に連絡するものとする。

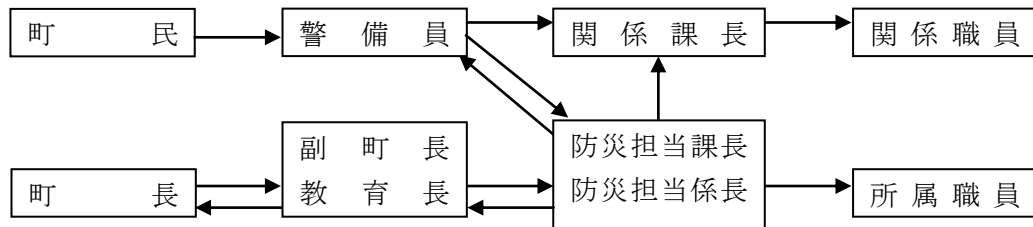
(ア) 災害発生のおそれのある気象情報等が関係機関から通知され、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。

(イ) 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められたとき。

第3章 防災組織

(ウ) 災害の発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。

伝達系統図（勤務時間外）



(3) 職員への指示伝達体制の確保

各課長は、所属職員への連絡方法等を事前に把握しておき、通報を受理後、直ちに関係職員の登庁、出動の指示伝達ができるよう措置しておくものとする。

(4) 職員非常登庁

ア 職員は勤務時間外（休日及び夜間）に登庁の指示を受けたとき又は災害が発生し、あるいは発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の状況により所属の長と連絡のうえ又は自らの判断により登庁するものとし、直ちに所定の配備につくものとする。

ただし、震度5弱以上の地震が発生した場合又は大津波警報、津波警報及び各種特別警報が発表される恐れ及び発表された場合、羅臼岳、知床硫黄山、天頂山に噴火警報（居住地域）居住地域厳重警戒が発表されたときは、速やかに登庁するものとする。

イ 職員の非常登庁を要する事態が発生した場合、各所属長は、職員参集状況を把握し、必要に応じ総務課長へ参集状況を報告するものとする。

第5 標 識

- 1 本部長、副本部長、各班長及びその他本部の職員は、災害時において非常活動に従事とするときは、「羅臼町」の腕章を着用するものとする。
- 2 災害時において非常活動に使用する本部の自動車には、標識を表示するものとする。
- 3 職員の身分の証明は、職員が常に所持している身分証明（羅臼町職員証に関する規程によるもの）とし、基本法第83条第2項に規定する身分を示す証票も本証で兼ねるものとする。

第6 町長の権限の委任

下記権限について、町長に事故があるときは副町長に委任し、副町長も事故がある場合は、事務吏員である総務課長(代替本部長の順位による)に委任することができる。

1 基本法第56条(市町村の警報の伝達及び警告)

災害に関する予報、警報を知ったとき、または受けたときの、関係機関及び住民その他関係のある公私団体への伝達。

2 基本法第59条(市町村の事前措置等)

災害を拡大させる恐れのある設備、または物件の除去、保安その他必要な措置の指示。

3 基本法第60条(市町村の避難の指示等)

(ア) 避難のための立退き勧告及び立退きの指示することができる。

(イ) 指示避難解除の公示。

4 基本法第62条(市町村の応急措置)

消防、水防、救助その他災害の発生の防ぎよ、または災害の拡大を防止するための必要な応急措置の実施。

5 基本法第63条(市町村長の警戒区域の設定権等)

人命、身体に対する危険予防のための警戒区域の設定、当該区域への立入り制限、禁止、退去を命ずること。

6 基本法第64条(応急公用負担等)

災害緊急時の他人の土地、建物、その他工作物の一時使用、土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用、除去すること。

7 基本法第65条(応急公用負担等)

住民を防災業務に従事させること。

8 基本法第67条(他の市町村に対する応援の要求)

消防組織法第21条の規定に基づく「北海道広域消防相互応援協定」(平成3年3月19日締結)の運用に関すること。

第6節 気象業務に関する計画

気象、地象（地震及び火山現象を除く）及び水象（地震に密接に関連するものを除く）等の予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の伝達方法、及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等はこの計画に定めるところによる。

第1 予報区

1 一般予報区

町が該当する一般予報区（※1）及び警報・注意報に用いる細分区域名は、次のとおりとする。

＜警報・注意報の予報区域＞

府県予報区名称 (担当気象官署)	区 域	一次細分区域名 (※2)	市町村等を まとめた地域 (※3)	二次細分区域名 (※4)
釧路・根室・ 十勝地方 (釧路地方気象台)	釧路総合振興局管内 根室振興局管内 十勝総合振興局管内	根室地方	根室北部	標津町 中標津町 羅臼町

※1 一般予報区は、国全域を対象とする全国予報区（気象庁本庁担当）、全国予報区を11に分割した地方予報区、地方予報区をさらに56に分割した府県予報区に分かれている。北海道は全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区気象台担当）と、7つの府県予報区に分かれている。

※2 一次細分区域は、府県天気予報を定常的に細分して行う区域。気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割して設定している。北海道においては、オホーツク総合振興局管内は網走地方・北見地方・紋別地方、その他は総合振興局又は振興局単位の地方とする。

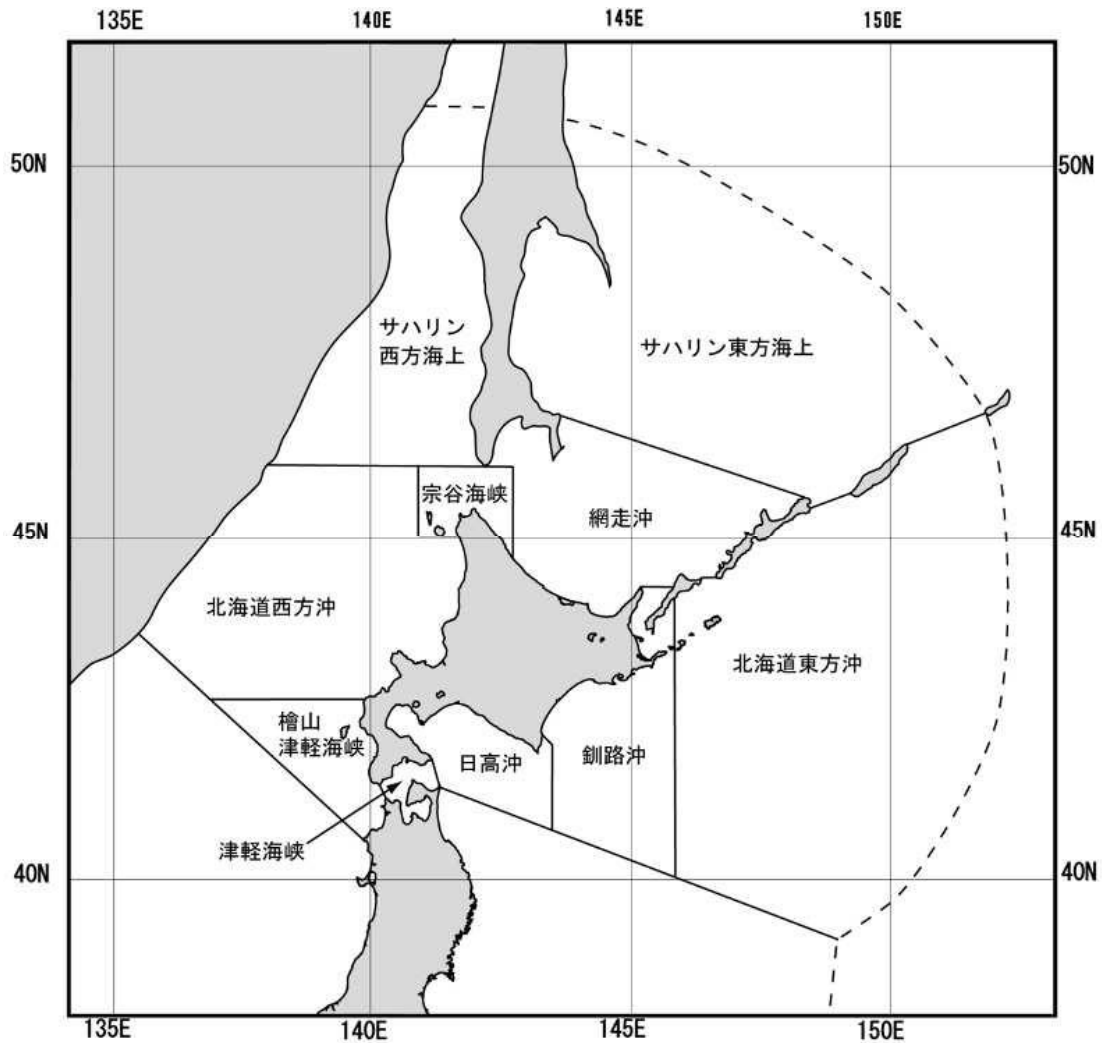
※3 市町村等をまとめた地域は、二次細分区域毎に発表する警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域。

※4 二次細分区域は、警報・注意報の発表に用いる区域。市町村を原則とする（一部、例外あり。）海に面する区域にあつては沿岸の海域を含む。

2 海上予報区

海上予報区は、全般海上予報区（気象庁本庁担当）と全般海上予報区を12に分割した地方海上予報区から成っており、そのうち札幌管区気象台が担当する区域は次のとおりである。

北海道地方海上予報区の細分区域



地方海上予報 担当気象官署	地方海上予報区 の海域名	細分海域名
札幌管区気象台	日本海北部及び オホーツク海南部	サハリン東方海上、サハリン西方海上 網走沖、宗谷海峡、北海道西方海上
	北海道南方及び 東方海上	北海道東方海上、釧路沖、日高沖、 津軽海峡、檜山津軽沖

第2 特別警報、警報、注意報、警報の種類及び発表基準

1 一般向けの種類及び発表基準

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が発表される。

また、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

第3章 防災組織

(1) 注意報・警報・特別警報の概要

種 類	注意報・警報・特別警報の概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪等によって重大な災害の起こるおそれ 著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪等によって重大な災害の起こるお それがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがあ る場合に、その旨を注意して行う予報

(2) 特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく 大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土 砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸 水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく 大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発 表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加 えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のお それについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著し く大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重 大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき に発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸 水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき 事項が明記される。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生す るおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大 な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大 な災害があげられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき に発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき に発表される。

第3章 防災組織

	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。

第3章 防災組織

	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。

地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。

（3）船舶向けのもの

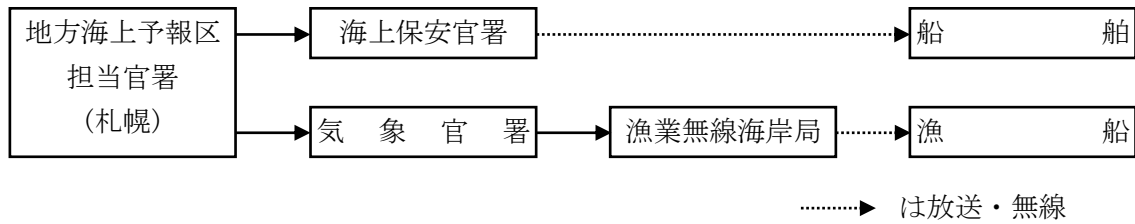
ア 海上警報

船舶の運航に必要な海上の気象、波浪その他に関する警報で予想される風の強さによって、次の5種類に分けて発表する。

海上警報の種類	英文	説明	
海上台風警報	TYPHOON WARNING	台風による風が最大風速 64 ノット以上。	気象庁風力階級表の風力 1 2 に相当。
海上暴風警報	STORM WARNING	最大風速 48 ノット以上。	気象庁風力階級表の風力 1 0 以上に相当。
海上強風警報	GALE WARNING	最大風速 34 ノット以上 48 ノット未満。	気象庁風力階級表の風力 8 又は 9 に相当。
海上風警報	WARNING	最大風速 28 ノット以上 34 ノット未満。	気象庁風力階級表の風力 7 に相当。
海上濃霧警報	視程(水平方向に見通せる距離)0.3 海里(約 500m) 以下		
その他の海上警報	風、霧以外の現象について「海上(現象名)警報」として警報を行うことがある。(例：海上着氷警報、海上うねり警報など。)		
海上警報解除	NO WARNING	継続中の警報を解除する場合	

イ 伝 達

伝達系統は次図のとおりである。



※・海上保安官署：第一管区海上保安本部運用司令センター

・気象官署：札幌、稚内、旭川、網走、根室、釧路、函館、留萌

・漁業無線海岸局（17 局）：稚内、枝幸、紋別、網走、雄武、根室、釧路、厚岸、
広尾、日高、函館、岩内、余市、小樽、留萌、増毛、苫前

2 水防に関すること

（1）水防活動用気象注意報及び気象警報

水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報及び注意報は、一般の利用に適合する特別警報、警報及び注意報をもって代える。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概 要
水防活動用 気象警報	大雨警報又は大雨 特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたときに発表される
水防活動用 津波警報	津波警報又は津波 特別警報（大津波警 報の名称で発表）	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたときに発表される
水防活動用 高潮警報	高潮警報又は高潮 特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたときに発表される
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される

第3章 防災組織

(2) 雨量情報・水位情報

町内を流れる河川の雨量観測所及び基準水位は次のとおり。

ア 雨量観測所

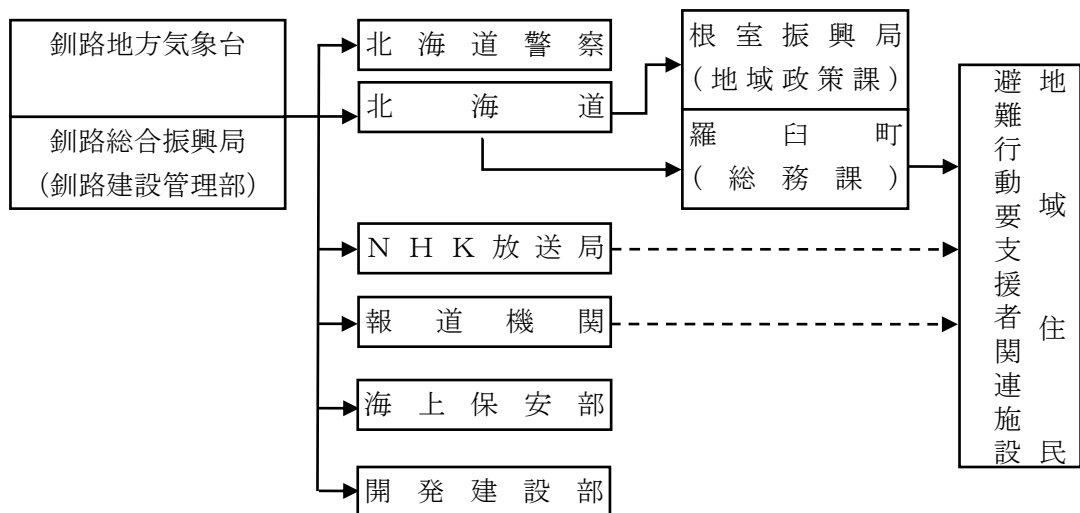
河川等	観測所名	所在地	標高	種別
羅臼川	羅臼川	羅臼町緑町 300-4 地先 (公住橋地点)	0.9m	テレメータ 雨量
その他	八木浜沢	羅臼町八木浜町 146 番地 1 (春松中学校地点)	24 m	テレメータ 雨量

イ 基準水位

河川等	観測所名	水防団 待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
羅臼川	羅臼川	10.68m	11.61m	—	13.23m

3 土砂災害警戒情報

釧路総合振興局と釧路地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。伝達は次の系統で行う。



4 火災に関するもの

(1) 火災気象通報

根室振興局を通じて、火災気象通報を受けたとき、あるいは気象の状況から火災の予防上危険であると認めたとき、町長は火災警報を発令することができるものとする。

ア 伝達

火災気象通報の伝達系統は、次のとおりである。



イ 火災気象通報基準

発表	振興局	通報基準
釧路地方 気象台	根室	実効湿度 60%以下で最小湿度 30%以下、若しくは平均風速 12m/ s 以上が予想される場合。 なお平均風速が 12m/ s 以上であっても、降水及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

ウ 火災警報の発令条件

振興局	通報基準
根室	実効湿度 70%以下にして、最小湿度 50%以下となり、最大風速 8m/ s 以上のとき。

(2) 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、伝達は「本編 第8章 第5節 林野火災対策計画」により実施する。

5 発表基準と解説

羅臼町の注意報、警報の発表基準は、次のとおりである。

気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断している。

第3章 防災組織

＜注意報の発表基準（基準値はいずれも予想値）＞

府県予報区	釧路・根室・十勝地方		
一次細分区域	根室地方		
市町村等をまとめた地域	根室北部		
大雨	浸水害雨量基準	平坦地：3時間雨量50mm 平坦地以外：1時間雨量30mm	
	土砂災害土壌雨量指数基準（※1）	55	
洪水	流域雨量指数基準（※2）	植別川流域=7、陸志別川流域12	
強風	平均風速	陸上	12m/s
		知床岬沖	15m/s
		羅臼・標津沖	15m/s
風雪	平均風速	陸上	10m/s 雪による視程障害を伴う
		知床岬沖	15m/s 雪による視程障害を伴う
		羅臼・標津沖	15m/s 雪による視程障害を伴う
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ25cm	
波浪	有義波高	知床岬沖	3.0m
		羅臼・標津沖	3.0m
高潮	潮位	0.7m	
雷	落雷等により被害が予想される場合		
融雪	60mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計		
濃霧	視程	陸上	200m
		知床岬沖	200m
		羅臼・標津沖	200m
乾燥	最小湿度30％ 実効湿度60％		
なだれ	① 24時間降雪の深さ30cm以上 ② 積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5℃以上		
低温	4月～10月：（最高気温）平年より8℃以上低い日が2日以上継続 11月～3月：（最低気温）平年より7℃以上低い		
霜	最低気温 3℃以下		
着氷	船体着氷：水温4℃以下 気温-5℃以下で風速8m/s 以上		
着雪	気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続		

※1 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険度を示す指数で、土壌中に溜まっている雨水の量を示す指数。基準値は5km四方毎に設定しているが、本表には町等の域内における基準値の最低値を示している。

※2 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに5km四方の領域毎に算出する。

第3章 防災組織

< 警報の発表基準（基準値はいずれも予想値） >

大雨 (※)	(浸水害)	浸水害雨量基準	平坦地：３時間雨量 7 0 mm 平坦地以外：１時間雨量 5 0 mm	
	(土砂災害)	土砂災害土壌雨量指数基準	8 4	
洪水		流域雨量指数基準	植別川流域= 1 2、陸志別川流域= 1 5	
暴風	平均風速	陸上	2 0 m/s	
		知床岬沖	2 5 m/s	
		羅臼・標津沖	2 5 m/s	
暴風雪	平均風速	陸上	1 8 m/s 雪による視程障害を伴う	
		知床岬沖	2 5 m/s 雪による視程障害を伴う	
		羅臼・標津沖	2 5 m/s 雪による視程障害を伴う	
大雪		降雪の深さ	1 2 時間降雪の深さ 4 0 c m	
波浪	有義波高	知床岬沖	6． 0 m	
		羅臼・標津沖	6． 0 m	
高潮		潮位	1． 2 m	

※ 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、(浸水害)は「大雨警報（浸水害）」、(土砂災害)は「大雨警報（土砂災害）」の基準を示す。

< 平坦地、平坦地以外の定義 >

平坦地	概ね傾斜が30パーミル以下で、都市化率（ここでは、国土数値情報の土地利用情報に基づき、（建物用地＋幹線交通用地）／（すべて－河川・湖沼・海浜・海水）として算出）が25パーセント以上の地域
平坦地以外	上記以外の地域

< 記録的短時間大雨情報の発表基準（基準値は実績値） >

記録的短時間大雨情報	1時間雨量	80mm
------------	-------	------

※数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと雨量計による観測値を組み合わせた分析）したときに発表する。

第3 警報等の伝達

1 伝達の方法及び系統

気象官署の発する気象情報及び警報等は、図の系統により電話、広報車、無線放送等をもって、その状況に応じた最も有効な方法により通報伝達するものとする。周知伝達責任者は表のとおりとする。

また、北海道防災情報システム等を活用し、個々の職員や住民に対しても情報入手するよう呼びかける。

なお、特別警報の内容については、気象庁自ら報道機関の協力を求めること等により周知するほか、道に対しては町への通知を、町に対しては住民等への周知の措置をそれぞれ義務付けられている。そのため、町は既存の通信網や道及び防災機関、報道機関の放送網を活用し、住民へ確実に伝達する体制とする。

2 警報等を収受したときの措置

(1) 執務時間中の場合

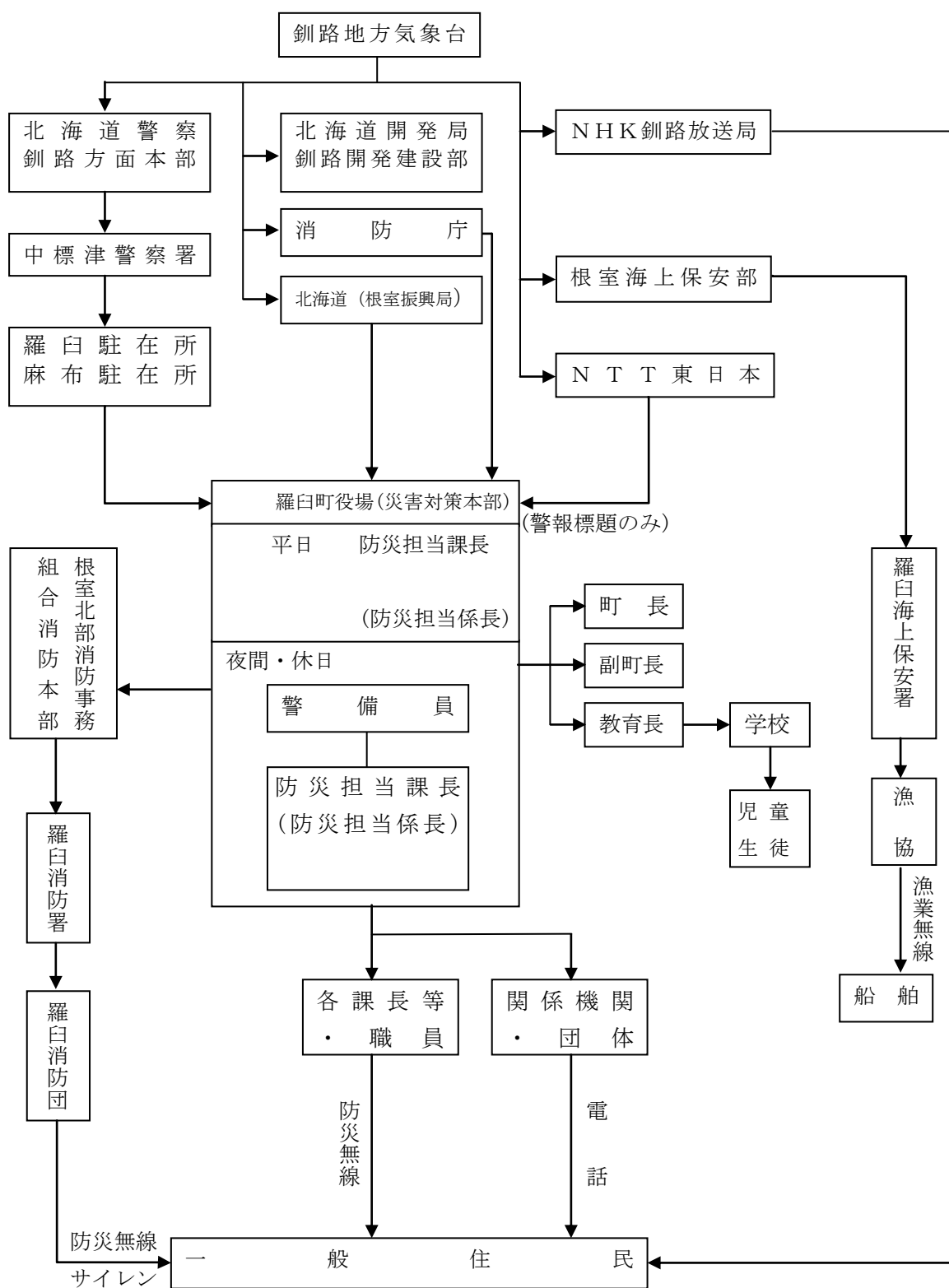
ア 気象官署等から通報される気象情報及び警報等は、北海道総合行政情報ネットワーク等を通じ総務課で受信する。

イ 防災担当課長が前項の通知を受信したときは、必要に応じ各課長及び関係機関に通知するとともに、防災上必要であると認めるときは直ちに一般住民に伝達する。

(2) 夜間、休日等の場合

当直者が前アに準じ受理し、直ちに防災担当課長に連絡するなど、適切な措置を講ずることとする。

＜気象予報等の伝達系統＞



第3章 防災組織

<気象予警報等の周知伝達責任者一覧表>

伝達先	伝達責任者	伝達方法	備考
庁内各課	防災担当課長	口頭・庁内放送 防災行政無線	
	(防災担当係長)		
防災関係機関	〃	電話・口頭	
消防署	〃	〃	
関係機関・団体	〃	〃	
各町内会	〃	〃	
保育園	教育委員会管理課長	〃	
幼稚園	〃	〃	
小・中・高等学校	〃	〃	

第4 異常現象時における措置

1 発見者の通報（基本法第54条第1、2項）

災害が発生するような異常現象を発見した者は、遅滞なくその状況を関係機関等（町長、警察官、もしくは海上保安官）に通報しなければならない。何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

2 町以外の防災機関の通報

異常発見者から通報を受けた機関は、その旨速やかに町長に通報しなければならない。

3 庁内連絡系統と関係機関への通報

通報を受けた職員は総務課長に報告する。総務課長は町長、副町長、教育長に報告するとともに、情報を確認し各課長に報告する。

災害の規模、内容等により町長は必要と認める機関に通報する。また、現地との通信体制を確保する。

4 住民への周知

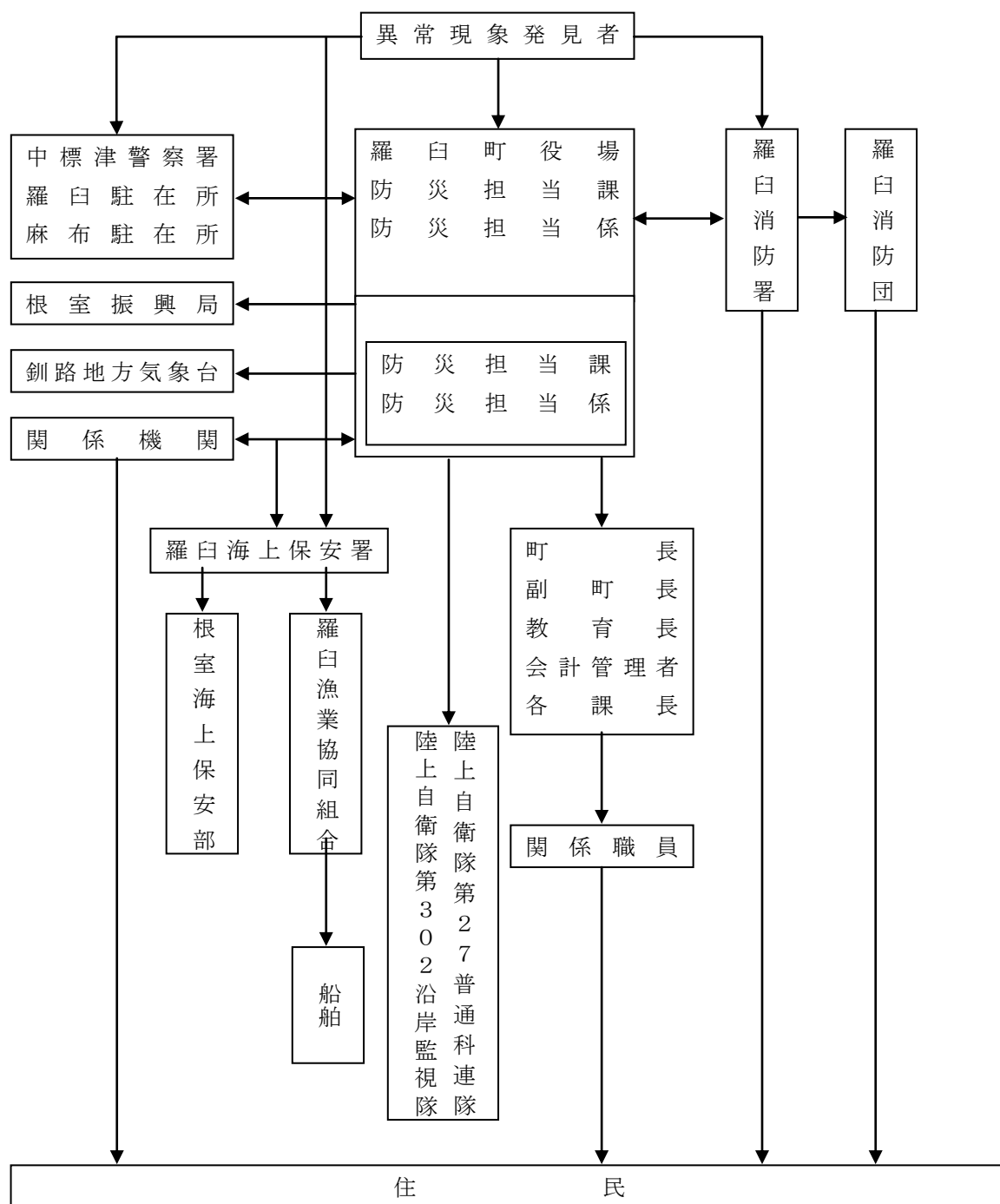
防災行政無線で広く周知するとともに、地域情報連絡員（町内会長等）に最も迅速、確実に周知できる方法で実施する。

5 災害情報報告伝達系統

災害情報及び被害状況の報告伝達系統は、次のとおりである。

第3章 防災組織

<災害情報報告伝達系統図>



第4章 災害予防計画

第4章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである。

災害の予防は、基本法第47条に定める災害予防責任者（指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上の重要な施設の管理者）がそれぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生の未然防止のための必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるものとする。

第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

災害発生時における被害を軽減し、防災応急活動を円滑に行うため、住民及び職員等に対し、防災上必要な知識を普及し、その高揚を図る。

第1 実施責任者

1 防災関係機関全般

防災関係機関は、災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、住民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

2 町及び道

- (1) 教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災に関する教育を実施する。
- (2) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。
- (3) 過去に発生した大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民が閲覧できるよう公開に努める。
- (4) 地域の防災活動におけるリーダー育成に努める。

第2 配慮すべき事項

- 1 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及、啓発に努める。
- 2 避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 3 社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

第3 住民等に対する防災意識の普及

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行うものとする。

- 1 各種防災訓練の参加普及
- 2 ラジオ、テレビ、有線放送施設、インターネットの活用
- 3 新聞、広報誌（紙）等の活用
- 4 映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用
- 5 テキスト、マニュアル、パンフレット等の作成及び配布
- 6 研修会、講習会、講演会等の開催
- 7 その他

第4 住民等に対する教育

町は、道及び関係機関等と協力して住民又は自主防災組織及び事業所の従業員等に対して、災害時にとるべき措置及び防災応急対策等、次の内容について教育を行い、その周知を図るものとする。

- 1 町防災計画の概要
- 2 北海道防災基本条例の概要
- 3 災害に対する一般的知識
- 4 災害の予防措置
 - (1) 自助（備蓄）の心得
 - (2) 防災の心得
 - (3) 火災予防の心得
 - (4) 台風来襲時の家庭の保全方法
 - (5) 暴風雪時の心得
 - (6) 船舶等の避難措置
 - (7) その他
- 5 災害の応急措置
 - (1) 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - (2) 災害の調査及び報告の要領、連絡方法
 - (3) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
 - (4) 災害時の心得
 - ア 連絡体制（家庭内、組織内）
 - イ 気象情報の種別と対策
 - ウ 避難時の心得
 - エ 被災世帯の心得
- 6 その他必要な事項

第5 住民の心得

住民に対して、概ね次の内容についての心得やその思想の普及を図る。

- 1 平常時の心得
 - (1) 地域の避難場所等及び家庭との連絡方法を確認する。
 - (2) 居住地に発生し得る災害についてイメージを持つ。
 - (3) 建物及び家具類の設置を補強する。

- (4) 火気器具の点検や火器周辺の可燃物に注意する。
- (5) 消火器材の準備をする。
- (6) 非常食、救急用品、非常持ち出し品の準備をする。
- (7) 隣近所や地域と災害時の協力体制について話し合う。

2 災害時の心得

- (1) 正しい情報に基づき冷静に行動する。
- (2) 危険な場所に近寄らない
- (3) 住民が協力して応急救護を行う
- (4) 秩序を守り、環境衛生に注意する。

3 避難時の心得

- (1) 防災カード等の氏名票（住所、氏名、生年月日、血液型、連絡先）を携行すること。
- (2) 食糧、水、最低限度の着替え、懐中電灯、携帯型ラジオ等の非常持ち出し品を携行すること。
- (3) 服装は素足を避け、冬期間は防寒に留意し、帽子等を着用すること。
- (4) 貴重品以外は持ち出さないこと。

第6 学校等教育関係機関における防災思想の普及・啓発

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- 2 学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。
- 3 学校において、外部の専門家や保護者等の協力のもと、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。
- 4 児童生徒等に対する防災教育の充実に努めるため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実に努める。
- 5 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
- 6 社会教育においては、各種団体の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第7 町職員に対する教育

防災対策の万全を期するため、職員の防災知識の習得及び災害時における個々の役割分担、防火管理業務の任務等について防災教育を実施する。

また、災害発生時等のそれぞれの職域の役割分担等について、新入職員研修会を含め、職場研修会を開催し、職員に周知徹底を図る。

第8 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第2節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、または他の災害予防責任者と連絡強化を図り、各事業所又は地域住民の防災意識高揚を図るため、各種災害を想定した防災訓練を実施する。

第1 訓練実施機関

訓練は、地方公共団体の長及びその執行機関、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者等、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、若しくは実施し、又は他の災害予防責任者、地域住民と連携を図り、協働して実施するものとする。

第2 訓練の種別

訓練実施機関は、それぞれの災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施するものとする。また、訓練の実施終了後には、反省会等を開催し、今後の災害応急対策の万全を期するため訓練の実施評価を行うものとする。なお、総合防災訓練等実施の際には、住民と連携を図り、住民と一体となった訓練を実施するものとする。

1 図上訓練

各種災害に対処する応急対策訓練を図上において実施する。

2 実施訓練

(1) 水防訓練

消防機関の動員、一般住民の動員、水防工法、水防資材・機材の輸送、広報・通報伝達などを織り込んだ訓練を実施するものとする。

(2) 消防訓練

消防機関の出動、避難、立退き、救急救助、消火の指揮系統の確立、広報・通報伝達などを織り込んだ訓練を実施するものとする。

(3) 避難救助訓練

水防訓練、消防訓練と合わせて、避難の指示・伝達方法、避難の誘導、避難所の防疫、給水・給食などを織り込んだ訓練を実施するものとする。

(4) 災害通信連絡訓練

気象警報及び土砂災害警戒情報の伝達、災害発生の状況報告、被害報告などを主通信、副通信をそれぞれ組み合わせ、あらゆる想定のもとに訓練を実施するものとする。

(5) 非常招集訓練

災害対策本部各班員及び消防機関の招集訓練を実施するものとする。

(6) 総合防災訓練

防災各関係機関と住民等が連携を図り、総合的な防災訓練を実施するものとする。

(7) その他災害に関する訓練

林野火災などその他災害に関する訓練を実施するものとする。(他の関係機関で実施する訓練について協力するものとする。)

第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

町は、災害時において住民の生活を確保するため、食料その他の物資の確保に努めるとともに、災害発生時における応急活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努める。

第1 食料等の確保

- 1 町は、あらかじめ食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、食糧、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品の備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料その他の物資の確保に努める。

また、町長は、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備（備蓄）に努める。

- 2 町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、3日分以上の食料及び飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

第2 防災資機材の整備

町は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具等の整備に努める。

第3 備蓄倉庫等の整備

町は、防災資機材倉庫の整備に努める。

第4節 相互応援(受援)体制整備計画

町をはじめとする災害予防責任者が、その所掌事務又は業務について災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し、他の者を応援する又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努める。

第1 基本的な考え方

災害予防責任者は、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等を実施できるよう、平常時から相互に協定を締結するなどの連携強化に努める。

また、企業やNPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、予め企業等との間で協定を締結しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努める。

さらに、大規模災害が発生した際に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、防災総合訓練等において応援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るとともに、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画を策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けできるよう努めるものとする。

第2 相互応援体制の整備

1 町

- (1) 町は、道や他の市町村へ応援要求を迅速に実施できるよう、予め災害対策上必要な資料の交換を行うほか、道や他の市町村との連絡先の共有を徹底するなど、応援体制及び受援体制を整える。
- (2) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、予め相互に協定を結び、それぞれにおいて後方支援基地として位置付けするなど、必要な体制を整える。なお、「根室管内5市町防災基本協定」を締結している。

[資料編 協定 21 根室管内5市町防災基本協定書]

- (3) 町は、相互応援協定の締結にあっては、近隣の市町村に加え、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間に協定締結も考慮する。

2 道

- (1) 国又は他の都府県への応援要請が迅速に行えるよう、予め国又は他の都府県と連絡先の共有を徹底するなど、必要な準備を整える。
- (2) 市町村間の相互応援が円滑に進むよう、配慮する。

3 防災関係機関等

町及び道との連絡先の共有を予め図るとともに、本部との役割分担や連絡員の派遣等の連絡調整など、必要な準備を整える。

第5節 自主防災組織の育成等に関する計画

本町の自主防災組織率は、平成27年2月現在70.59%となっており、今後も自主防災組織の設立、育成活動の充実を図っていく必要がある。

災害発生の防止及び災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進するとともに、女性の参画の促進に努めるものとする。

第1 地域住民による自主防災組織

町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

また、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努める。

なお、町は、地域において自主防災組織の結成があるときは、指導及び支援を行う。

- 1 要請による講習会等への職員の派遣
- 2 防災組織の結成及び育成に関する資料提供
- 3 防災訓練等の指導
- 4 防災計画立案等の指導、助言
- 5 防災知識普及に関する資料の提供

第2 事業所防災の推進

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

第3 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、あらかじめ組織内の役割分担を定めておくことが必要である。

なお、組織の編成に当たっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

- 1 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるため、住民が連帯感を持つことができるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分けることを検討する。
- 2 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう、組織を編成する。

第4 自主防災組織の活動

1 平常時の活動

(1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

(2) 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、個別訓練として次のようなものが考えられる。なお、訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。

ア 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

イ 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

ウ 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所や避難所まで迅速かつ、安全に避難できるよう実施する。

エ 救出救護訓練

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

オ 図上訓練

町の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地元住民の立場に立った図上訓練とする。

(3) 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

(4) 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

2 非常時及び災害時の活動

(1) 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

ア 連絡をとる防災関係機関

イ 防災関係機関との連絡のための手段

ウ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止にあたる。

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。

(3) 救出救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、町等に通報するとともに、2次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

(4) 避難の実施

町長等から避難勧告、避難指示や避難行動に時間を要する要配慮者・支援者などに対する避難準備情報が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、火災、がけ崩れ、地すべり等に注意しながら迅速かつ、円滑に避難場所や避難所へ誘導する。

なお、避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。

(5) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

第6節 避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難場所、避難所の確保及び整備等に関する計画は、本計画に定める。

第1 避難場所、避難所の確保及び標識の設置

- 1 町は、大規模火災、津波等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難場所、避難所及び避難路の整備を図るとともに、避難場所、避難所及び避難経路に案内標識を設置する等、緊急時に速やかな避難が確保されるよう整備しておくものとする。
- 2 建築物が密集する市街地は、大規模火災から住民の安全を確保するため、避難が必要な地域の住民を対象とする広域避難場所を整備するものとする。

また、観光地や昼夜の人口変動が大きい地域にあっては、それらを考慮したものとし、整備に当たっては、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の避難行動要支援者の利用に十分配慮する。

3 広域避難場所の選定要件

- (1) 火災からの避難を考え、公園、緑地、グラウンド（校庭を含む）、公共空地など空間を充分確保できること。
 - (2) がけ崩れや浸水などの危険のないこと。
 - (3) 付近に危険物保管場所等が設置されていないこと。
- 4 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園等の施設間と町との連絡・連携体制の構築に努める。

第2 避難所の確保及び管理

町は、災害による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失したものを収容するための避難所をあらかじめ選定、確保し、整備を図るものとする。

また、火山など影響範囲の大きい災害については、町内の避難所に収容しきれない場合があることから、隣接町等との避難者の相互受入協定などにより、収容能力の確保を図ることとする。

1 避難所等の選定要件

- (1) 救援、救護活動を実施することが可能な地域であること。
- (2) 津波、浸水等の被害のおそれがないこと。
- (3) 給水、給食等の救助活動が可能であること。
- (4) 地割れ、崖くずれ等が予想されない地盤地質地域であること。
- (5) 耐震構造で倒壊、損壊などのおそれがないこと。
- (6) その他被災者が生活する上で町が適当と認める場所であること。

2 避難所の管理

- (1) 避難所を開設する場合は、管理責任者をあらかじめ定めておくこと。
 - (2) 避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備しておくこと。
 - (3) 休日・夜間等における避難所の開設に支障がないようにしておくこと。
- 3 学校を避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることを配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係課や地域住民等の関係者と調整を図る。

第3 避難場所、避難施設についての住民及び施設管理者等への周知

町は、住民及び学校や会館などの施設管理者等に対し、次の事項の周知徹底を図る。

1 避難場所等の周知

町は、避難場所の指定を行った場合、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努める。

- (1) 避難場所の名称、所在地
- (2) 避難場所への経路及び手段
- (3) 避難時の携帯品等注意すべき事項

2 避難のための知識の普及

- (1) 平常時における避難のための知識

避難経路、家族の集合場所や連絡方法（学校であれば、児童生徒の保護者への連絡方法）など

- (2) 避難時における知識

安全の確保、移動手段、携行品など

- (3) 避難後の心得

集団生活、避難先の登録など

第4 町の避難計画

町は次の事項に留意して計画を作成するとともに、自主防災組織の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。また、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導整備に努めるものとする。

1 避難勧告または指示を行う基準及び伝達方法

2 避難場所の名称、所在地の周知

3 避難場所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入り込み客対策を含む）

4 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制

5 避難場所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項

- (1) 給水、給食措置
- (2) 毛布、寝具等の支給
- (3) 衣料、日用必需品の支給
- (4) 負傷者に対する応急救護

6 避難場所の管理に関する事項

- (1) 避難中の秩序保持
- (2) 住民の避難状況の把握
- (3) 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達
- (4) 避難住民に対する各種相談業務

7 避難に関する広報

- (1) 防災行政無線による周知
- (2) 緊急速報エリアメールによる周知
- (3) 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知
- (4) 避難誘導者による現地広報
- (5) 住民組織を通じた広報

8 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の町は、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や避難所への収容状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムの整備に努めるものとする。なお、個人データの取り扱いには十分留意するものとする。

第5 防災上重要な施設の管理等

学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

- 1 避難の場所（避難場所、避難所）
- 2 経路
- 3 移送の方法
- 4 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
- 5 保健、衛生及び給食等の実施方法

第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害発生時における要支援者の安全の確保については、本計画に定める。

第1 安全対策

災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人、妊婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合がみられることから、町、道及び社会福祉施設等の管理者は、これら要支援者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要支援者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

1 町の対策

防災担当課や福祉担当課をはじめとする関係課の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難支援計画の策定や避難行動要支援者名簿の作成・定期的に更新を行うものとする。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要支援者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

(1) 全体計画・地域防災計画の策定

町は、避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、重要事項については、町地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分も含め、羅臼町地域防災計画の下位計画として全体計画を定める。

(2) 要支援者の把握

要支援者について、関係課における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理、把握しておく。

(3) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報共有

町は、要支援者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿の情報について、適宜最新の状態に保つよう努めるとともに、その情報を避難支援等関係者間で共有する。

(4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は平常時から名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者について、避難支援等関係者に名簿を提供するとともに、名簿情報の漏えいの防止等情報管理に関し必要な措置を講ずる。

(5) 個別計画の策定

町は、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿の情報に基づき、発災時に避難支援を行う援助者や避難支援の方法、避難場所、避難経路等、具体的な避難方法等についての個別計画を策定するよう努める。

(6) 避難行動支援に係る地域防災力の向上

町は、地域の実情に応じ、要支援者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(7) 福祉避難所の指定

町は、老人福祉センターや障害福祉施設、特別支援学校等の施設を活用し、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要支援者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要支援者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。

なお、指定及び協定を締結した福祉避難所は、[資料編5 福祉避難所一覧]のとおりとなる。

(8) 羅臼町避難行動要支援者避難支援全体計画

羅臼町における、避難行動要支援者に係る考えた方などの全体計画については、[資料編 資料6 羅臼町避難行動要支援者避難支援全体計画]に定める

2 社会福祉施設対策

(1) 防災設備等の整備

社会福祉施設の利用者は、寝たきり高齢者や心身障がい者（児）等、いわゆる「要支援者」であることから、施設そのものの災害に対する安全性を高めることが最も重要である。そのため、施設管理者は、電気、水道等の供給停止に備えて施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水、暖房熱源、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧に必要な非常用自家発電機、冬期の非常用暖房器機、燃料等の整備を行う。

(2) 組織体制の整備

社会福祉施設の管理者は災害発生の予防や災害が発生した場合における迅速かつ的確な対応を行うため、予め防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における通報連絡や入所者の避難誘導體制は、職員が手薄であることや照明の確保が困難であること等、悪条件が重なることから、これらの点を十分考慮した組織体制を確保する。

また、施設の管理者は町との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、施設相互間の連携協力関係の強化に資するため、町の指導のもとに緊急連絡体制を整える。

(4) 防災教育、防災訓練の充実

社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が災害等に関する基礎的な知識や

災害時に取るべき行動等について、理解や関心を高めるため定期的に防災教育を実施する。

また、施設の職員や入所者が、災害時の切迫した危機的状況下でも適切な行動が取れるよう各々の施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設にあっては職員が手薄になる夜間における防災訓練も定期的に行うよう努める。この場合、職員の非常参集体制をあわせて整備する。

第2 外国人に対する対策

町及び道は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人が災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、住民登録等の様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

- 1 多言語による広報の充実
- 2 避難場所等や道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- 3 外国人を含めた防災訓練、防災教育の実施

第3 病院入院患者等対策

病院、診療所等施設管理者は、入院中の寝たきり高齢者及び新生児、乳幼児、重症患者等自力で避難することができない患者について、看護詰所に隣接した病室や、できる限り低層階等の避難救出が容易な病室に収容するなど、特別な配慮をするよう努めなければならない。

第8節 情報収集・伝達体制整備計画

平常時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等については、本計画に定める。

第1 町防災会議の構成機関

- 1 情報等の収集及び連絡を迅速かつ的確に行うため、気象等特別警報・警報・注意報及び災害情報等の取扱い要領を定め、災害発生時に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定め、予め町防災会議会長（町長）に報告する。
- 2 情報に関し、必要とする資料その他を積極的に防災会議構成機関間で共有するとともに、防災計画（資料編）に掲載するよう努める。
- 3 防災会議構成機関は、災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供する。

また、これらの情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するための通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努めるものとする。

第2 町、道及び防災関係機関

- 1 町、道及び防災関係機関は、避難行動要支援者、災害によって孤立する危険のある地域の被災者等に対して、わかりやすく、確実に情報を伝達できるよう、必要な体制の整備を図る。
- 2 被災地における情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため、情報の収集・伝達手段の多重化・多様化に努める。

特に、被災者等への情報伝達手段として、町防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む）の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、避難行動要支援者にも配慮した多様な手段の整備を図る。

第3 通信施設の整備の強化

町及び道は、非常災害時の通信の確保を図るため、通信回線の複線化や代替回線の準備、非常用電源設備などの整備を推進するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

また、防災関係機関等は、地震災害時において円滑な災害情報の収集及び伝達を実施できるよう通信施設の整備強化を図る。

第9節 建築物災害予防計画

風水害、火災等の災害から、建造物を防ぎよするための必要な措置事項は、本計画に定める。

第1 不燃化及び耐震化建造物の促進

1 不燃化の促進

建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地において地域内の建築物の不燃化を図り、市街地における火災の危険の防除に努める。

2 一般建造物の耐震化

大震災が発生した場合の建築物の倒壊などの被害及びこれに起因する生命、身体、財産の被害を未然に防止するために、耐震化について広く町民への周知を図るとともに、既存の建築物の耐震診断及び耐震改修への技術的支援により耐震化の促進を図るものとする。

3 公共建造物の耐震化

大震災において、災害応急活動の中心となる病院や避難所となる学校などの公共建築物について、被害により使用不能となる可能性もあることから、これら施設の新設にあたっては、最新の耐震基準を採用するとともに、既存施設にあたっては耐震診断、耐震改修の実施を促進し防災機能の確保に努めるものとする。

第10節 消防計画

消防の任務は、その施設及び人員を活用して住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災、地震等災害を防除し、その被害を軽減することにある。

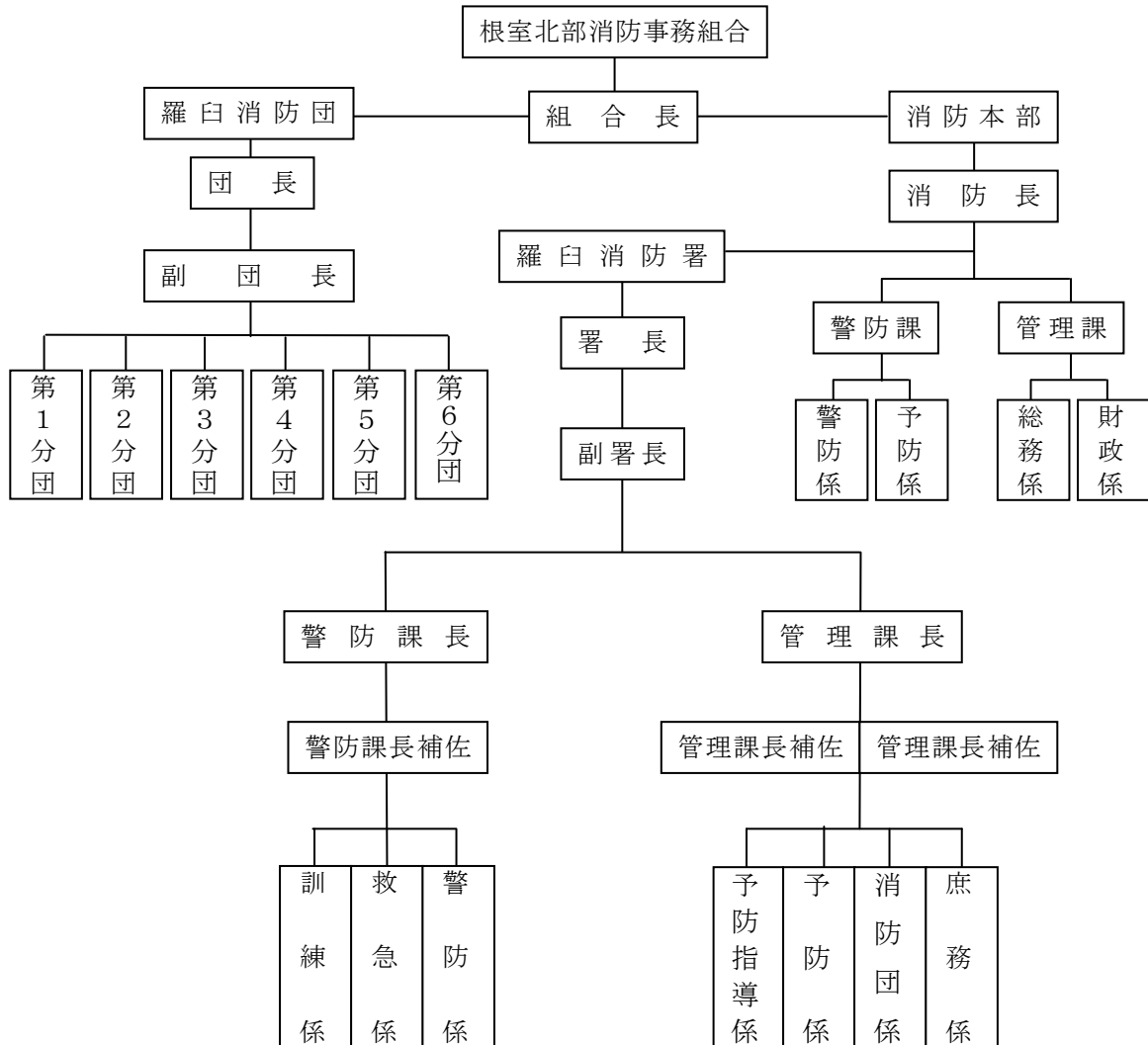
第1 組織計画

1 組織及び機構

平常時における消防行政にかかる事務分掌を円滑かつ迅速に行うため、根室北部消防事務組合消防本部及び消防署等の設置に関する条例、根室北部消防事務組合消防本部組織規制、根室北部消防事務組合消防団設置条例及び根室北部消防事務組合消防団規制の定めるところによる。

消防組織は、次のとおりである。

＜消防組織図（平成26年4月1日現在）＞



第4章 災害予防計画

＜消防職員配置状況＞

(平成26年4月1日現在)

階級別 配置別	監	司令長	司令	司令補	士長	副士長	消防士	その他	計
消防本部	1	1	1	4				1	8
羅臼消防署		1	6	5	6	6			24
合 計	1	2	7	9	6	6		1	32

＜消防団員配置状況＞

(平成26年4月1日現在)

区 分		団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
団本部	定数	1	3	1	0	0	0	0	5
	実数	1	3	0	0	0	0	0	4
第1分団	定数	0	0	1	1	3	7	18	30
	実数	0	0	1	1	3	7	16	28
第2分団	定数	0	0	1	1	3	6	16	27
	実数	0	0	1	1	3	6	14	25
第3分団	定数	0	0	1	1	3	6	17	28
	実数	0	0	1	1	3	6	14	25
第4分団	定数	0	0	1	1	2	3	11	18
	実数	0	0	1	1	2	3	11	18
第5分団	定数	0	0	1	1	2	3	13	20
	実数	0	0	1	1	2	3	13	20
第6分団	定数	0	0	1	1	2	3	10	17
	実数	0	0	1	1	2	3	10	17
合 計	定数	1	3	7	6	15	28	85	145
	実数	1	3	6	6	15	28	78	137

(2) 非常時の組織機構

非常災害時の消防機関の防除活動、情報収集、災害通報及び消防広報等の諸活動を迅速かつ的確に遂行するための組織及び事務分掌は根室北部消防事務組合消防計画に基づく消防体制をとるものとする。

2 消防施設

現有消防施設は、次のとおりである。

第4章 災害予防計画

＜消防水利施設＞

(平成26年4月1日現在)

地区 番号	地域名	基準数 ()=水槽	ア 消防水利の現有数					不足数			イ 基準能力に達しない水利				ア+イ 総計	
			消火栓	水槽	その他	小計	充足率(%)	消火栓	水槽	小計	消火栓	20～40	その他	計	水利計	充足率(%)
準6	幌萌～松法	49 (1)	39	2	0	41	84	10	-1	9	0	7	0	7	48	98
内 訳	幌萌	1 (1)		1		1	100			0				0	1	100
	春日	13 (0)	10			10	77	3		3		2		2	12	92
	麻布	10 (0)	7			7	70	3		3		1		1	8	80
	八木浜	11 (0)	8			8	73	3		3		2		2	10	91
	知昭	8 (0)	9	1		10	125	-1	-1	-2		1		1	11	138
	松法	6 (0)	5			5	83	1		1		1		1	6	100
準7	礼文～共栄	48 (1)	41	1	0	42	88	6	0	6	0	6	0	6	48	100
内 訳	礼文	12 (0)	10			10	83	2		2		1		1	11	92
	本	6 (0)	6			6	100			0		1		1	7	117
	緑	4 (0)	5			5	125	-1		-1				0	5	125
	栄	11 (1)	8	1		9	82	2		2		2		2	11	100
	湯ノ沢	2 (0)	2			2	100			0				0	2	100
	富士見	3 (0)	2			2	67	1		1		1		1	3	100
	船見	4 (0)	3			3	75			0		1		1	4	100
	共栄	6 (0)	5			5	83	1		1				0	5	83
小 計		97 (2)	80	3	0	83	86	16	-1	14	0	13	0	13	96	99
他	峯浜(1部幌萌)	4 (2)	3	2		5	125	-1		-1				0	5	125
他	湯ノ沢	1 (0)	2			2	200	-1		-1				0	2	200
他	共栄	1 (0)	2			2	200	-1		-1				0	2	200
他	海岸	12 (0)	16			16	133	-4		-4		2		2	18	150
他	岬	7 (1)	6	1		7	100			0		2		2	9	129
小 計		25 (3)	29	3	0	32	128	-7	0	-7	0	4	0	4	36	144
合 計		122 (5)	109	6	0	115	94	9	-1	7	0	17	0	17	132	108

第4章 災害予防計画

＜消防自動車等＞（平成26年4月1日現在）

区 分	人口住民 基本台帳 (H26.3.31)	消防ポンプ					整備計画台数	
		動力 ポンプの 基準口数	現有口数		口数	充足率 (%)	消防 ポンプ車	小型動力 ポンプ
			消防 ポンプ車	小型動力 ポンプ				
春日町～ 松法町	1,949	4		4	4	100	1	2
礼文町～ 共栄町	2,666	6	8	2	10	167	4	1
その他地域	1,024			4	4			3
計	5,639	10	8	10	18	180	5	6

第3 災害予防計画

災害を未然に防止するため、予防査察や住民の自主的予防活動の充実を図るとともに防災思想の普及に努める。

1 予防査察

指定防火対象物、危険物、施設及び一般家庭の予防査察を計画的に実施するほか高齢者世帯、身体障がい者等の焼死事故防止の徹底を目的とした防火査察、指導を効果的に実施し、火災等の未然防止を図る。

2 防火思想の普及啓発、活動の充実

（1）火災予防運動

年2回の火災予防運動を実施し、町広報やパンフレット等による啓発、住民参加による防災指導会を開催し、防火思想の普及に努める。

（2）民間防災組織の育成

幼年消防クラブ、自衛消防組織等の育成を図り、これらの組織を通じて防火思想の普及に努める。

（3）民間による防火活動の普及

町内会や事業所及び諸機関を通じて自主防火活動の推進を図る。

（4）防火管理者の育成と防火体制の強化

防火管理制度の完全実施を図り、講習会を開催し、防火管理者の知識向上と防火体制の強化を図る。

第4 火災警報及び伝達計画

1 発表基準

実効湿度60%以下となり、最大風速12m/s以上で長時間（おおむね3時間）継続すると予想される場合。

第4章 災害予防計画

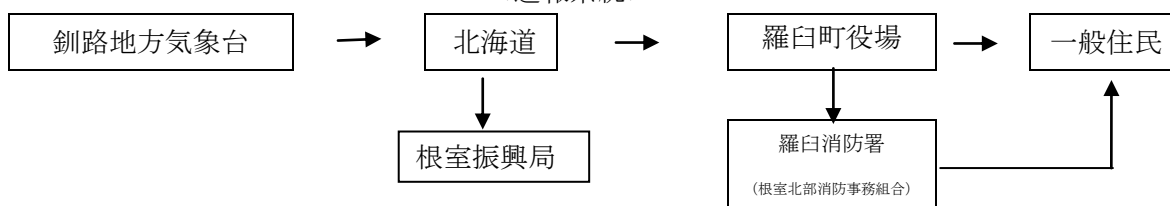
2 火災気象通報

火災気象通報は、消防法第22条の規定に基づき釧路地方気象台から発表及び終了の通報を行うものとする。火災気象通報の通報基準及び通報系統は次のとおりである。

<通報基準>

通報要素	通報内容（予想値）	備 考
実効湿度	60%以下	平均風速は12m/s以上であっても降水、降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。
最小湿度	30%以下	
平均風速	12m/s以上	

<通報系統>



- 3 火災警報の解除は、平常の気象に復したとき又は風速は低下しないが、降雨等により火災危険が少なくなったと判断されるときに解除する。

第5章 警防計画

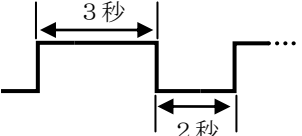
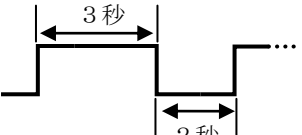
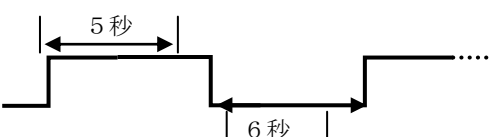
1 災害予警報

関係機関の通報により必要な場合、災害予警報を発令し、サイレンの吹鳴、広報宣伝等を通じて周知を図るとともに、根室北部消防事務組合消防計画に基づき、警防体制を速やかに確立する。

2 消防職員及び消防団員の招集

災害の規模に応じ、消防職員及び消防団員を召集して、消防隊を編成し、消防力の強化を図る。

また、火災時の出動区分は、根室北部消防事務組合火災出動規定に基づき、第1出動から第3出動までの区分により出動するものとする。

災害種別	余韻防止付サイレン信号	打数
近 火		10 回
大 津 波		3 分間
津 波		3 分間

3 救助及び救急活動

災害事故時による要救助者の救助及び傷病者の応急処置を施し、速やかに医療機関に搬入するため、根室北部消防事務組合救急業務実施規定の定めるところにより行う。

4 避難誘導

住民及び罹災者等の避難誘導は、根室北部消防事務組合消防計画によるものとする。

第6 広域消防応援体制

消防力の効率的運用を図り、災害の拡大を防止するため、根室北部消防事務組合の応援協定に基づき、相互間の連携を密にし、防災活動を行う。

また、災害発生時においては、必要に応じ消防機関の応援協定や、「本編 第5章 第7節 広域応援・受援計画」に基づき、他の消防機関、他市町村、道及び国へ応援を要請する。

第7 教育訓練

消防の任務は、その施設及び人員を活用し、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに災害を防除し、その被害の軽減することにある。

このため、消防職員、消防団員に対し、資質向上、体力の練成と第一線防災活動の強化充実を図るため、根室北部消防事務組合消防計画に基づき、計画的に教育訓練を実施する。

第8 消防体制の整備

1 消防体制の充実

根室北部消防事務組合消防本部及び羅臼消防署は、消防の任務を遂行するため、町防災計画の内容を踏まえ、各種災害に対し、効果的な消防活動を行えるよう、根室北部消防事務組合消防計画の一層の充実を図る。なお、火災予防については次の事項に重点を置いた計画の充実を図る

- (1) 消防力等の整備
- (2) 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査
- (3) 消防職員及び消防団員の教育訓練
- (4) 査察その他の 予防指導
- (5) その他火災を予防するための措置

2 火災防ぎょ対策

根室北部消防事務組合消防本部及び羅臼消防署の作成する消防計画の内容は、火災予防及び火災防ぎょを中核とした消防の業務計画とし、さらに火災以外の災害の防御又は発生による被害を軽減するための事項を具備し、各種災害の対応に万全を期す。

3 消防の対応力の強化

根室北部消防事務組合消防本部及び羅臼消防署は、複雑多様化、高度化する消防業務に対応できる体制を確立するため、北海道消防広域化推進計画を踏まえながら、消防の対応力強化に向けて消防業務の高度化を推進する。

第9 消防力の整備

根室北部消防事務組合消防本部及び羅臼消防署は、消防活動の万全を期するため、消防力の整備方針（総務省消防庁）を参考に、実態に即応する消防施設並びに人員の整備充実を図るとともに、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材の整備の推進に努める。

また、町と連携して、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう維持管理の適正を図る。

第10 消防計画

被害軽減に寄与するための必要事項については、別に定める「根室北部消防事務組合消防計画」による。

第4章 災害予防計画

第11節 水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な活動については、本計画に定める。その他、必要な水防対策については、「羅臼町水防計画」によるものとする。

第1 予防対策

町は、次のとおり、水害予防対策を実施する。

なお、融雪出水に係る水害の予防対策は、「本章 第14節 融雪災害予防計画」による。

1 基本方針

洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進する。

また、特に水防上警戒を要する区域などについて、河川監視を随時実施するなど、河川の管理に万全を期する。

2 予防対策

(1) 気象等警報、注意報並びに情報等を迅速に住民に伝達するために、関係事業者の協力を得ながら、防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メールサービスを含む。)、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図る。

(2) 浸水想定区域の指定のあったときは、次の事項を定める。

ア 当該浸水想定区域毎の洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

イ 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある避難行動要支援者が利用する施設の名称及び所在地

(3) 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある避難行動要支援者が利用する施設については、当該施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定める。

(4) 町長は、洪水予報等の伝達方法、避難場所等その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに洪水時の円滑かつ迅速な避難を必要とする避難行動要支援者が利用する施設の名称及び所在地について、住民に周知させるための必要な措置を講じる。

第2 水防計画

水防に関する計画は、水防法(昭和24年法律第193号)に基づき作成した「羅臼町水防計画」によるものとする。

本町の水防区域については、[資料編 資料8 水防区域一覧] 参照

第4章 災害予防計画

第12節 風害予防計画

風による公共施設、漁業施設、住家等の災害を予防するための計画は、次のとおりである。

第1 予防対策

町は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

- 1 学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮するものとする。
- 2 家屋その他建築の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて町は施設管理者に対し、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図るものとする。

第13節 雪害予防計画

異常降雪等により予想される暴風雪等の災害時における防災関係機関の業務については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

除雪路線は、次の区別により実施分担する。

- 1 国道路線の除雪は、釧路開発建設部中標津道路事務所が行う。
- 2 道道路線の除雪は、釧路総合振興局釧路建設管理部中標津出張所が行う。
- 3 町道路線の除雪は、町（建設対策班）が行う。
- 4 道路除雪作業基準

道路除雪に係る各機関の除雪作業基準は、次のとおりとする。

（1）国道路線（釧路開発建設部）

除 雪 目 標
昼夜の別なく除雪を実施し、常時交通を確保する。

（2）道道路線

種 別	日交通量のおよび の標準（台／日）	除 雪 目 標
第 1 種	1,000 台／日以上	異常な降雪時以外は2車線以上の幅員確保を原則に、異常時においても、極力2車線の確保を図る。 (道道87号知床公園羅臼線)
第 2 種	300 台～1,000 台 ／日	2車線（5.5m）以上の幅員確保を原則に、異常降雪時においても、極力1車線以上の確保を図る。夜間除雪は実施しない。 (本町は該当なし)
第 3 種	300 台／日以下	2車線の幅員確保を原則に、状況により1車線（4.0m）幅員で待避所を設け、異常降雪時には、一時通行止めも止むを得ない。夜間除雪は実施しない。 (本町は該当なし)

※上記で定める基準に達した場合のほか、気象状況及び道路状況等を総合判断して、必要が認められるときは作業を実施する。

第4章 災害予防計画

(3) 町道路線（羅臼町）

種 類	除 雪 目 標
1 級	異常な降雪以外は常時交通確保し、バス運行、通勤、通学に支障のないようにするとともに、2車線以上の幅員を原則とする。
2 級	1級路線に準じた除雪の方法で2車線確保を原則とする。
その他	同 上
歩道除雪	主として第1種路線の歩道、通学通勤生活道路等の主要歩道を実施する。

(4) 町における除雪出動基準

除雪出動の基準は下表を標準とするが、気象情報による今後の降雪や、吹き溜まり・圧雪状態による交通障害の恐れ等も考慮しながら総合的な判断で出動することとする。

なお、緊急時（火災・救急等）には昼夜を問わず出動を要請することがある。

出動基準	早朝	積雪15cm以上
	日中	随時打合せによる

(5) 町における除雪作業基準

ア 午前7時30分までに除雪を完了するよう努める

（出動時間が通勤通学時間等を考慮して工夫するものとする。）

イ 日中においては、随時打合せにより稼働する。

ウ 夜間及び異常気象時は危険が伴うので、特別な場合を除いて作業をしないこととする。

(6) 除雪状況

町道延長：45.9 km

除雪延長：38.1 km

第2 積雪時における消防対策

消防は、円滑なる消防活動ができ得るよう積雪に対しては十分配慮し、消防水利の万全を期するものとする。

第3 なだれ防止策

関係機関は、それぞれ所轄道路の保全及び交通安全を確保するため、なだれ発生予想箇所に防止柵を設置し、また、標示板等により住民への周知を図るものとする。

第4 通信施設の雪害対策

通信施設の雪害防止については、迅速な電話回線障害の復旧を図るため、東日本電信電話株式会社北海道事業部が施設の改善、応急対策等を行うものとする。

第5 電力施設の雪害対策

電力施設の雪害防止のため北海道電力株式会社中標津営業所、ほくでん羅臼サービス店は、関係事業所と連絡をとり、冠雪、着氷雪対策を確立、必要に応じて特別巡視等を行うものとする。

第6 孤立予想地域の雪害対策

異常降雪時における孤立予想地域の食糧及び燃料の供給、急患医療、応急教育対策については対策を講じる。

また、雪害により孤立地域が発生したときは、町は関係機関と協力して、速やかに救援の措置を講じる。

第7 雪害への予防と啓発

雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、個々の住民の適切な行動及び住民相互の支え合い活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。

そのため、町は住民に対し、降雪・積雪時の適切な行動について、啓発・普及を行い、住民に対して周知を図るとともに、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体制を整える。

また、道内では暴風雪による被害が発生しており、町内においても視界不良による運転の危険や吹きだまりによる車両の立ち往生が想定されるため、被害防止に向けた普及・啓発を行う。

なお、町内を訪れる観光客に対しても、必要に応じて被害防止に向けた啓発を行うよう努める。

1 住民への啓発・普及事項

- (1) なだれ危険箇所
- (2) 雪害に関する警報・注意報等に対する知識
- (3) 住宅周辺等の自主的除雪を心がける等の防災思想の普及
- (4) 住宅周辺等の自主的除雪の際の屋根からの落雪への注意
- (5) 雪下ろしの際の転落防止

2 暴風雪等による被害防止にむけた注意事項

- (1) 気象情報に注意し、暴風雪が予想される場合は、外出を避ける。
- (2) 止むを得ず車等で外出する場合は、次の点に注意する。
 - ア 車が立ち往生する可能性もあるため、防寒着、カイロ、長靴、手袋、スコップ、けん引ロープ、携帯電話充電器等を車に用意するとともに、十分に燃料があることを確認したうえで携帯電話を持って外出する。
 - イ 地吹雪などにより、運転をされていて危険を感じたら、無理せず、ガソリンスタンドやコンビニエンスストア、公共施設等、駐車可能な屋内施設に退避し、天気の回復を待つ。
 - ウ 避難できる場所や救助を求められる人家が無い場合は、消防、警察、町役場、

道路管理者のいずれかに連絡するとともに、車のマフラーが雪に埋まらないよう定期的に除雪し、窓を少し開けて換気を行うなどして、車中での救助に備える。

第8 地域ぐるみによる除排雪の実施

降雪、積雪は、住民の日常生活や産業活動に大きな影響を及ぼすため、地域ぐるみで克服していく必要があり、住民、事業所等が協力し、自主的に防災体制を整備し、地域の除排雪に積極的に取り組むことが重要である。

このため、「自らの地域は、自らの力で除排雪する」という住民意識の高揚と地域による除排雪体制づくりを促進し、地域の実情に応じた地域ぐるみによる除排雪活動を積極的に推進し、地域の生活道路の確保を図る。

第14節 融雪災害予防計画

融雪による河川の出水災害（以下、本節で「融雪災害」という。）に対処するための予防対策及び応急対策は、「北海道融雪災害対策実施要綱」に準じ防災関係機関の相互の連携のもとに、「羅臼町水防計画」に定めるもののほか、本計画に定めるところにより実施する。

第1 町の体制

町は、融雪災害対策を積極的に実施するため、「北海道融雪災害対策実施要綱」に準じ、所要の措置を講じるとともに、特に次の事項に十分留意する。

- 1 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- 3 融雪出水、なだれ、がけ崩れ、地すべり発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
- 4 融雪出水前に河川周辺の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- 5 融雪災害時に適切な避難勧告・指示ができるようにしておくこと。
- 6 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難救助体制を確立すること。
- 7 水防資機材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
- 8 融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

第2 予防対策

1 気象情報の把握と伝達

町は、融雪期においては釧路地方気象台または地域を熟知した気象予報士と緊密な連絡をとり、地域内の降積雪の状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとし、発生の恐れがあると判断した場合は、関係機関に通知するとともに、地域住民に周知するものとする。

2 重要水防区域等の警戒

重要水防区域及びなだれ、地すべり、がけ崩れ等の懸念のある地域、箇所を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため、次により万全の措置を講ずる。

- (1) 町及び消防署は、住民等の協力を得て、既住の被害箇所その他水害警戒区域を中心に巡視警戒を行う。
- (2) 町は、関係機関と連絡をとり、危険区域の水防作業及び避難救出方法等を事前に検討しておくものとする。

第4章 災害予防計画

- (3) 町及び河川管理者は、河川が融雪、結氷、捨雪及びじんかい等により河道が著しく狭められ出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破碎等障害物の除去に努める。

あわせて、樋門、樋管等河川管理施設の整備点検を十分行うとともに、堰（水深・流量の調節のため、川の途中や流出口などに設けて流水をせき止める構造物）、水門等、河川工作物の管理者並びに河川の上流部に集積している木材の搬出等について関係者に指導を行い、流下能力の確保を図る。

- (4) 町は、道路側溝、排水溝等の流下能力を確保するため、住民の協力を得て、側溝内の障害物除去を行うものとする。

- (5) 町は、被災地における避難場所を住民に十分周知とともに、避難について収容施設の管理者と協議しておく。

- (6) 水防上重要な施設の管理者は、融雪出水前に管理施設の整備点検を十分行うとともに、下流に急激な水位の変動を生じないように留意し、関係機関及び地域住民への伝達が的確かつ迅速に行われるよう、通報体制の確立を図る。

3 道路の除雪

道路管理者は、なだれ、積雪、融雪等による滞留水により、道路交通が阻害されるおそれがあるときは、障害物の除去に努め、道路の効率的な活用を図るものとする。

4 水防資器材の整備点検

町長及び河川管理者は、水防活動を迅速かつ効果的に行うため、融雪出水前に現有水防資器材の整備点検を行い、関係機関及び資器材調達業者と十分打合せを行い、資器材の確保と効率的な活用に努めるものとする。

5 水防思想の普及徹底

町長及び河川管理者は、融雪出水に際し、住民の十分な協力が得られるよう広報誌等を活用して、水防思想の普及徹底に努めるものとする。

6 なだれ等の対策

道路管理者は、なだれ発生の可能性が想定される箇所については、随時、パトロールを実施するとともに、気象情報を把握し、なだれの発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の交通規制等の措置を講ずる。

第15節 高波、高潮災害予防計画

高波・高潮による災害の予防対策については、次のとおりである。

第1 現況

本町内の高波・高潮等による浸水危険区域は、資料編に掲載する。

[資料編 資料9 高波・高潮・津波等危険区域一覧]

第2 町の体制

町は、次のとおり予防対策を実施する。

- (1) 高潮警報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メールサービスを含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、高波、高潮、津波等危険区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図る。
- (2) 住民に対し、高波、高潮、津波等危険区域の周知に努めるとともに、防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

※ 水防法第16条第1項の規定により、国土交通大臣が指定した海岸についての水防警報の伝達は、「第3章 第6節 気象業務に関する計画 第2の2の系統により行う。

第16節 土砂災害の予防計画

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号）に基づく土砂災害（地すべり、がけ崩れ、土石流等）の予防対策については、本計画に定める。なお、本計画は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条の規定に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域、「山地災害危険地区調査について」（昭和53年7月17日付け53林野治第1817号林野庁長官通達）に基づき山地災害危険地と判定された地区、砂防法（明治30年3月30日法律第29号）第2条に基づき指定された砂防指定地における対策を包含するものとする。

第1 現況

- 1 町内の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害危険箇所数及び土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の数は次のとおりである。

危険箇所

自然現象の種類	危険箇所数
土石流危険渓流	63箇所
急傾斜地崩壊危険箇所	122箇所
地すべり危険箇所	0箇所
危険箇所 数計	185箇所

指定箇所

自然現象の種類	土砂災害警戒区域	内特別警戒区域
土石流危険渓流	0箇所	0箇所
急傾斜地崩壊危険箇所	1箇所	1箇所
地すべり危険箇所	0箇所	0箇所
指定箇所数	1箇所	1箇所

- 2 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域数は次のとおりである。

自然現象の種類	箇所数	内特別警戒区域
急傾斜地崩壊危険区域	1箇所	0箇所

第4章 災害予防計画

- 3 「山地災害危険地区調査について」(昭和53年7月17日付け53林野治第1817号林野庁長官通達)に基づき山地災害危険地と判定された地区数は次のとおりである。

自然現象の種類	危険箇所数
山腹崩壊危険地区	373箇所
地すべり崩壊危険地区	4箇所
崩壊土砂流出危険地区	35箇所
危険箇所 数計	412箇所

- 4 砂防法(明治30年3月30日法律第29号)第2条に基づき指定された砂防指定地数は次のとおりである。

	箇所数
砂防指定地	15箇所

※上記1～4の危険箇所等一覧については、[資料編 資料10～13]のとおりである。

第2 予想される災害

本町では、連続的降雨又は集中豪雨等に伴い土砂災害の発生が予想される。

なお、土砂災害防止法における「土砂災害」とは、急傾斜地の崩壊(高さ5m以上、傾斜度が30度以上である土地が崩壊する現象をいう。)土石流(山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象をいう。)若しくは地すべり(土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象をいう。)又は、河道閉塞による湛水(土石等が河道を閉塞したことによって水がたまる自然現象をいう。)を発生原因として住民の生命または身体に生ずる被害をいう。

第3 土砂災害防止法に基づく被害防止対策

土砂災害(地すべり・急傾斜地崩壊・土石流等)から住民の生命、身体及び財産を守るため、町は道と連携し、土砂災害防止法に基づき、次の対策を実施する。

1 土砂災害警戒区域等の指定

(1) 土砂災害警戒区域(イエローゾーン)

町は、道が土砂災害のおそれのある区域を「土砂災害警戒区域(以下「警戒区域」という。)」として指定するにあたり、道に対して必要な情報提供を行う。

(2) 土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)

警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民に著しい危害が生じるおそれがある区域について、道は「土砂災害特別警戒区域」として指定する。指定にあたり、町は、道に対して必要な情報提供を行う。

2 警戒区域等における警戒避難体制の整備

(1) 警戒避難体制の整備

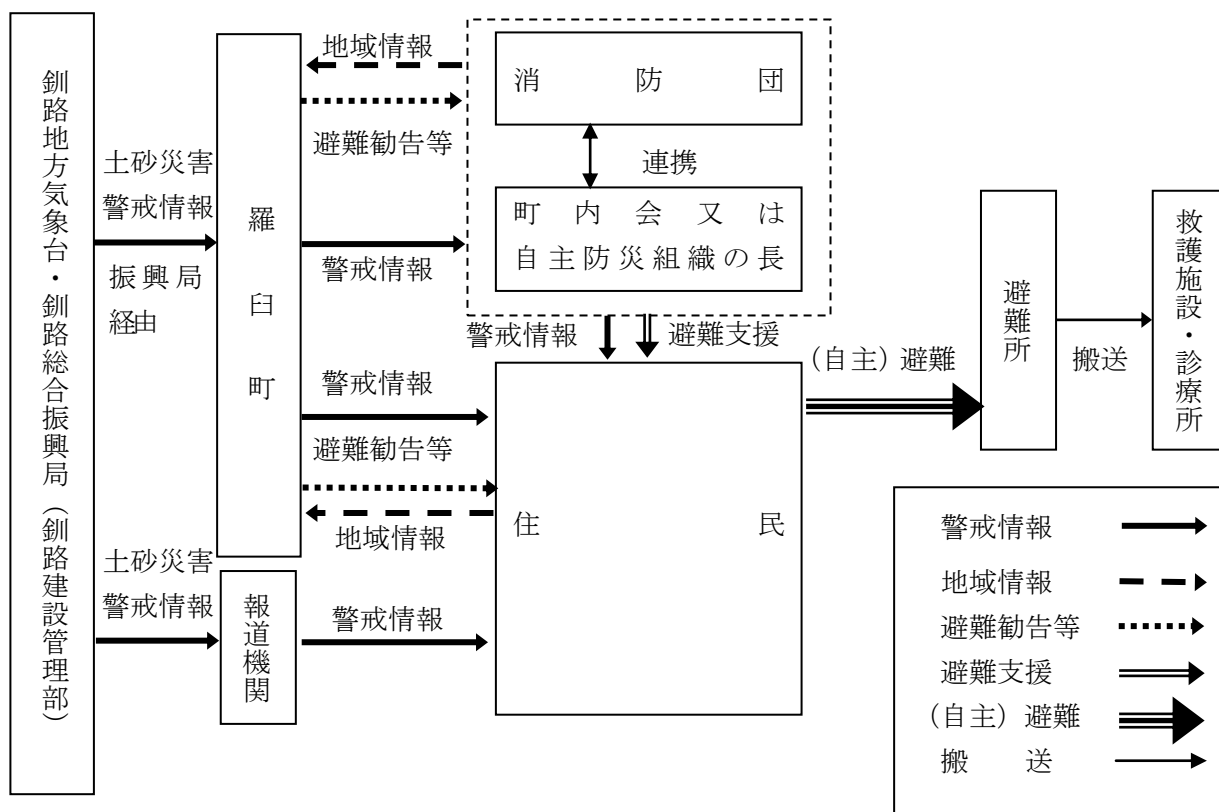
- ア 町は、道及び消防機関等の関係機関と連携して、危険箇所の調査や防災パトロールを実施し、その実態把握や対策について協議、検討を行う。
- イ 知事により指定を受けた土砂災害警戒区域等については、自治会等の同一の避難行動をとるべき避難単位を設定する。
- ウ 町は、土砂災害警戒区域等に対応する避難所を指定するとともに、避難所の開設・運営体制及び住民への避難所開設状況の伝達方法を定めておくものとする。

(2) 土砂災害警戒情報等の収集・伝達

土砂災害警戒情報は、大雨等により土砂災害が発生するおそれのあるときに、町長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考とするため、釧路総合振興局と釧路地方気象台が共同して発表する防災情報である。

町は、釧路総合振興局釧路建設管理部と釧路地方気象台からの土砂災害警戒情報及び雨量情報や、住民からの土砂災害前兆現象、近隣の災害発生情報等を速やかな避難対策に活用するものとする。

[土砂災害警戒区域における情報収集及び伝達・避難体制の体系]



3 警戒区域の情報連絡員

警戒区域の異常気象及び災害状況を迅速に把握するための情報連絡員については、「本編 第5章 第1節 災害情報収集・伝達計画」の地域情報連絡員があたるものとする

第5 警戒体制

- 1 町における警戒体制は、第2章第3節「非常配備体制」の定めによるものとする。
- 2 町長は、危険区域毎に対策本部内から警戒巡視員に任命し、降雨気象警報発令又は必要に応じて当該危険区域の巡視を命じ、必要事項を報告させるものとする。

第6 避難及び救助

町長は、当該地域に崩壊等の危険性があると認めたとき、「本編 第4章 第6節 避難体制整備計画」の定めにより、当該地域住民に警告し、避難のため立退きを勧告するとともに関係機関に通知し、避難誘導、治安維持等の協力を得るものとする。

第7 災害の防止対策

- 1 関係機関は、連携を密にし、土砂災害対策を計画的に実施するものとする。
- 2 町長は、崩壊等による災害防止のため必要があると認めたときは、速やかに適切な対策を講じるものとする。

第8 土砂災害に対する防災意識の高揚

町及び消防機関は、土砂災害警戒情報の伝達方法、避難所に関する事項等、警戒区域における円滑な避難を行うために必要な事項について整理するとともに、土砂災害ハザードマップや啓発用パンフレット等の必要事項を周知するための印刷物を作成・配布し、地域住民に周知を行う。また、これらの取組みにより防災意識の向上を図る。

第17節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町、道及び防災関係機関は、積雪・管領対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

第1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、町、道及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

第2 避難救出措置等

1 町

町は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

- (1) 積雪・寒冷期に適切な避難勧告・指示ができるようにしておくこと。
- (2) 災害発生時における避難、救出、給水、食糧、燃料供給及び防疫等に万全の措置を講ずる。

2 道

- (1) 災害の発生により応急対策を実施する場合は、町と緊密な連携をとり、北海道地域防災計画の定めるところにより、避難、救出、給水、食糧、燃料供給及び防疫等に万全の措置を講ずる。
- (2) 災害の状況により必要があると認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

3 北海道警察

- (1) 災害により住民の生命身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧めるとともに、急を要するときで、町長が避難の指示ができないと認めるとき、又は、町長から要請のあったときは、避難を指示して誘導するものとする。
- (2) 災害による被害者の救出、行方不明者の捜索を実施するものとする。

第3 交通の確保

1 道路交通の確保

災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、町、道及び北海道開発局の道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

(1) 除雪体制の強化

町は、一般国道及び道道と整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な

第4章 災害予防計画

連携のもとに除雪計画を策定する。

(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

ア 町は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。

イ 町は、風雪等による交通障害を予防するため、関係機関と協議をし、防雪柵の整備を促進する。

第4 寒冷対策の推進

1 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

2 避難場所等対策

町は、避難場所等における暖房等の需要増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を予想した資機材（長靴、スノーダンプ、スコップ等）の備蓄と協定による確保に努める。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

なお、被災地以外の地域あるものを含め、旅館やホテル等の借上げ等、多様な避難場所等の確保に努める。

第18節 複合災害に関する計画

町、道及び防災関係機関は、複合災害の発生の可能性を認識し、備えを充実するものとする。

第1 予防対策

- 1 町、道及び防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努める。
- 2 町、道及び防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努める。
- 3 町、道及び防災関係機関は、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

第 5 章 災害応急対策計画

第5章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、基本法の趣旨を達成するため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防ぎ、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防災するための計画であり、基本法に定める災害応急対策の実施責任者がその実施を図る。

第1節 災害情報収集・伝達計画

第1 情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告（以下、本節で「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

町、道及び防災関係機関は、それぞれが有する情報通信施設及び伝達手段を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換する。

1 町の被害状況の収集及び伝達

町長は、被害状況を収集して、状況を関係機関に伝達するものとする。

（1）災害情報等の報告及び伝達責任者

災害情報等の報告及び伝達責任者は、総務課長とする。

（2）地域情報連絡員

町長は、災害情報を収集及び伝達するため、各地域に「情報連絡員」を定める。情報連絡員は、町内会の会長や自主防災組織の隊員などをもってあてる。

（3）収集する主な情報は次のとおりとする。

ア 災害の発生日時、場所、区域、発生の原因、進行状況

イ 降雨、降雪、河川の水位、吹き溜まりや視程の状況

ウ 住民の生命、財産、避難状況

エ 電気、水道、通信等の被害状況

オ 人畜、建物、農地、山林、河川、道路の被害状況

カ 食料、その他緊急に補給すべき物資及び数量

（4）道への連絡

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を根室振興局に報告する。

2 被害状況の調査

（1）被害状況の把握及び応急対策の実施状況の調査は、関係各班があたる。その分掌は「本編 第3章 第4節 羅臼町災害対策本部 第3表 班の所掌事務」のとおりである。

（2）町長は、地域の被害状況を調査するため、その補助者として各地域の地域情報連絡員をあてる。

（3）各班が調査した被害状況等は、総務班で集計する。

3 災害等の内容及び通報の時期

(1) 災害対策本部設置

ア 本部を設置したときは、本部の設置状況及びその他の情報等について、防災関係機関へ通報する。

イ 防災関係機関は、前事項の通報を受けたときは、災害情報について密接な相互連絡を図るため、必要に応じて当該本部に連絡要員を派遣する。

(2) 道への通報

町及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次により根室振興局を通じて道（危機対策課）に通報する。

ア 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに。

イ 本部等の設置・・・・・・・・・・本部等を設置した時直ちに。

ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時。

エ 被害の確定報告・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき。

(3) 町の通報

ア 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道（根室振興局経由）及び国（消防庁経由）に報告する。

イ 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道（根室振興局経由）及び国（消防庁経由）への報告に努める。

第2 被害状況等の報告

災害情報及び被害状況の報告は、北海道が定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき、町長が根室振興局長に報告するものとする。

但し、町長は、消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第1報については、直接、消防庁にも報告する。なお、消防庁長官から要請があった場合、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告する。

また、町長は通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告する。

確定報告については、応急措置完了後20日以内に、内閣総理大臣あて及び消防庁長官あての文書を消防庁へ提出する。

第5章 災害応急対策計画

[火災・災害等即報に関する情報の送付・連絡先]

＜被害状況等の報告〔道・根室振興局報告先〕＞

回線 \ 区分		北海道総務部 危機対策局危機対策課	北海道根室振興局 地域政策部地域政策課
NTT 回線	日中	011-204-5008 011-231-4314 (FAX)	0153-24-4799 0153-23-6182 (FAX)
	夜間	011-231-4111 内線 22-586 011-231-4314 (FAX)	
北海道総合行政情報 ネットワーク (道防災無線)	日中	4-6-210-22-569 4-6-210-22-599 (FAX)	4-6-810-2191 2192 4-6-81-23-6182 (FAX)
	夜間	4-6-210-22-586 4-6-210-22-599 (FAX)	

＜被害状況等の報告〔消防庁報告先（通常時）〕＞

時間帯		平日（9:30～18:15）	平日（左記時間帯以外）・休日
報告先		消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)
NTT回線	電話	03-5353-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5353-7537	03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク（注1）	電話	6-048-500-90-49013	6-048-500-90-49102
	FAX	6-048-500-90-49033	6-048-500-90-49036

（注1）消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する消防本部等をつなぐネットワーク。

第5章 災害応急対策計画

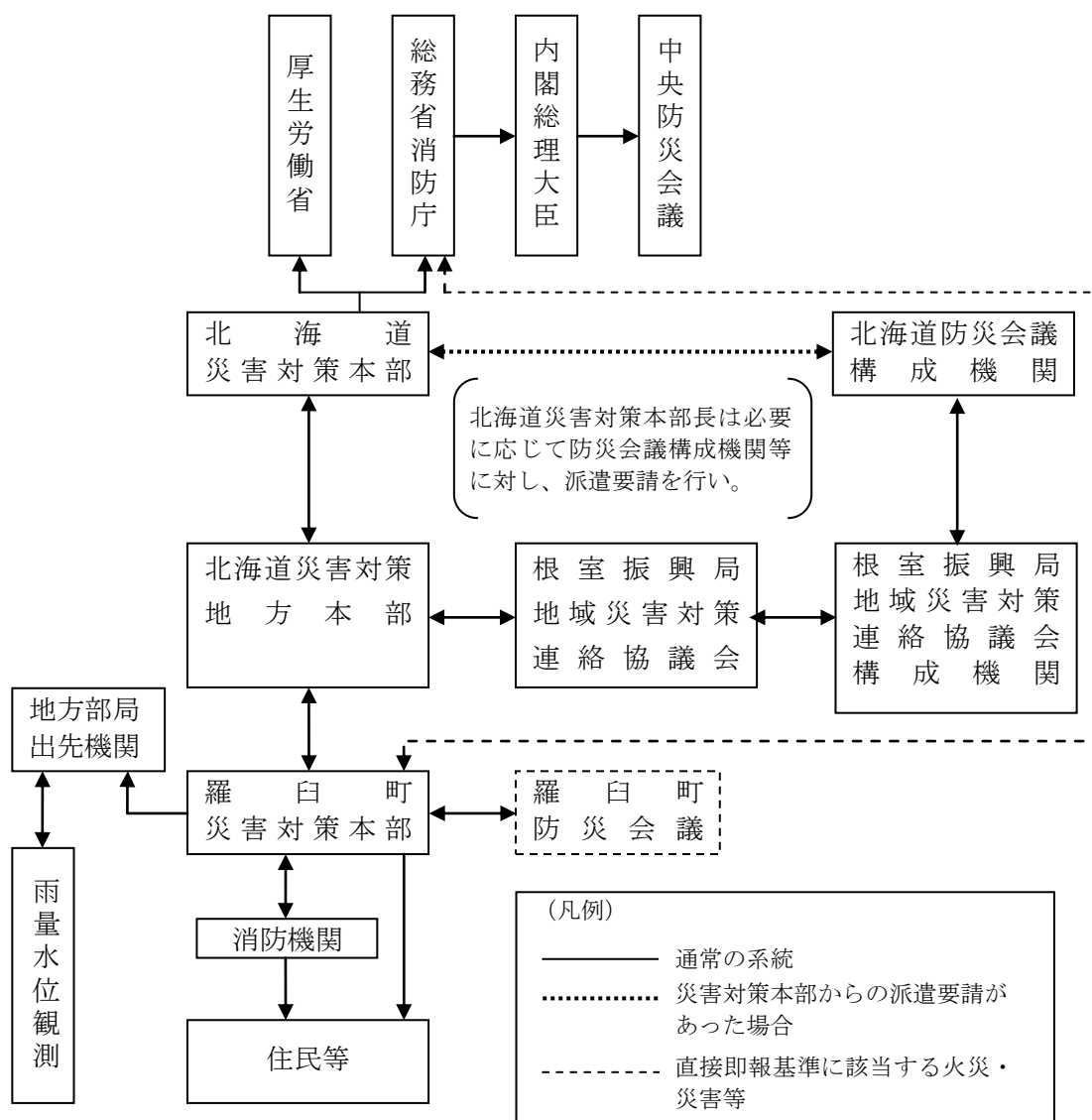
＜被害状況等の報告〔消防庁報告先（消防庁災害対策本部設置時）〕＞

報告先		消防庁災害対策本部・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)
N T T回線	電話	03-5253-7510
	FAX	03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク（注1）	電話	6-048-500-90-49175
	FAX	6-048-500-90-49036

＜消防庁への直接即報基準＞

区分		直接即報基準
火災等即報	交通機関の火災	・ 航空機、列車、自動車の火災で次に掲げるもの - ア 航空機火災 - イ トンネル内車両火災
	危険物等に係る事故	・ 死者（交通事故によるものを除く。） 又は、行方不明者が発生したもの ・ 負傷者が5名以上発生したもの ・ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で当該工場等の施設内又は周辺で500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの ・ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの - ア 河川への危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの - イ 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 ・ 市街地等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
救急・救助事故即報		・ 死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの - ア 列車、航空機の衝突等による救急・救助事故 - イ バスの転落等による救急・救助事故 - ウ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 - エ 不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 - オ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの
武力攻撃即報		・ 武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害 ・ 武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
災害速報		・ 被害の有無を問わず、町の区域内で震度5強以上を記録したもの

<災害情報等連絡系統図>



[資料編 資料7 災害情報等報告取扱要領]

第2節 災害通信計画

災害時における災害情報及び被害報告等の通信連絡の方法については、本計画の定める。

第1 通信手段の確保

1 災害時の通信連絡

災害時における通信手段は、基本的にN T Tの電話利用による通信計画を優先的に考えるものである。

次いで、災害時に想定される有線の通信輻輳、ケーブル破損等によるN T T通信途絶時の通信方法として、防災行政無線、各機関の無線施設、衛星携帯電話、機関相互の通信協力、人的伝達など他の通信方法の利用を確保するものとする。

2 専用通信施設等の利用

(1) 羅臼町

本町が所有する有線局線、防災行政無線、消防用無線等の通信施設は、別表1のとおりである。

別表1

本 部 の 通 信 施 設

1 本庁有線回線施設

(1) NTT回線数 11回線

(2) 災害時通信確保対策

ア 災害時優先電話

一般電話回線が輻輳に伴い発信規制がなされても、防災機関、公共機関として使命を確保するため発信規制されず、優先的に発信が確保される局線。

役場における災害時優先電話の指定回線	
①87-2129	②87-3189

2 北海道総合行政ネットワーク

発 令 台	防災担当課
受話器(子機)	庁舎全内線電話
特 記 事 項	地上系通信、衛生系無線の2ルート化、津波警報等システム

3 羅臼町防災行政無線

(1) 同報系無線

固定系親局	羅臼町役場無線室
遠隔制御局	羅臼町役場1階、羅臼消防署
中 継 局	第1中継局 望郷台
	第2中継局 旧知円別小中学校グラウンド
屋外拡張子局	10基 (設置場所)

峯浜漁港
 農林漁業体験実習館
 於尋麻布漁港
 松法漁港
 湯ノ沢国設キャンプ場
 羅臼漁港
 オッカバケ漁港
 知円別漁港
 相泊漁港

戸別受信機	全世帯及び公共施設
-------	-----------

4 根室北消防事務組合羅臼消防署

(1) 電話回線

一般用電話（一般消防業務、問い合わせ用）	回線
災害用専用電話	1 1 9
消防・災害ダイヤル	2 4 - 0 1 1 9

(2) アナログ無線 ※アナログ無線は国の決定により平成 28 年 5 月 31 日をもって廃止となる。

全 国 波	防災担当課			
市 町 村 波	ア 固定局	1 局		
	イ 基地局	2 局	(望郷台・海岸町)	
	ウ 移動局	1 8 局	(羅臼消防署	積載型 9 局)
			(")	携帯型 7 局)
			(羅臼消防団	積載型 1 局)
			(")	携帯型 1 局)

(3) デジタル無線

統 制 波 1		主運用波	
統 制 波 2		活 動 波 1	
統 制 波 3		活 動 波 2	

- ・ 基地局 3 局 (望郷台・海岸町 5 分団・岬町)
- ・ 移動局 2 7 局 (羅臼消防署 積載型 9 局)
- (") 携帯型 7 局)
- (羅臼消防団 積載型 6 局)
- (") 携帯型 6 局)

5 衛星携帯電話

設置場所及び台数	羅臼町役場 (1 台)、避難所 (5 台)
----------	-----------------------

(2) 防災関係機関

町内防災関係機関の専用又は無線電話の使用協力により、通信相手機関にも最も近い防災関係機関を経て行うものとする。

3 通信途絶時等における連絡方法

情報連絡を行うことができないとき、または著しく困難であるときは、次の要領により実施する。

(1) 有線電話が途絶した場合

- ア 町所有の防災行政無線を最大限に活用する。
- イ 移動無線、携帯無線の活用及び広報車の活用。
- ウ N T T 無線電話（衛星通信システム）の活用。
- エ 他の通信系統の利用

上記に掲げる通信施設の使用、または利用した通信を行うことができないときは、北海道地方非常通信連絡協議会が定める機関別通信系統により、無線通信局の協力を求め通信を行う。

オ 他の機関の通信設備の利用

各関係機関のもつ移動電話、携帯無線等の協力を得て、緊急通信連絡体制を確

保する。

カ アマチュア無線の協力

アマチュア無線局組織へ協力要請をし、通信の万全を図る。

キ 徒歩及び自転車等の利用

(2) 北海道総合通信局の対応

北海道総合通信局は、防災関係機関から、各通信系をもって通信を行うことができない又は著しく困難である旨の連絡を受けたときは、通信の確保を図るため、速やかに次の措置を講ずるものとする。

ア 貸与要請者あて、移動通信機器の貸出

イ 無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続き及び当該申請に係る処分について、口答又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）

(3) 防災関係機関の対応

防災関係機関は、(2)の措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡するものとする。

ア 移動通信機器の借受を希望する場合

(ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所

(イ) 借受希望機種及び台数

(ウ) 使用場所

(エ) 引渡場所及び返納場所

(オ) 借受希望日及び期間

イ 臨機の措置による手続きを希望する場合

(ア) 早急に免許又は許可等を必要とする理由

(イ) (ア)に係る申請の内容

(4) 連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進室

電話：011-747-6451

FAX番号：011-709-2481

〒060-8795 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎

4 非常通信等の利用

以下の通信手段は、災害時においてNTT回線が不通とならない限り、他の通信に優先して接続、伝送、配達される制度である。

(1) 災害時優先電話による電信

(2) 非常・緊急扱い電報による通信

5 防災行政無線の整備促進

災害時における通信連絡体制の確保、または災害情報等を速やかに住民へ提供するなどの伝達系統を強化するため、毎年点検業務を行うものとする。

また、北浜以北の地域についても防災行政無線（同報系）の増設、戸別受信機を配布するなど、無線の整備を促進する。

第3節 災害広報・情報提供計画

災害時における報道機関、関係諸機関及び住民に対する災害情報の提供並びに広報活動は本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

- 1 町長
- 2 中標津警察署長
- 3 その他の防災関係機関の長

第2 災害情報等の収集方法

災害情報等の収集については、「本編 第5章 第1節 災害情報収集・伝達計画」によるほか、次の収集方法によるものとする。

- 1 災害現場の取材及び記録写真の収集
- 2 一般住民及び報道機関その他関係機関による写真の収集
- 3 その他災害の状況に応じて職員の派遣による資料の収集

第3 災害情報等の発表及び広報の方法

1 報道機関に対する情報発表の方法

- (1) 収集した被害状況・災害情報等は、その都度報道機関に対し、次の事項を発表するものとする。

- ア 災害の種別（名称）及び発生年月日
- イ 災害発生場所及び被害激甚地域
- ウ 被害調査及び発表の時刻
- エ 被害状況
- オ 災害救助法適用の有無
- カ その他判明した被災地の情報
- キ 町における応急対策の状況
- ク 災害対策本部の設置または解散

- (2) 災害が発生又は発生するおそれがある場合には、新聞、ラジオ、テレビ放送等各報道機関が行う独自の取材活動に対して積極的に情報、資料の提供を行い協力するものとする。

2 住民に対する広報の方法、内容

- (1) 一般住民及び被災者に対する広報活動は、災害の推移をみながら、次の方法により行うものとする。

- ア 広報車の利用（広報可能所有車両の保有状況：別表1）
- イ 新聞、ラジオ、テレビ、有線放送、ワンセグ放送の利用
- ウ 防災行政無線（同報系）の利用
- エ 町広報誌、チラシ類の印刷物の利用
- オ インターネット・メールサービス等の利用

第5章 災害応急対策計画

(2) 広報事項は、次のとおりとする。

- ア 災害に関する情報及び住民に対する注意事項
- イ 災害応急対策とその状況
- ウ 災害復旧対策とその状況
- エ 交通に関する状況
- オ その他必要な事項

(3) 関係機関に対する広報

根室振興局（北海道）及び防災関係機関等に対して、災害情報を提供して、災害実態の周知に努める。

(4) 本部職員に対する広報

本部事務局は、各班長を通じ本部員に災害及び被害状況の推移を周知し、各班に対し措置すべき事項等を指示連絡するものとする。

広報使用可能な車両の所有状況（車外拡声器付）平成27年 2月 1日現在

所有課	台数	配備状況
環境生活課	1	普通自動車
保健福祉課	1	ライトバン
建設水道課	1	SUV
羅臼消防署	2	1 Box 1台 バス1台

3 被災相談所の開設

本部長が必要と認めたときは、町役場内に被災相談所を開設し、被災者の相談に応ずるものとする。

第4 防災関係機関の広報

防災関係機関は相互に連携し、それぞれの広報計画に基づき、住民への広報を実施する。

特に、住民生活に直結した機関（道路、交通、水道、ガス、通信等）は、応急対策活動とこれに伴う復旧状況を住民に広報するとともに、道（道災害対策（連絡）本部）に対して情報の提供を行う。

第5 安否情報の提供

1 安否情報の照会手続

- (1) 安否情報の照会は、道又は町に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行うものとする。
- (2) 安否情報の照会を受けた道又は町は当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。

第5章 災害応急対策計画

- (3) 安否情報の照会を受けた道又は町は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	・被災者の同居の家族 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
イ	・被災者の親族（アに掲げる者を除く） ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
ウ	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

- (4) 町又は道は、(3)にかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができる。

2 安否情報を回答するに当たっての道又は町の対応

町又は道は安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。

- (1) 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。
- (2) 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする
- (3) 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。
- (4) 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第4節 避難対策計画

災害時において、住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置は、本計画に定める。

第1 避難実施責任及び措置内容

風水害、火災、山（がけ）崩れ、地震、津波等の災害による人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、町長等は、次により避難の勧告又は指示を行う。

1 町長（基本法第60条、水防法第29条）

- （1）災害が発生し又は発生するおそれがある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難の勧告（指示）、立退き先の指示を行うとともに、避難所の開設、避難者の収容等を行い、その旨速やかに北海道知事（根室振興局長）に報告する。（避難解除の場合も同様とする）

また、避難指示ができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を要請するものとする。

- （2）町長は、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案した状況の分析を行い、その結果、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれのあると判断される状況に至ったときは、直ちに避難の勧告・指示を行う。

また、避難の勧告・指示は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報エリアメール）等のあらゆる伝達手段を活用して、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する。

- （3）町長は、洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

- （4）町長は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を根室振興局長に速やかに報告するとともに、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

- （5）町長から委任を受けた職員

災害の危険がある場合に、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告し又は指示する。

2 知事又はその命を受けた道職員（基本法第60条、第72条、地すべり等防止法第25条、水防法第29条）

- （1）知事又はその命を受けた職員は、洪水又は高潮のはん濫若しくは地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のための立ち退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立ち退きの指示をすることができる

- （2）知事は、災害発生により町長が避難の勧告及び指示に関する措置ができない場合は町長に代わって実施する。

第5章 災害応急対策計画

(3) 根室振興局長は、町長から避難の勧告、指示、立退き先の指示及び避難所の開設等について報告を受けた場合は、町長と情報交換に努めるとともに、速やかに知事にその内容を報告しなければならない。

3 警察官及び海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

警察官又は海上保安官は、町長から要請のあったとき又は町長が避難指示をできないと認めるときは、避難指示、立退き先指示等を行うものとし、その場合直ちに、町長に通知するものとする。

災害による危険が窮迫したときは、警察官はその場の危害をさけるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨を報告する。

4 自衛隊（自衛隊法第94条）

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官及び海上保安官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

(1) 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）

(2) 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）

(3) 警戒区域の設定等（災害対策基本法第63条第3項）

(4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等
（災害対策基本法第64条第8項）

(5) 住民等への応急措置業務従事命令（災害対策基本法第65条第3項）

避難勧告・指示の実施責任者

実施者	勧告・指示区分	災害の種類・内容	根拠法令
町長	勧告・指示	災害全般	基本法第60条
警察官 海上保安官	指示	災害全般。町長が指示する時間がない時。又は町長から要請があったとき。	基本法第61条 警察官職務執行法第4条
知事又はその命を受けた職員、水防管理者	指示	洪水	水防法第29条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	指示	災害全般。災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない限り避難の指示を行うことができる。	自衛隊法第94条
知事又はその命を受けた吏員	指示	地すべり	地すべり等防止法第25条

第 5 章 災害応急対策計画

警戒区域の設定権者

実施者	災害の種類	内容（要件）	根拠法令
町長	災害全般	災害が発生し、又は発生しようとしている場合で人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第 63 条
警察官 海上保安官	災害全般	同上の場合においても、町長若しくはその委任を受けた町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第 63 条第 2 項
消防吏員又は消防団員	水災を除く	災害全般の現場において活動確保を主目的に設定する。	消防法第 28 条・第 36 条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	洪水	水防上緊急の必要がある場合。	水防法第 21 条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般	町長若しくはその委任を受けた町の職員、警察官及び海上保安官がその場にいない場合。	基本法第 63 条第 3 項

※ 警察官は消防法第 28 条、第 36 条、水防法第 21 条の規定によっても、第 1 次的な設定権者が現場にいないか、又は要求があったときは警戒区域を設定できる。

第2 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

1 連絡

町長、知事（根室振興局長）、北海道警察本部長（中標津警察署長）、第一管区海上保安本部（羅臼海上保安署長）及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の勧告又は指示をした場合は、相互にその旨を連絡するものとする。

2 助言

(1) 町

町は、避難のための立退きの勧告・指示、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している地方気象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。

町は、避難勧告や指示等を行う際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。

(2) 国や道の関係機関

町から助言を求められた国や道の関係機関は、その所掌する事務に関する助言を行うものとする。

3 協力、援助

(1) 北海道警察

町が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行うものとする。

(2) 第一管区海上保安本部（羅臼海上保安署）

避難の指示等が発せられた場合において、必要があるときは、避難者の誘導、海上輸送を行い避難を援助する。

第3 避難の勧告、指示区分の基準

1 避難勧告

避難勧告とは、その地域の居住者等を拘束するものではないが、居住者等がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め又は促す行為をいう。

2 避難指示

避難指示とは、勧告よりも拘束力が強く、被害の危険が目前に切迫している場合、急を要する事態に発令する。

3 避難準備情報

警報等の発表又は災害が発生し始めた場合は、事前に避難準備を指示し又は事前に安全な場所へ避難させるための立退き指示基準は、概ね次のとおりとする。

- (1) 大雨、暴風、洪水の警報等が発令され、避難準備又は事前に避難を要すると判断されたとき。
- (2) 河川が警戒水位を超え、なお上昇し、被害が予想されるとき。
- (3) がけ崩れ、地すべり等の危険が予想されるとき。

(4)その他の状況から避難準備又は避難をさせておく必要があると認められるとき。

4 緊急避難

町長は、災害発生の危険が目前に急迫していると判断されたときは、危険な区域にいる者を、至急、安全な場所に避難させるものとする。

5 収容避難

町長は、事前及び緊急避難した避難所に災害の危険がある場合は、至近の避難所又は安全な場所に再避難させる。

[資料編 資料14 避難勧告等の判断・伝達マニュアル（土砂災害編）]

第4 避難の勧告又は指示の周知

避難実施責任者は、避難の勧告又は指示にあたっては、消防機関等関係機関の協力を得て、防災行政無線、広報車両等によって、当該地域の住民等に対して、特に災害時要援護者に対しては多様な手段を活用するなどして、速やかに次の事項について周知徹底する。

1 周知する勧告、指示内容

- (1) 避難の勧告又は指示の理由及び内容
- (2) 避難場所及び経路
- (3) 火災、盗難の予防措置等
- (4) 携帯品等その他の注意事項

2 周知の方法

次に掲げる事項のうち、地域の実情を考慮し、いずれかの方法により行うものとする。

なお、場合によっては、二つ以上の方法を併用するものとする。

(1) 広報車による伝達

町、羅臼消防署、羅臼駐在所などの広報車を利用し、関係地区を巡回して伝達する。

(2) ラジオ、テレビ放送等による伝達

関係報道機関に対して勧告指示を行った旨を通知し、関係住民に伝達すべき事項を提示し、放送の協力を依頼するものとする。

(3) 避難信号による伝達

水防信号に定める危険信号によるものとする。

(4) 電話による伝達

電話により、住民組織、官公署、会社等に通報する。

(5) 伝達員による個別伝達

避難を勧告、指示した時、夜間、停電時で風雨及び風雪が激しい場合等、全家庭に対する完全周知が困難であると予想されるときは、消防団員等で伝達班を編成して、個別に伝達するものとする。

(6) 防災行政無線による伝達

(7) 町内会あるいは自主防災組織による伝達

第5 避難方法

1 避難場所等の設定

- (1) 避難のため立退きを勧告又は指示及び立退き先の指示を必要とした場合の避難場所等として当該地域の避難人口、災害の種別、規模その他の情勢を判断し、最も安全にして速やかに収容可能な場所、施設を指定する。
- (2) 避難場所等の設定は、町会、距離、物理的条件等を考慮し設定する。ただし、緊急を要する場合等でこれらの場所を使用することができないときは、最寄りの民間施設、公園、空地等を使用するものとし、その地域全体が災害のため使用不能なときは、他地区の避難場所を使用するものとする。
- (3) 避難場所等の指定状況
町において指定した避難場所等は「資料編 資料4 地区別指定避難場所等一覧」のとおりとする。
- (4) 避難場所等の基準
避難場所等は、これを避難場所及び避難所に区分し設定する。

2 避難場所

- (1) 設置目的
震災等により火災が延焼拡大し危険が迫っている場合、あるいはこれに準じた事態が発生した場合、避難者が一時的に避難するための場所とする。
- (2) 選定基準
町の指定した津波避難場所は、標高10m以上の小中学校グラウンド、道路等とするが、その避難場所、地域住民と協議をしながら選定する。
- (3) 各避難場所における対象地区の指定の効果
 - ア 情報伝達その他各所に連絡が効率的に行える。
 - イ 町職員、消防職員、消防団員、警察官等の指示で避難することを原則としていることから、整然とした行動が確保できる。
 - ウ 家族等の離散状況時における災害発生に対し、家族相互の最終合流場所となる。
 - エ 地域の避難状況の把握、住民相互の協力が可能である。
 - オ 避難所への誘導が円滑に行える。

3 避難所・福祉避難所

- (1) 設置目的
大雨、洪水、津波、高潮などによる家屋の浸水、流失あるいは、地震、大火災などにより住居を喪失し又はそのおそれがある場合、避難者を収容するための施設であり容易に給食、物資を搬送することができる場所とする。
また、避難所での避難生活が困難な避難行動要支援者を避難させるため、福祉避難所を確保するよう努めるとともに、避難した避難行動要支援者の支援にあたる人材の確保に努める。
- (2) 選定基準
町の指定した収容避難所は、原則として各地域の小中学校の体育館・普通教室、町内会館等であり、おおむね2㎡につき1人を基準としている。

ア 避難所の指定については、災害発生後の検証や地域の実情、災害の想定などに応じ適宜見直しを行うものとする。

イ 福祉避難所は、高齢者や障がい者等、災害発生時において通常の避難所生活に困難をきたすと判断された要支援者を対象に必要なに応じて開設するものであり、予め指定する。

また、指定にあたっては、災害時において福祉避難所として活用可能な施設（社会福祉施設等）を洗い出すとともに、協力体制の整備を促進するものとする。

ウ 避難所の整備

町は、避難所として指定した施設の耐震診断の実施を促進するとともに、診断結果により耐震改修を促進するものとする。

また、停電時を想定して非常電源の配備、通信途絶を想定して通信機器の配備等による充実を図っていくものとし、さらには、冬期対策として、暖房器具、燃料の緊急調達に備え、事前に市内業者等と協議し、速やかな対応が可能となるよう調達先を定め、災害に備えるものとする。

(3) 避難路等の整備

危険区域（港湾区域を含む）において、避難を必要とする警報等が発せられた場合、地域住民が安全かつ迅速な避難を実施できるよう、徒歩による避難又は車両等を利用した避難を想定し、避難路及び避難道路の整備を促進する。

(4) 避難所の仮設

避難所が使用不能になった場合、あるいは避難所に収容しきれなくなった場合には、町が指定する他地域の避難所へ移送を行う。

ただし、災害の種類、被害又は避難の状況等により、仮設避難所の設営を行う。

(5) 費用の限度及び期間

災害救助法の基準による。

(6) 避難所の開設及び被災者救出状況の記録

避難所を開設及び被災者を救出した場合は、「資料編 資料 15 避難所設置及び収容状況(様式1)」、[資料編 資料 16 被災者救出状況記録簿(様式2)]に記録しておかなければならない。

(7) 指定外の緊急避難場所の開設

指定外に避難場所を設置する場合は、次の設定基準を勘案して開設するものとする。

ア 公園・広場等のように相当の広さを有していること。

イ 周囲に崩壊のおそれのある石垣・建物・その他の建造物あるいは、がけ等がないこと。

ウ 周囲に防火帯・防火壁が存在し、かつ延焼の媒介となるべき建物あるいは、大量の可燃性の物品のないこと。

エ 地割れ・崩壊等のない耐震性土質の土地及び耐震耐火性の建築物で津波の襲来に際しても安全性のあること。

オ 延焼の危険のあるとき又は収容人員の安定度を越えたときは、更に他の場所へ避難移動できること。

(8) 避難場所等の周知方法

町民に対し、平常時から避難場所等を周知するため、避難場所表示板を避難場所等に設置するとともに、町広報紙等を活用して、町民に周知するものとする。

第6 避難誘導

1 避難誘導者

避難の誘導は、町職員、消防職員、消防団員及び警察官が協力して行うものとする。

その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、事前に定めた援助者などと連携し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

また、市職員、消防職員、消防団員、警察官など避難誘導にあたる者の安全の確保に努めるものとする。

2 避難経路の表示

避難経路を避難住民に徹底させる必要があると認めたときは、その安全を確認し、要所に誘導員を配置する。また、状況により表示板等を設置し、事故防止を図る。

3 避難の順位

避難させる場合には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者を優先的に避難させる。

4 避難の方法

(1) 避難は、可能な限り町会単位、あるいは町会各班の単位で行うこと。

(2) 避難は、避難者自ら行うことを原則とする。

(3) 自力で避難できない場合、避難途中危険がある場合、あるいは病院等における入院患者の場合等の避難については、車両等を利用して行う。

(4) 避難が広域で大規模な移送を要し、町において対応処理できないときは、北海道知事（根室振興局長）に対し応援要請を行う。

(5) 避難にあたっては、市職員、警察官その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所等の安全確認のため、支障となるものの排除を行うものとする。

第7 移送の方法

1 小規模な場合

避難は、各個に行うことを原則とする。ただし、避難者が自力で避難することができない場合は、町及び関係機関の協力の基、車両、船艇等によって行うものとする。

2 大規模な場合

被災地が広域で大規模な避難、立退き移送を要し、町において措置できないときは、町は道に対し応援を求めて実施する。

第8 避難路及び避難場所の安全確保

住民等の避難にあたっては、町職員、消防職員・消防団、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所等の安全確保のため支障となるものの排除を行うものとする。

第9 避難所の開設

- 1 町は、災害時に必要に応じ、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を充分配慮し避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難場所として開設する。

さらに、避難行動要支援者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

- 2 町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

第10 避難所等の運営

1 避難場所の運営

- (1) 避難を要する状況にあつては、速やかに町職員等の指揮責任者及び補助者を配置し、避難住民との連絡、避難状況の把握に努めるとともに、避難者に対する情報提供、指示にあたり又避難者の安全確保及び混乱の防止を図る。

なお、避難状況の把握又は避難住民との連絡調整は、避難を原則として町会単位等で実施されることから、各町会、あるいは町会において指名された者を窓口として行う。

- (2) 避難における救援措置は、原則として給水及び医療救護とする。
- (3) 避難場所の施設管理者は本部長、あるいはその命を受けた町職員等の指示に従い、速やかに施設を避難場所に供するよう措置する。

2 避難所の運営

避難所の運営は、関係機関の協力のもと町が適切に行うものとする。

- (1) 避難所の開設基準、開設期間等については、災害救助法が発動されたときは同法により、また同法が適用されない災害の場合は同法に準じて行うものとする。

ただし、本部長がその必要を認めたときは、その期間を延長することができる。

- (2) 施設には、町職員等の運営管理者及び補助者若干名をおくこと。
- (3) 避難所の施設管理者は本部長、あるいはその命を受けた町職員等の指示に従い、速やかに施設を避難所に供するよう措置する。
- (4) 各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食糧、飲料等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。
- (5) 避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報把握に努め、国等へ報告を行うものとする。

- (6) 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

なお、必要に応じ避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

- (7) 避難所運営における女性の参画を推進するとともに、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めること。
- (8) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- (9) 災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めるものとする。

第11 関係機関への報告

1 道に対する報告

- (1) 避難の勧告又は指示を町長が発令したときは、発令者、発令日時、避難の対象区域及び避難先を記録するとともに、根室振興局に対しその旨報告する。

(町長以外の者が発令したときは町長経由)

- (2) 避難所を開設したときは、北海道知事（根室振興局長）にその旨報告する。

ア 避難所開設の日時、場所及び施設名

イ 開設期間の見込み

ウ 収容状況、収容人員

エ 炊き出し等の状況

2 関係機関への連絡

町長が避難の勧告若しくは指示を発令したとき又は警察署から勧告若しくは指示を行った旨の通報を受けたとき、総務班長は、以下のとおり必要に応じて、関係機関に対して連絡するものとする。

- (1) 警察署に連絡し、協力を得るものとする。
- (2) 避難所として利用する施設の管理者に対し、連絡をとり協力を求める。
- (3) 指定の避難場所には、速やかに職員を派遣し、避難者への指示、誘導等にあたる。

第12 警戒区域の設定

1 設定の基準（災害対策基本法第63条）

- (1) 町長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定することができる。

- (2) 警察官又は海上保安官は、町長（権限の委任を受けた町の職員を含む。）が現場にいないとき又は町長から要請があったときは警戒区域を設定することができる。

この場合、警察官又は海上保安官は、直ちに警戒区域を設定した旨を町長に通知することとする。

- (3) 災害派遣を命ぜられた自衛官は、町長その他その職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。

2 規制の内容及び実施方法

- (1) 町長は、警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずることとする。

- (2) 町長等は、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施することとする。

- (3) 知事による代行（災害対策基本法第73条）

知事は、災害が発生した場合、災害により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長に代わって警戒区域を設定することとする。

第5節 応急措置実施計画

町の区域に災害が発生し、または発生する恐れがある場合は、関係法令及び本計画の定めるところにより、町長、消防署長及び防災に関係のある施設の管理者は所要の措置を講じ、また、町長は必要により道及び他の市町村、関係機関等の協力を求める応急措置を実施する。

第1 応急措置の実施責任者

法令上責任者として定められている者は、次のとおりである。

- 1 北海道知事 (基本法第70条)
- 2 警察官、海上保安官 (基本法第63条第2項)
- 3 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官 (基本法第63条第3項)
- 4 指定行政機関の長等 (基本法第77条)
- 5 指定公共機関及び指定地方公共機関の長 (基本法第80条)
- 6 町長、町の委員会または委員、町の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等 (基本法第62条)
- 7 水防管理者(町長)、消防機関の長(消防長)等(水防法第17条及び第21条)
- 8 消防長または消防署長等 (消防法第29条)

第2 従事命令等の実施

基本法の規定に基づき、従事命令等を発し、応急措置を実施する場合、別表第1号様式から別表第5号様式に定める公用令書等公用令書等を交付して行うものとする。

この場合、施設及び土地、家屋、若しくは、物資の保管する場所に立ち入ろうとする職員は、公用令書等に定める防災立入検査票を携帯しなければならない。

〔資料編 資料17 公用令書等〕

第3 町の実施する応急措置

- 1 町長及びその所轄の下に行動する水防団長、消防機関の長及び防災に関係ある施設の管理者等は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令及び町地域防災計画等に定めるところにより、消防、水防、救助等の災害の発生の防御又は災害の拡大を防止するための所要の措置を講ずるものとする。
- 2 町長は、応急措置をはじめとする災害応急対策を実施するため、必要に応じて、道及び他の市町村、関係機関等の協力を求めることができる。

第4 警戒区域の設定

1 町長(基本法第63条、地方自治法153条)

町長は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、人の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずることができる。

2 消防吏員又は消防団員（消防法第28条・第36条）

火災又は水災を除く他の災害の現場においては、消防吏員又は消防団員は、警戒区域を設定し、救護従事者その他総務省令で定める者以外の者に対して、当該区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。

3 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者（水防法第21条）

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命ずることができるものとする。

4 警察官又は海上保安官（基本法第63条、地方自治法第153条、消防法28条・36条、水防法第21条）

(1) 警察官又は海上保安官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行なう町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警戒区域を設定することができるとともに、直ちに警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域の立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。その場合、直ちに、警戒区域を設定した旨を町長に通知することとする。

(2) 警察官は、火災（水災を除く他の災害について準用する。）の現場において、消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があつたときは、消防警戒区域を設定して、消防警戒区域内にある消防対象物又は船舶の関係者、居住者及びその親族でこれらに対して救援をしようとする者その他総務省令で定める者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。また、火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合、現場の警察官は、これを援助することとする。

(3) 警察官は、水防上緊急の必要がある場所において、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

5 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第63条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行なう町の職員がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。

6 応急公用負担の実施（基本法第64条第1項）

町長は、本町の地域に係る災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、または土石、竹林その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

なお、この場合においては、基本法施行令第24条及び基本法第82条の規定に基づき次の措置を取らなければならない。

(1) 応急公用負担に係る手続き

第5章 災害応急対策計画

町長は、当該土地、建物その他の工作物（以下「工作物」という。）を一時使用し、または土石、竹木その他の物件（以下「物件」という。）を使用し、若しくは収用したときは、速やかに工作物及び物件占有者、所有者、その他当該工作物、または物件について権限を有する者（以下「占有者等」という。）に対し、次の事項を通知するものとする。

この場合において、当該工作物及び物件の占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その通知事項を羅臼町公告条例{（昭和25年羅臼町第12号）（以下「公告式条例」という。）}を準用して、町役場前の掲示場に掲示する等の措置をしなければならない。

ア 名称または種類

イ 形状及び数量

ウ 所在した場所

エ 処分の期間または期日

オ その他の必要な事項

（2） 損失補償

町は、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

第5 災害現場の工作物及び物件の除去ならびに保管等の実施

町長は、本町の地域に係る災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物、または物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとることができる。この場合において工作物等を除去したときは、町長は当該工作物等を保管しなければならない。

なお、工作物等を保管したときは基本法第64条第3項から第6項の規定に基づき、それぞれ次の措置をとらなければならない。

但し、町長は当該工作物等の占有者等に対し、当該工作物等を返還するため、次に掲げる事項及び方法により公告しなければならない。

1 工作物等を保管した場合

（1）保管した工作物等の名称、または種類、形状及び数量

（2）保管した工作物等の所在した場所、及びその工作物等を除去した日時

（3）その工作物等の保管を始めた日時、及び保管の場所

（4）その他、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

2 工作物等を保管した場合の公示の方法

公示するにあたっては、次に定める方法によるほか、羅臼町公告式条例を準用して行う。

（1）公示は、保管を始めた日から起算して14日間、町役場の掲示板に掲示すること。

（2）公示の期間が満了しても、なおその工作物の占有者、所有者、その他の工作物等について権限を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を町の広報誌に掲載すること。

（3）前2号の方法による公示を行うとともに、保管工作物等一覧簿を防災担当課に備

え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

- 3 町長は保管した工作物が消滅し、若しくは破損するおそれがあるとき、またはその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、次に掲げる手続きにより当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

- (1) 保管した工作物の売却は、競争入札に付さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、随意契約により売却することができる。

ア 速やかに売却しなければ、価値が著しく減少する恐れがある工作物

イ 競争入札に付しても入札者がいない工作物等

ウ 前2号に掲げるもののほか、競争入札に付すことが適当でないと認められる工作物等

- (2) 競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも5日前までに工作物等の名称または種類、形状、数量その他必要な事項を公示しなければならない。

- (3) 競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく3人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に工作物等の名称または種類、形状、数量その他必要な事項をあらかじめ通知しなければならない。

- (4) 随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

- 4 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条及び第6条の規定を準用する。

- 5 公示の日から起算して6ヵ月を経過してもなお保管した工作物等の返還をすることができないときは、当該工作物等の所有権は本町に帰属する。

第6 他の市町村長等に対する応援の要求（基本法第67条）

- 1 町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し応援を求めることができる。

この場合において、応援を求められた市町村長等は正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

- 2 前号の応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

- 3 災害時における他市町村との応援体制については、相互に応援協力して防止活動を速やかに行えるよう応援協定の締結を推進するものとする。

第7 北海道知事等に対する応援の要求（基本法第68条第1項）

町長は、本町地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、北海道知事に対し応援を求め、または応急措置の実施を要請することができる。

第8 住民等に対する緊急従事指示等

- 1 町長は、本町の地域に係る災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町区域内の住民または当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。（災害対策基本法第65条第1項）
- 2 町長及び消防署長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、本町区域内に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる（水防法第17条）
- 3 消防吏員又は消防団員は緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者に対し救急業務に協力することを求めることができる。（消防法第29条第5項）
- 4 救急隊員は、緊急の必要があるときは、事故の現場付近にある者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。
- 5 町長は、1から4までにより町長区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死、負傷、若しくは疾病にかかり又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。（災害対策基本法第84条第1項）

第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

災害時における自衛隊の災害派遣要請の要求については、本計画の定めるところによる。

第1 災害派遣要請

1 派遣要請の基準

自衛隊の災害派遣要請を要求するにあたっては、人命救助及び財産の保護のため行うものとし、その基準はおおむね次のとおりとする。

- (1) 人命救助のための応援を必要とするとき。
- (2) 水害、高潮等の災害又は災害の発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき。
- (3) 大規模な災害が発生し、被害状況の把握が困難なとき又は応急措置のための応援を必要とするとき。
- (4) 救助物資の輸送のために応援を必要とするとき。
- (5) 主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき。
- (6) 応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援などの応援を必要とするとき。

2 災害派遣要請の手続き等

(1) 要請要求方法

自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、次の事項を明らかにした文書をもって北海道知事（以下「知事」という。）に対し要請を要求するものとする。

〔資料編 資料 18 自衛隊災害派遣部隊出動要請（様式 1）〕

〔資料編 資料 20 自衛隊災害派遣要求事由書（別紙）〕

この場合において、必要に応じてその旨及び災害の状況を要請先である指定部隊長に通知するものとする。

また、緊急を要する場合は口頭又は電話等で要求し、その後速やかに文書を提出するものとする。

なお、電話等はケーブル破損等により通信不可能な場合を想定し、衛星携帯電話等による連絡方法について検討し、速やかに要求できる体制づくりを確立していくものとする。

ア 災害の状況及び派遣を必要とする理由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

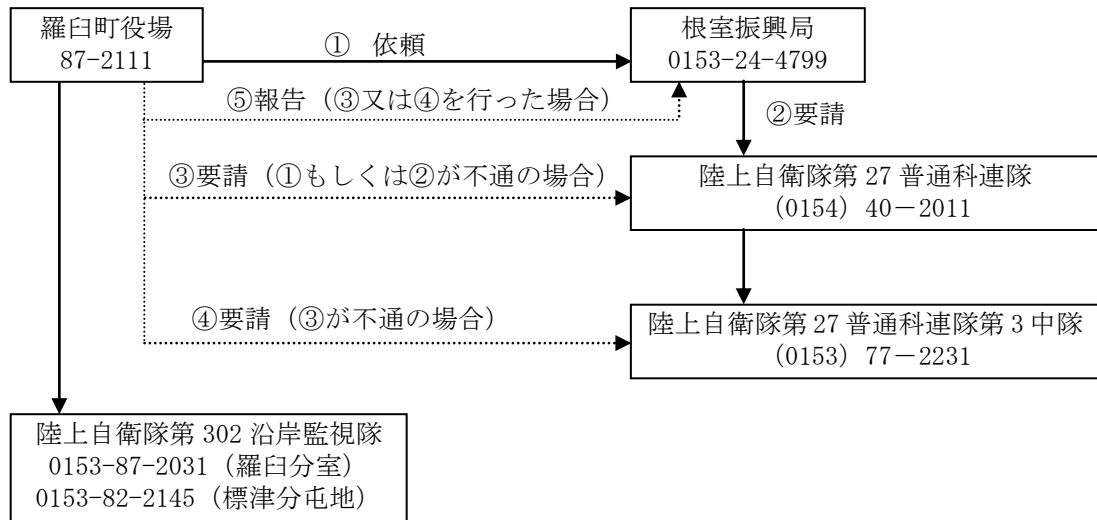
エ 派遣部隊が展開できる場所

オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

(2) 担当の対策班及び派遣要請要求

自衛隊の災害派遣要請の要求は、総務班が行うこととする。

＜自衛隊派遣要請系統図＞



3 災害派遣部隊の受入れ体制

町長は、自衛隊の災害派遣の通知を受けたときは、派遣部隊指揮所、派遣部隊活動拠点、派遣部隊との連絡責任者、又は作業計画書等について協議調整の上、必要な措置を講ずるものとする。

(1) 派遣部隊指揮所

町役場内の対策本部近傍に準備する。

(2) 派遣部隊活動拠点（宿泊、炊事、整備地域、車両・資機材の保管場所等）

町有施設、町有地を提供するが、被災地近隣に町有施設、町有地がない場合は、民有地等の適宜な場所を町で保有して提供する。

(3) 連絡責任者及び連絡員

災害派遣部隊との連絡責任者は、総務班長とし、連絡員は総務班班員を充てる。

(4) 作業計画の準備

自衛隊と調整し、作業場所及び内容、使用資機材等の確保、その他必要な計画を本部役員会議で樹立し、災害派遣部隊到着と同時に作業が開始できるよう準備しておくものとする。

4 派遣部隊到着後の処置

(1) 派遣部隊到着による作業計画等の協議

町長は、各班長及び派遣部隊責任者と応援作業計画について協議し、必要な処置をとるものとする。なお、派遣部隊の主な活動は次による。

- ア 被害状況の情報収集
- イ 人命の捜索・救助
- ウ 避難の援助
- エ 消防及び水防活動
- オ 道路の応急啓開

- カ 応急医療及び防疫
- キ 人員・物資の緊急輸送
- ク 給食及び給水
- ケ 通信支援
- コ その他の支援活動

(2) 知事への報告

総務班は、派遣部隊到着後及び必要に応じて、次の事項を根室振興局長を経由し知事に報告するものとする。

- ア 派遣部隊の長の官職名
- イ 隊員数
- ウ 到着日時
- エ 従事している作業の内容及び進捗状況
- オ その他必要な事項

5 派遣部隊の撤収要領

町長は、災害派遣要請の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、速やかに文章をもって、その旨を報告するものとする。

〔資料編 資料 19 自衛隊災害派遣撤収要請（様式 2）〕

6 経費等

(1) 自衛隊が防災活動に要する次の費用は、町において負担する。

- ア 活動に必要な資機材の借り上げ料並びに借り上げ機材等の損料（故意の場合を除く）
- イ 電話料及びその施設費
- ウ 電気料（設備等含む）
- エ 水道料
- オ 汲み取り料
- カ 活動に必要な諸施設の借り上げ料及び損料（故意の場合を除く）

(2) その他必要な経費については、町と自衛隊及び関係機関において協議のうえ、定めるものとする。

7 派遣要請先

根室振興局地域政策部地域政策課防災主査

8 自衛隊派遣要請に伴う連絡先

陸上自衛隊 第5旅団 第27普通科連隊 第3科 0154-40-2011

第2 自衛隊との連携強化

- 1 町長は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、予め要請（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努める。
- 2 町長等は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行う。

第3 知事等の要請を待ついとまがない場合の自衛隊の災害派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合は、自主的に部隊等を派遣する。

この場合、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

災害に対し、自衛隊が自主的に派遣を行う場合の基準は、次のとおり。

- 1 関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること
- 2 知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること
- 3 航空機・海難事故の発生等を探知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること
- 4 その他上記に準じ、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められること

第4 自衛隊の救援活動

災害派遣時における自衛隊の救援活動は、次のとおりである。

- 1 被害状況の把握
- 2 避難の援助
- 3 遭難者等の搜索活動
- 4 水防活動
- 5 消防活動
- 6 道路又は水路の啓開
- 7 応急医療、救護及び防疫
- 8 人員及び物資の緊急輸送
- 9 炊飯及び給水
- 10 物資の無償貸付又は譲与
- 11 危険物の保安及び除去
- 12 その他

第7節 広域応援・受援計画

大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援対策は、本計画に定める。

第1 町の応援要請・受援活動

1 他市町村及び道への応援（受援）

- (1) 道内の市町村において大規模災害等が発生し、被災市町村単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」のほか、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき応援・受援の実施を図る。

〔資料編 協定7 災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定〕

- (2) 被災市町村長は、災害応急対策を実施するにあたり必要があると認めるときは、他の市町村長及び知事（総合振興局長及び振興局長）に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。
- (3) 北海道知事（総合振興局長及び振興局長）は、市町村の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき市町村相互間の応援について必要な指示又は調整・要求を行う。
- (4) 北海道知事（総合振興局長及び振興局長）は、市町村長からの応援の求め又は、災害応急対策の実施を要請されたときは、適切に応援又は災害応急対策を実施する。
- この場合において、道は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。
- (5) 北海道知事（総合振興局長及び振興局長）及び市町村長は、被災市町村と連絡が取れない又は緊急を要する場合であって必要と認めるときは、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

2 他都道府県からの応援要求への対応

町長は、知事が内閣総理大臣より他の都道府県の災害発生市町村長の応援を求められ、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努める。

第2 消防機関（根室北部消防事務組合消防本部及び羅臼消防署）

- 1 大規模災害が発生し、根室北部消防事務組合消防本部及び羅臼消防署単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道などに応援を要請するほ

か、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に応援を要請する。

また、必要に応じ、町長を通じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。

- 2 他の消防機関等に対する応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。
- 3 大規模災害時における緊急消防援助隊の応援要請や受入れは、「緊急消防援助隊北海道隊応援実施計画」及び「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、迅速かつ的確に対処する。

第3 関係団体等に対する応援要請

町長は、緊急医療の確保、その他の応急措置及び医療救護活動等について必要と認めるときは、日本赤十字社北海道支部、根室市外三郡医師会及び羅臼建設業協会等の関係団体に対して応援要請を行うものとする。

なお、医師会及び建設業協会については「災害時の医療救護活動に関する協定書」並びに「羅臼町公共・土木施設における災害時の協力体制に関する実施協定書」による。

〔資料編 協定 3 災害時の医療救護活動に関する協定書〕

〔資料編 協定 12 羅臼町公共・土木施設における災害時の協力体制に関する実施協定書〕

第4 応援の受け入れ体制と活動状況の把握

町長は、応援隊及び応援物資の受け入れのため、次の事項について必要な措置を取るよう各班長に指示する。

- 1 応援隊の受け入れは関係する各班が直接あたるものとする。
- 2 応援隊を受け入れた各班長は隊員数、活動日数及び活動状況、宿舎、食料確保等常に把握し、総務班長に報告するものとする。
- 3 応援隊を受け入れる各班長は災害の進展状況、被害状況、道路交通状況等、応援体制に必要な情報を要請先の機関に連絡し、応援に関する進入路、資機材、応援手段について協議するものとする。
- 4 応援隊を受け入れる各班長は集結地点又は応援物資の受け取り場所等を選定し、応援隊を誘導するものとする。
- 5 応援隊の活動は、町長の指揮下で活動する。

第8節 ヘリコプター等活用計画

災害時におけるヘリコプター等の活用については、本計画の定めるところによる。

第1 基本方針

町内において災害が発生し、迅速な救急・救助活動やヘリコプターを活用した災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できるヘリコプター等を活用する。

第2 ヘリコプター等の活動内容

1 災害応急対策活動

- (1) 被災状況調査などの情報収集活動
- (2) 救援物資、人員、資機材等の搬送

2 救急・救助活動

- (1) 傷病者、医師等の搬送
- (2) 被災者の救助・救出

3 火災防ぎょ活動

- (1) 空中消火
- (2) 消火資機材、人員等の搬送

4 その他

ヘリコプター等の活用が有効と認める場合。

第3 町の対応等

町長は、ヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えるとともに、活動に係る安全対策を講じる。

1 離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所、または災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保する。

2 安全対策

ヘリコプターの離発着に支障が生じないために必要な措置、地上の支援体制等を講じる。

3 ヘリコプター発着可能地

本町におけるヘリコプター離着陸可能地は、[資料編 資料 21 ヘリコプター離着陸可能地点一覧] のとおりである。

[資料編 資料 22 ヘリコプター着陸可能地選定条件]

4 北海道消防防災ヘリコプターの応援要請

(1) 応援要請の要件

町長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、北海道消防防災ヘリ運航管理要領及び北海道消防防災ヘリ緊急運航要領の定めるところにより、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき知事に対し要請するものとする。

ア 災害が近隣市町村に拡大し、または影響を与えるおそれのある場合

イ 町の消防力等では災害応急対策が著しく困難な場合

ウ その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

(2) 要請方法

知事（危機対策局危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにするものとする。ただし、救急患者の緊急搬送に係る要請については、（4）の要請手続をとる。

ア 災害の種類

イ 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況

ウ 災害現場の気象状況

エ 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法

オ 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制

カ 応援に要する資機材の品目及び数量

キ その他必要な事項

(3) 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

〒007-0880 札幌市東区丘珠町7 7 5 番地1 1

T E L 0 1 1 - 7 8 2 - 3 2 3 3

F A X 0 1 1 - 7 8 2 - 3 2 3 4

道防災行政無線 6 - 2 1 0 - 3 9 - 8 9 7、8 9 8

(4) 救急患者の緊急搬送手続等

ア 依頼診療所等からヘリコプターの出動要請を受けた場合または生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、「ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」に基づき行うものとする。

（ア）航空室へ消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後根室振興局及び中標津警察署にその旨を連絡する。

（イ）要請は電話により行うとともに、F A Xにより救急患者の緊急搬送情報 伝達票を提出する。

イ 依頼診療所等からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行う。

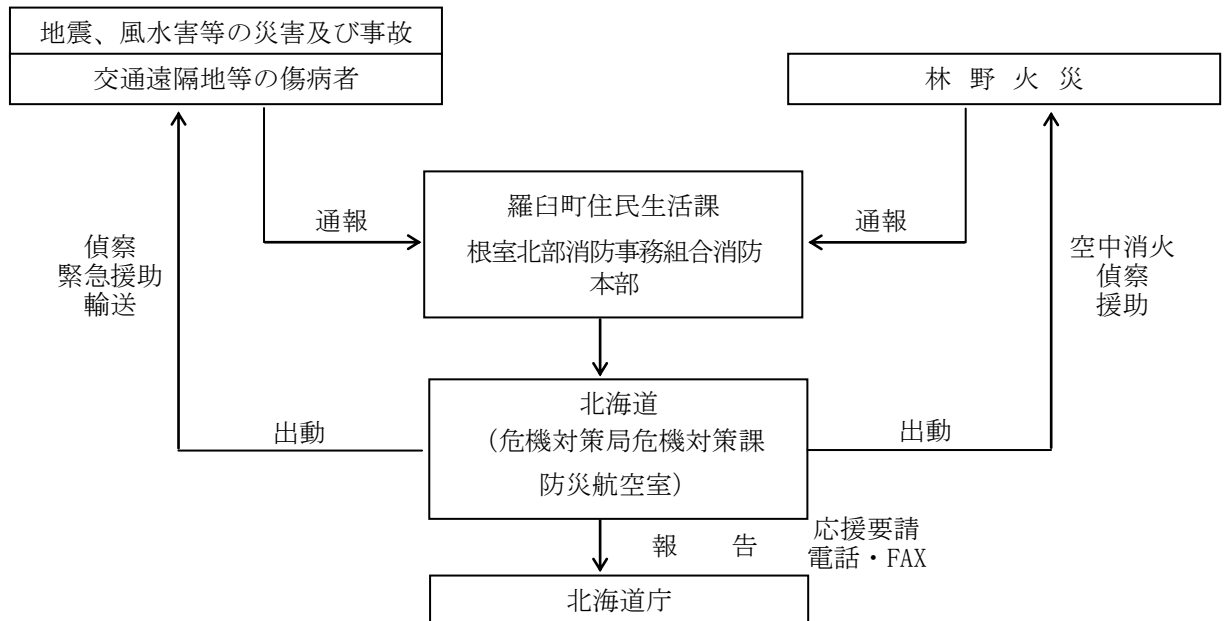
ウ ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車等の手配を行う。

エ 航空室からの運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼診療所等に連絡する。

(5) 消防防災ヘリコプター運航系統

消防防災ヘリコプターの緊急運航要請に係る系統図は、次のとおり。

図表 消防防災ヘリコプター緊急運航要請系統



第9節 救助救出計画

災害によって生命、身体の危険な状態になった者の救助救出に関する計画は、次のとおりである。

なお、町をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施する。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

第1 実施責任者

1 町、根室北部消防事務組合消防本部及び羅臼消防署

- (1) 町、根室北部消防事務組合消防本部及び羅臼消防署（災害救助法を適用された場合を含む。）は災害により生命、身体が危険となった者をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、または、日本赤十字社北海道支部の救護所に収容する。

また、町、根室北部消防事務組合消防本部及び羅臼消防署は、町の救助力が不足すると判断した場合、隣接市町村、道等の応援を求める。

- (2) 町、根室北部消防事務組合消防本部及び羅臼消防署は、警察等の協力を得て救出を行うが、被害が甚大であり、災害対策本部のみで救出の実施が困難である場合は、「本編 第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところにより、知事（根室振興局長）に自衛隊の派遣を要請する。

2 警察署

被災地域において生命、身体が危険な状態にある者の救助救出を実施する。

3 羅臼海上保安署（第一管区海上保安本部）

海上における遭難者の救助救出を実施する。

4 北海道

道は、町を包括する基幹として、広域的総合的な調整を行うとともに、町から救助救出について応援を求められ、必要があると認めたときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。

また、町のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。

第2 救助救出活動

1 被災地域における救助救出活動

町、根室北部消防事務組合消防本部及び羅臼消防署は、北海道警察と緊密な連携の下に被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、救助関係機関及び及び住民の協力を得て、被災者の救出、救護を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物資資源を優先的に配分するものとする。

2 海上における救助救出活動

羅臼海上保安署（第一管区海上保安本部）は、海上災害が発生した場合、速やかに巡視船艇及び航空機により、海上における遭難者の救助を実施する。

第10節 医療救護計画

災害のため、医療機関の機能が失われ、または著しく不足し、若しくは医療機関が混乱した場合における医療救護の実施は、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町長（医療班）が実施する。

救助法が適用された場合は知事が行い、町長がこれを補助するほか、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が実施する。

第2 救急医療対策

1 救急医療の対象と範囲

（1）対象

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、津波その他の自然現象又は大規模な火災若しくは爆発放射性物質、有害物の流出、航空機の墜落、その他極端な雑踏の事故により、集団的に多数の傷病者が生じて関係機関による総合的救急対策が必要な事態を対象とする。

（2）範囲

傷病者発生と同時に行う応急手当、初期診療及び傷病者の病状に応じて行う。本格的な救急医療を開始できるまでの応急的処置を含むものとする。なお、遺体の検案、洗浄、縫合等の処置を含むものとする。

（3）救急医療に関する組織

救急医療を迅速かつ的確に実施するため、町長は必要に応じて救急医療対策本部を設置して対処するものとする。

（4）関係機関の業務の大綱

関係機関の業務の大綱は次のとおりとする。

ア 道（根室振興局）

- （ア）救急医療についての総合調整に関すること
- （イ）救急医療についての現地事故対策本部の設置
- （ウ）日本赤十字北海道支部に対する出動要請に関すること
- （エ）自衛隊の派遣要請に関すること
- （オ）医療材料の確保に関すること

イ 町

- （ア）現地事故対策本部の設置に関すること
- （イ）現地における応急医療施設の設置並びに管理に関すること
- （ウ）死者、傷病者の救出、搬送に関すること
- （エ）日本赤十字社北海道支部に対する出動要請に関すること
- （オ）根室市外三郡医師会に対する出動要請に関すること

- (カ) 医療材料に関すること
- (キ) 死者、傷病者等の身元確認に関すること

ウ 中標津警察署

- (ア) 死者、傷病者等の救出、搬送及び災害現場の警備に関すること
- (イ) 交通機能の確保に関すること
- (ウ) 死者、傷病者の身元確認に関すること

エ 羅臼海上保安署

- (ア) 要請に基づく傷病者の救出、搬送に関すること
- (イ) 要請に基づく支援物資、要員の搬送に関すること

オ 自衛隊

- (ア) 要請に基づく死者、傷病者の救出、搬送に関すること
- (イ) 救急医療物資の輸送支援に関すること

カ 日本赤十字社北海道支部

- (ア) 医療班の出動による医療の実施に関すること
- (イ) 救援物資の調達、供与に関すること

キ 根室市外三郡医師会

- (ア) 医療班の出動による医療の実施に関すること
- (イ) 医療施設の確保に関すること

2 対策計画

(1) 集団的救急医療体制

ア 町の医療機関のみでは救急医療対策が困難であると町長が認めたときは、日本赤十字社北海道支部及び根室市外三郡医師会、知事に対して救援を要請し、災害救急医療隊を編成し、救急医療にあたるものとする。

道は、災害急性期（発災後概ね48時間以内）においては、必要に応じて災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）を被災地に派遣する。

なお、根室市外三郡医師会の出動要請については、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づいて出動要請を行うものとする。

〔資料編 協定3 災害時の医療救護活動に関する協定書〕

イ 要請する場合は、次の事項を通知する。

- (ア) 災害の発生の日時、場所、原因及び状況
- (イ) 出動の時期及び場所
- (ウ) 出動を要する人員及び資機材
- (エ) その他必要な事項

(2) 災害情報通報伝達

通信連絡の方法は、「本編 本章 第2節 災害通信計画」の定めるところによるものとし、各関係機関の有する専用通信施設及び移動無線機等を活用して有効な通信体制の確保を図り、迅速かつ的確な救急医療措置を講ずることとする。

(3) 自衛隊の応援要請

傷病者及び救出を要する住民が多数に及ぶとき、また緊急に救急医療物資の輸送を必要としたときは、直ちに知事（根室振興局長）あてに自衛隊の応援を要請するものとする。

(4) 経費の負担及び損害補償

ア 経費の負担区分

(ア) 町

町長が対策を実施する責務を有する災害において出動した医師等に対する実費弁償及び損害補償は、町が負担するものとする。

(イ) 道

救助法が適用された災害において出動した医師等に対する実費弁償及び損害補償は、その適用の範囲において道が負担するものとする。

(ウ) 企業体等

企業等の施設内に発生した災害において出動した医師等に対する実費弁償及び損害補償は、当該施設の事業主又は管理者あるいは災害発生の第1原因者が負担するものとする。

イ 実費弁償

要請に基づき出動した医師等に対する手当では、救助法施行令第11条の規定に基づき知事が定めた額、若しくは基本法の規定に準じた額に従って、また救急医療活動のため使用した薬剤、治療材料、医療器具の消耗破損についてはその実費をそれぞれ経費の負担区分により弁償するものとする。

なお、医師会に係る費用弁償は、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づいて行うものとする。

ウ 損害補償

救急医療活動のため出動した医師がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、また廃疾となったときは、これによって受ける損害を、また救急医療活動のため出動した医師に係わる物件がそのために損害を受けたときは、その損害の程度に応じた額をそれぞれ経費の負担区分により補償するものとする。

(5) 救急医療活動報告書の提出

「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づいて行うものとする。

第3 医療救護及び助産体制

1 医療及び助産の対象者

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者及び災害発生の日前後1週間以内の分娩者で、現に助産を必要としていながら災害のため助産の途を失った者とする。

なお、医療及び助産の対象者は所管の有無を問わず、できる限り正確かつ迅速に把握し、本部長へ通知しなければならない。

通知を受けた本部長は、直ちに医師、助産師等の派遣要請、救護所の開設、患者の救急輸送、通信連絡の確保、医療資機材の確保手配等必要な措置を講ずるよう、関係班に指示する。

2 医療救護所

応急医療及び助産等を行うため、安全が確保されている公共施設等を医療救護所に指定し、必要な配備を行う。この場合、地域住民への周知は迅速かつ的確に実施するものとする。

〔資料編 資料23 医療救護所一覧〕

3 医療班の編成

災害により、医療救護所が設置された場合、又は巡回診療の必要が有る場合は知床らうす国民健康保険診療所病院を主体に医療班を編成し、応急救護にあたる。

また、町長は、必要に応じ、根室市外三郡医師会及び日赤病院、国、道立病院に対して応援を要請する。

4 医療品等の確保

医療品、衛生機材の調達は、町内医療機関からの一時借入れ及び町内等の販売業者から購入するものとするが、これらの方法で確保することが困難な場合は、町長は知事に対し斡旋、提供を要請するものとする。

5 患者の移送

傷病患者の移送は、現地での応急処置の後最寄りの病院に移送するものとするが、専門的治療が必要で町外病院への移送は、医師による患者の容体の判断、道路の状態等を検討し、適切な方法で移送することとする。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ、北海道消防防災ヘリコプターの出動要請をするものとする。

6 医療、助産の基準及び経費

(1) 医療班が行う医療の範囲は、次のとおりとする。

- ア 診療
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

(2) 医療班が行う助産の範囲は、次のとおりとする。

- ア 分娩の介助及び分娩前後の処置
- イ 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給

(3) 医療及び助産に要する費用は、町の負担とする。

7 医療関係機関の状況

町内医療機関の現状は、資料編に掲載する。

[資料編 資料 24 町内・町外医療機関一覧、医療薬品取扱機関]

第4 被災者の健康管理指導の実施

避難場所等での、健康管理指導は、医療班、保健所、病院との連絡調整を行い、次のとおり実施するものとする。

- 1 災者（特に高齢者、乳幼児、妊婦）の健康状態の把握
- 2 トイレ、手洗い等の生活環境の整備や消毒方法
- 3 インフルエンザ等感染症の予防及び患者発生時の収容等の連絡調整
- 4 疾病のある人への治療継続、悪化防止への対応（高血圧、糖尿病、精神疾患、歯科等）
- 5 車中で避難している被災者の健康状態の把握及び健康障害の予防
- 6 その他必用な事項

第5 救護班の活動状況等の記録

救護班の活動状況等について次により記録しておかなければならない。

- 1 [資料編 資料 25 救護班活動状況（様式1）]
- 2 [資料編 資料 26 診療所医療実施状況（様式2）]
- 3 [資料編 資料 27 助産台帳（様式3）]

第11節 防疫計画

災害発生地域において、発生が予想される感染症の予防を図るための防疫の方法等は本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

- 1 被災地における防疫は、町長（保健福祉班及び環境生活班）が知事の指導、指示に基づき実施するものとする。また、根室振興局保健環境部の指導のもと、避難所において住民に対する保健指導等を実施する。
- 2 災害による被害が甚大で、町のみで防疫の実施が不可能又は困難なときは知事の応援を得て行うものとする。

第2 防疫の種別と方法

1 消毒活動

町長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律114号。以下「感染症法」という）第27条の第2項の規定に基づく知事の指示があったときは、感染症法施行規則第14条及び平成16年1月30日健感発第0130001号「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」の規定に基づき所要の薬剤を算出し、速やかに消毒活動を行うものとする。

- （1）浸水地域においては浸水家屋、道路側溝その他不衛生な場所の消毒を被災後直ちに実施する。
- （2）避難場所等の便所、その他不衛生な場所の消毒。
- （3）井戸の消毒（必要箇所）。
- （4）状況によって、又は知事の指示があったときは、感染症法施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所定量を確保し、速やかにねずみ族、昆虫等の駆除を実施するものとする。

2 各世帯における消毒

家屋周辺の清潔及び消毒は原則として、各世帯において実施するものとする。

なお、床上浸水地区に対しては、被災後各戸に消毒剤を配付し、床、壁の洗浄、便所の消毒、手洗い設備の設置、その他不衛生な場所の消毒等について指導を行う。

3 避難場所等の防疫指導

町長は、避難場所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施するものとする。

（1）健康調査等

避難者に対しては、少なくとも一日に一回検疫調査を実施するものとし、調査の

結果、検便等による健康診断を行う必要がある場合は、保健所に連絡し健康診断を受けさせるものとする。

(2) 消毒の方法

避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導するとともに、必要があるときは、衣服等のほか便所、炊事場、洗たく場等の消毒を行う。また、消毒剤を適当な場所に配置する。

(3) 給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもって充て、できるだけ専従するものとする。また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の処理についても十分な衛生処理の徹底を図る。

(4) 飲料水等の管理

飲料水については、水質検査を実施するとともに、食器等を使用の都度、消毒させるものとする。

4 保健衛生対策

生活環境の悪化による被災者の健康状態変化に対応するため、保健福祉班は、被災者が健康的な生活を送れるよう支援するものとする。

(1) 保健福祉班による健康相談（巡回）の実施

ア 保健福祉班は、災害の状況に応じて、被災地区の収容避難施設、仮設住宅等を巡回し、健康相談、保健指導等を行うとともに収容避難施設等の衛生維持に努める。

イ 保健福祉班は、巡回健康相談が効果的、効率的に実施できるよう巡回計画をたてる。

(2) 巡回健康相談・保健指導

巡回健康相談にあたっては、被災者の健康の確保を図るため、次により被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を実施する。

また、医療救護、防疫対策、栄養指導及び福祉関係者等は、相互に連絡調整を図り、被災者に対し適切な処置を行う。

ア 寝たきり者、障がい者、乳幼児、妊産婦、人工透析患者等、災害時要援護者の健康状態の把握と保健指導

イ 結核患者、難病患者、精神障がい者等に対する保健指導

ウ インフルエンザや感染症予防の保健指導

エ 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導

オ 不安の除去等のメンタルヘルスへの対応

カ 口腔保健指導

(3) 避難施設等の衛生指導

収容避難施設、仮設住宅等において次の状況を把握し、被災者への指導等を行うとともに、生活環境の維持に努める。

ア 食生活の状況把握と指導（食中毒の予防等への対応）

イ 衣類、寝具の清潔の保持

ウ 身体の清潔の保持

エ 室温、換気等の環境の保持

オ 睡眠、休養の確保

カ 居室、便所等の清潔の保持

キ プライバシーの保護

5 臨時予防接種

町長は、知事の指示を受け、感染症の発生を予防するため、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施するものとする。

6 生活用水の供給

町長は、感染症法第31条第2項の規定に基づく知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ過機によりろ過水等、実情に応じ供給する。特に配水器具等は衛生的に処理して実施するものとする。

なお、供給量は1日1人あたり約20リットルとすることが望ましい。

7 一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、町長は、当該井戸等の設置者等に対し、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について、十分に指導を徹底させる。

第4 清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施する。また、町長は、必要に応じ、町内における道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施する。

1 ごみ

収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋立て等、衛生的に処分する。この場合の取扱いとは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定するところによる。

2 し尿

し尿は、できる限り、し尿処理施設を利用する等の方法により、不衛生にならないよう処分する。

第5 家畜防疫

1 実施責任

被災地の家畜防疫は知事が行う。

2 実施の方法

(1) 家畜防疫の実施

ア 緊急防疫の実施

根室家畜保健衛生所長は、家畜伝染性疾病防疫上必要があると認めたときは、予防液を緊急確保するとともに、必要に応じ家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）を適用し予防注射を行うほか、被災家畜所有者の自主的接種を指導する。

イ 緊急防疫用資材等の確保

根室家畜保健衛生所長は、緊急防疫用資材等の確保に努める。

ウ 畜舎等の消毒及び有害昆虫の防除等

根室家畜保健衛生所長は、家畜の所有者及び関係団体等に対し、畜舎等の消毒の励行を指導するとともに必要と認める地域については、家畜伝染病予防法を適用して消毒又は有害昆虫の防除を実施する。

エ 家畜衛生車の被災地への派遣

根室家畜保健衛生所長は、災害発生時に家畜衛生車の出動を指示し、必要に応じ被災地に派遣し、防疫にあたる。

(2) 家畜の救護

根室振興局長は、町、農業共済組合、家畜診療獣医師等と協力し、家畜救護にあたる。

第6 防疫資機材の調達

災害時において、根室家畜伝染病自衛防疫推進協議会及び根室振興局保健環境部並びに近隣市町村より借用するものとする。

第12節 災害警備計画

住民の生命、身体及び財産を保護し、並びに公共の安全と秩序を維持するための中標津警察署（以下「警察署」という。）が実施する災害警備についての計画は、以下のとおりとする。また、羅臼海上保安署が実施する警戒及び警備についての計画は、北海道地域防災計画に定めるところによるもののほか、本計画の定めるところによるものとする。

第1 災害等に関する警察署の任務

警察署は、管内の防災関係機関と緊密な連携のもとに災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命、身体及び財産を保護し、並びに公共の安全と秩序を維持することを目的として、総合的な警察活動を行うことを任務とする。

第2 災害における警備体制の確立

警察署における災害警備体制は、発生した災害の規模、態様に応じて、別に定めるところにより、災害警備本部、又は災害警備対策室を設置するものとする。

第3 災害警備

災害発生時における警察活動は、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- 1 情報の収集及び報告
- 2 被害の実態把握
- 3 被災者の救出救助
- 4 危険地域における住民等の避難誘導
- 5 緊急交通路の確保
- 6 気象予報及び警報の伝達
- 7 被害の拡大防止
- 8 行方不明者の捜索及び死体の検視
- 9 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒
- 10 危険物に対する保安対策
- 11 不法事案の予防及び取締り
- 12 広報活動
- 13 防災関係機関が行う防災業務に対する協力

第4 町長の事前措置に関する事項

1 町長が行う警察官の出動要請

町長は、基本法第58条に基づき、警察官の出動を求める等、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請するものとする。

2 町長の要請により行う事前措置

警察署長は、町長から、基本法第59条に基づいた要求があったときは、同法第1項に規定する指示を行うことができる。

この場合において、同法に規定する指示を行ったときは、直ちに、その旨を町長に通知するものとし、町長が当該措置の事後処理を行うものとする。

3 避難行動要支援者名簿の作成及び提供

町長は、基本法第49条の十乃至十三に定められた避難行動要支援者に対する必要な措置を実施し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、町防災計画が定めるところによる避難支援等関係者に作成した名簿情報を提供するものとする。

第5 災害時における災害情報の収集に関する事項

1 警察署長は、必要がある場合には町長その他関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な災害に関する情報（以下「災害情報」という。）を収集するものとする。

警察が収集する災害情報は、概ね次のとおりとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害が発生した日時、場所、又は地域
- (3) 当該地域の気象情報
- (4) 被害の概要及び主要被害の状況
- (5) 主要交通機関の被害状況及び復旧状況
- (6) 警察機関の被害状況
- (7) 治安状況

2 警察署は、収集した災害情報を、必要と認められる場合には、町長その他の関係機関に通報するものとする。

3 警察署長は、必要があると認められる場合は、関係機関に災害要員（リエゾン）を派遣するものとする。

第6 避難に関する事項

1 警察官は、基本法第61条又は警察官職務執行法第4条により、避難の指示を行うものとする。

この場合において、警察官がとった処置について、順を経て報告するものとする。

2 前号の場合においては、町防災計画に定める避難先を指示するものとする。ただし、災害の種別、規模、現場の状況等により町防災計画により難しい場合は、適宜の措置を講ずるものとする。

この場合において、警察署長は速やかに町長に対して通知するものとし、当該避難先の借上げ、給食等は町長が行うものとする。

3 警察官が、基本法第61条の避難の指示を行う場合は、状況の許す限り、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 避難すべき時期
- (2) 避難すべき理由
- (3) 避難先における給食等の準備状況

4 避難誘導にあたっては、町災害対策本部、消防機関と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防及び取締り等にあたる。

第7 救助に関する事項

- 1 警察署長は、生命、身体が危険な状態にある被災者の救出救助を実施する。
また、町長等災害救助の責任を有する機関と協力して、被災者の救出、負傷者及び疾病にかかった者の応急救護に努めるとともに、状況により知事（根室振興局長）又は町長の行う災害活動に協力するものとする。
- 2 警察署長は災害が発生し、必要があると認められた場合は、災害現場にある消防機関等と協力して、危険箇所の監視及び警らを行い、被災者の発見に努めこれを救出するものとする。

第8 応急措置に関する事項

- 1 警察署長は警察官が基本法63条第2項に基づき、警戒区域の設定を行った場合は直ちに町長に通報するものとする。
警戒区域を設定し、通知を行った場合等の事後措置は町長が行うものとする。
- 2 警察署長は警察官が基本法第64条第7項、9項及び第65条第2項に基づき、応急公用負担（人的、物的公用負担）を行った場合、直ちに町長に通知するものとする。この場合の損失の補償等の事後処理については町長が行うものとする。

第9 緊急輸送車両の交通確保

- 1 北海道公安委員会は、基本法第76条に基づき、災害が発生し、災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域、又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。
- 2 町長は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、事前届出を積極的に行うこと。
- 3 災害時において、交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、緊急通行車両確認証明書を当該車両に備えるものとする。

第10 緊急輸送のための交通規制

- 1 警察署長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において道路における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるときは、通行を禁止し、又は制限するものとする。
- 2 交通規制を実施するときは、次の方法により実施する。
 - （1）交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
 - （2）緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

第11 通信計画に関する事項

- 1 警察署長は、現有通信施設等を適切に運用し、災害時における通信連絡の確保を図るものとする。
- 2 町長は、基本法第57条及び第79条の規定により、緊急を要し、特に必要であると認めるときには、警察通信施設を利用することを求めることができる。
この場合の手続きは、あらかじめ協議しておくものとする。

第12 災害時における広報に関する事項

警察署長は、風水害等各種災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、関係機関と緊密な連携を図るとともに、災害の種別、規模及び態様に応じ、住民の避難、犯罪の予防、交通規制その他警察措置に関する事項について迅速な広報に努める。

第13 羅臼海上保安署

羅臼海上保安署は、海上における治安を維持するため、次に掲げる措置を講ずる。

- 1 巡視船艇・航空機を災害発生地域の所要の海域に配備し、犯罪の予防及び取締りを行う。
- 2 巡視船艇・航空機により、警戒区域の警戒を行う。
- 3 治安の維持に必要な情報の収集を行う。

第13節 交通応急対策計画

災害時の交通の混乱を防止し、被災者の輸送応急対策に必要な機材、物資の輸送路の確保を図るため、必要に応じて次の措置を取るものとする。

第1 交通応急対策の実施

1 町

町が管理する道路で災害が発生した場合は、道路の復旧に努めるとともに、道路構造物の保全確保と交通の危険を防止するために必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限することができる。この場合、迂回路等を的確に明示し、交通の確保に努め、住民への周知を行う。

また、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努める。

2 根室北部消防事務組合消防本部及び羅臼消防署

(1) 消防職員は、警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

(2) 消防職員は、前記(1)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自ら当該措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

3 警察署

(1) 警察署長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において道路における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるときは、通行を禁止し、又は制限するものとする。

(2) 交通規制を実施するときは、次の方法により実施する。

ア 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。

イ 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

4 北海道公安委員会（北海道警察）

(1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路における危険を防止し、交通の安全及び円滑化を図るため必要があると認めるとき、及び災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を

指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

(2) 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

(3) 警察官は、前記(2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自ら当該措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

5 第一管区海上保安本部及び羅臼海上保安署

海上における船舶交通の安全を確保するため、必要に応じ海上交通の指導等を行う。

6 北海道開発局（釧路開発建設部中標津道路事務所）

一般国道（指定区間内）の路線に係る道路を保全し、又は交通の危険を防止するため、必要と認められるときは、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

この場合、迂回路等を的確に明示し、交通の確保を図る。

7 道（釧路総合振興局釧路建設管理部）

(1) 道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努める。

(2) 交通の危険を防止するため、必要と認めるときは車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。

(3) 道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、ガソリン等について、町長等の要請に基づきあっせん及び調達を行う。

8 自衛隊（災害派遣部隊）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長等、警察官及び海上保安官がその場に行かないときに次の措置をとることができる。

(1) 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施すること

(2) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去を命ずること

(3) 現場の被災工作物等の除去等を実施すること

9 一般社団法人北海道警備業協会

災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について「災害時における交通誘導業務等に関する協定」等により関係機関の支援を行う。

第2 道路の交通規制

1 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会は、相互に緊密な連携を図るとともに、防災関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

- (1) 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間
- (2) 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- (3) 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

2 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により、交通規制を実施する。

- (1) 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- (2) 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

3 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

第3 海上交通安全の確保

第一管区海上保安本部及び羅臼海上保安署は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。

- 1 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行う。
- 2 海難の発生、その他の事情により、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- 3 海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずるべきことを命じ、又は勧告することができる。
- 4 水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- 5 航路標識が損壊し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

第4 緊急輸送のための交通規制

北海道公安委員会は、基本法第76条に基づき、災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

1 通知

北海道公安委員会は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、予め当該道路管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

なお、緊急を要し、予め通知できない場合は、事後、直ちに通知する。

2 緊急通行車両の確認手続

(1) 知事（根室振興局長）又は北海道公安委員会は、車両の使用者等の申出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行う。

(2) 確認場所

緊急通行車両の確認は、道（根室振興局長）又は警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

(3) 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、車両毎に「緊急通行車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

(4) 緊急通行車両

ア 緊急通行車両は、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行う。

(ア) 特別警報・警報の発表及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項

(イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項

(ウ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

(エ) 災害を受けた児童生徒の応急の教育に関する事項

(オ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項

(カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

(キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

(ク) 緊急輸送の確保に関する事項

(ケ) その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関する事項

イ 指定行政機関等が保有、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用使用される車両、又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両とする。

(5) 事前届出制度の普及等

町、道及び地方行政機関は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑

に交付されるよう、輸送協定を締結した民間事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

3 通行禁止又は制限から除外する車両

北海道公安委員会は、業務の性質上、道民の日常生活に欠くことのできない車両等、公益上又は社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない限り、規制対象除外車両として通行を認める。

(1) 確認手続

ア 北海道公安委員会は、車両の使用者等の申出により当該車両が、規制対象除外車両であることの確認を行う。

イ 確認場所

規制対象除外車両の確認は、警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

ウ 証明書及び標章の交付

規制対象除外車両であると確認したものについては、車両毎に「規制対象除外車両通行証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

(2) 規制対象除外車両等

ア 傷病者の救護又は医師の緊急患者の診断、治療のため現に使用中の車両

イ 報道機関の緊急取材のために使用中の車両

ウ 他の都道府県公安委員会又は知事の標章及び証明書の交付を受け、緊急輸送のため現に使用中の車両

エ 次に掲げる車両のうち規制対象除外車両として、標章の交付を受け、かつ当該目的のため使用中のものであること

(ア) 道路維持作業用自動車

(イ) 通学通園バス

(ウ) 郵便物の収集又は配達のため使用する車両

(エ) 電報の配達のため使用する車両

(オ) 廃棄物の収集に使用する車両

(カ) 伝染病患者の収容又は予防のため使用する車両

(キ) その他公益上又は社会生活上、特に通行させる必要があると認められる車両

第5 緊急輸送道路ネットワーク計画

地震をはじめとする災害発生時においては、緊急輸送を円滑かつ確実に実施できる道路が必要であり、それらの道路については耐震性が確保されているとともに、ネッ

トワークとして機能することが重要である。

このため、北海道開発局、道等の道路管理者と北海道警察等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な道路（以下、本節で「緊急輸送道路」という。）を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。

各道路管理者は、この計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進することとしている。北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の概要は次のとおり。

1 計画内容

（１）対象地域

道内全域

（２）対象道路

既設道路及び概ね平成27年度までに供用予定の道路を基本としながら、必要に応じて緊急河川敷道路、臨港道路等を含めている。

2 緊急輸送道路の区分

道では、災害時に輸送路を確定するため、第1次輸送確保路線、第2次輸送確保道路及び第3次輸送確保道路を指定している。

本町においては、次のとおり輸送確保路線として指定しているため、優先的に早期復旧が図られることとなる。

＜緊急輸送路線＞

第1次輸送確保路線	広域的な輸送に必要な主要幹線道路
第2次輸送確保路線	町役場等の主要な拠点と接続する幹線道路
第3次輸送確保路線	上記以外の道路で避難場所等をネットワークするなどの重要な道路

3 町の対応

町は、災害時の応急対策活動を円滑に行うため、町役場及び避難場所等を結ぶ道路網を主体とした安全性、信頼性の高い緊急輸送ネットワーク整備を推進する。

また、災害時における円滑な避難、救急、消火活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から、中標津警察署と連携のもと、「本編 本章 第25節 障害物除去計画」により、該当する緊急輸送道路の障害物等の除去を早急に行い、適切な幅員の確保に努める。

第6 応急復旧

道路管理者は災害応急対策に要する輸送を円滑に実施できるよう、道路橋梁等を速やかに復旧するよう努めるものとし、重要かつ緊急を要する場合で自己の能力では復旧が困難であるときは、他の道路管理者の応援協力を求め、なおかつ困難なときは、町長は知事に対し自衛隊の派遣要請を求めるものとする。

第14節 輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下、本節で「災害時輸送」という。）を迅速かつ確実に行うための方法及び範囲等は、本計画に定める。

第1 実施責任

1 町

災害時の輸送の統括は、町長（建設水道班、総務班）が行う。

2 北海道運輸局

鉄道、軌道及び自動車輸送並びに海上又は港湾運送等の調整及び確保を図る。

3 日本通運株式会社

自動車による輸送を実施する。

4 道

知事は、災害の救助その他公共の福祉を維持するため必要があるときは、運輸局又は第一管区海上保安本部に輸送の措置を要請する。

5 北海道バス協会、北海道トラック協会、運送事業者等

北海道運輸局長からの要請、又は災害事態が急迫し、北海道運輸局長からの輸送の措置を待ついとまのない場合において、知事から要請のあったとき、緊急輸送を実施する。

第2 輸送の範囲及び順位

災害時における輸送の範囲は、概ね次に掲げるものとし、住民の生命及び身体の保護に直接に関わるものを最優先する。

輸送の順位としては、種類、数量、緊急度及び交通施設の状況等を勘案して、①人命の安全、②被害の拡大防止、③応急対策の円滑な実施の順に配慮しながら行う。

- 1 被災者を避難させるための輸送
- 2 医療及び助産で緊急を要する者の輸送
- 3 被災者救出のための必要な人員、資機材等の輸送
- 4 飲料水の運搬及び給水に必要な人員、資機材等の輸送
- 5 救援物資の輸送
- 6 行方不明者の捜索及び遺体収容処理のための輸送
- 7 その他特に必要とする輸送

第3 輸送の方法

災害時の輸送は、災害応急対策実施責任機関が保有する車両、船舶、航空機等の使用、又は他の災害応急対策実施責任機関の協力を得て実施する。

1 町

(1) 陸上輸送

各班で車両を必要とするときは、総務班に配車の要請を行い、要請を受けた総務班は災害の状況を勘案して迅速かつ適切な配車を行うこととする。

ただし、災害に規模等により、町有車両等のみでは輸送することができないと認めるときは、必要な車両を確保するため他の機関又は民間車両の借り上げを行う。

(2) 空中輸送

陸上輸送のすべてが不可能な事態が生じた場合、又は緊急輸送の必要がある場合は、「第4章 第8節 ヘリコプター等活用計画」及び「本章 第29節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画計画」に定めるところにより、航空機等を利用した輸送を行う。

(3) 人力輸送

災害の状況により、車両による輸送が不可能な事態が生じたときは、労務者により輸送を行う。

なお、労務者の雇用については「本編 第5章 第32節 労務供給計画」に基づき行う。

(4) 海上輸送

陸上輸送が困難な場合又は、海上輸送の方がより効果があると認められるときは、羅臼海上保安署、民間漁船等の応援を求めるものとする。

なお、本町の羅臼漁港は、防災拠点漁港として整備されており、この防災拠点漁港は、輸送計画の根幹をなすものであるとともに、町外を含む一定の地域の中にあり、他の漁港等とのネットワーク形成に伴い、その防災拠点漁港としての機能を果たすものである。

2 北海道運輸局

災害応急対策実施責任者からの要請があった場合において、災害の救助その他公共の福祉を維持するため必要があり、かつその運送を実施する者がいない場合、又は、著しく不足する場合は、自動車運送事業者に対し運送を命じる等、必要な措置を講ずる。

3 道

知事は、災害の救助その他の公共の福祉を維持するため必要があると認めるときは、北海道運輸局及び道内各空港事務所に対し、輸送の措置を要請する。

その他特別な理由がある場合は、鉄道事業者、自動車運送事業者に対し、運送を命じるための必要な措置を講ずる。

4 運送事業者等

自動車運送事業者は、天災事変その他止むを得ない理由により運送に着手し、又はこれを継続することができない場合を除き、災害応急対策実施責任者の輸送に協力する。

第4 輸送費用の支払

災害時輸送に要する経費の負担関係については、原則として次による。

1 国の機関が保有する輸送手段を用いて行う災害時輸送

国の機関が行う災害時輸送に要する費用については、当該国の機関が負担する。

2 要請により運送事業者が行う災害時輸送

輸送計画に基づき、知事からの要請により運送事業者が行う災害時輸送に要する経費については、当該災害時輸送を要請した知事が支払う。

なお、道路運送法等の法令に基づく運送命令等による損失補償については、各法令に定める。

3 実施状況の記録

緊急輸送を実施した場合は、その状況を記録しておく。

[資料編 資料28 輸送記録簿]

第15節 食料供給計画

災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給に関する計画は、次のとおりである。

第1 実施責任者

- 1 町長（保健福祉班）が実施する。
- 2 災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。ただし、災害救助法第13条第1項の規定により委任された場合は町長が行う。

第2 供給の対象者

- 1 避難所等に収容された者
- 2 住家が被害を受けて炊事のできない者
- 3 住家が被害を受け、一時縁故先へ避難する者
- 4 災害地において応急作業に従事している者

第3 供給品目

供給品目は、原則として米穀とし、実情に応じて乾パン、麦製品、缶詰、インスタント食品等とする。

第4 食料の調達供給方法

1 米穀

米穀の調達は、卸売業者または町内の小売店から購入して行うものとするが、応急用米穀類等を町内で確保できないときは、その確保について振興局長を通じ知事に要請するものとする。

なお、政府米の知事への緊急引き渡し手続きについては、農林水産省総合食料局が別に定めるところによる。

米穀卸売業者は、次のとおりである。

<米穀卸売業者>

業 者 名	所 在 地	連 絡 先
釧根食糧(株)中標津支店	中標津町西12条北12丁目	0153-72-2173(代)
ホクレン中標津支所	中標津町東6条南1丁目	0153-72-2165(代)

2 乾パン

炊出しにいたるまでの応急用として、知事に要請し、政府保有の乾パンの引き渡しを受けるものとする。

3 麦製品等

町内業者から調達する。

ただし、町において調達が不可能である場合、または必要数量を満たし得ぬ場合は、知事にその斡旋を依頼するものとする。

4 副食及び調味料

町長は、副食及び調味料の調達は、卸売業者または町内の小売業者から購入して行うものとする。但し、町において調達が困難な場合または必要数量を満たし得ない場合にあっては、根室振興局長を経由して知事に対してそのあつせんを要請する。

5 乳児食の調達

乳児に対する食料は、人工栄養を必要としその確保が困難なものに対して、実情に応じて町内業者から調達し、支給するものとする。

第5 炊出し計画

1 炊出し施設

羅臼町教育委員会学校給食施設で行う。

2 業者からの購入

町において炊出しが困難な場合または必要数量を満たし得ない場合は、炊出し準備を明示し、業者から購入し配給する。

第6 食料の輸送

食料の輸送は、「本編 第5章 第14節 輸送計画」の定めるところによる。

第7 食料の配布

- 1 被災者に対する食料の配布は、原則として避難所等において実施する。
- 2 食料を必要とする自宅残留者等については、最寄りの避難所等において配布する。
- 3 食料の配布については、自主防災組織等の協力により公平かつ円滑に実施する。

第8 備蓄調達

- 1 食料の調達は、原則として町内業者からの調達によるが、災害時の初期応急対策に対応できる一定の数量を町において備蓄するものとする。
また、住民に対し最低3日程度の食料及び飲料水の備蓄に努めるよう啓発を行う。
- 2 緊急備蓄に備え、事前に町内業者等と協議し、速やかなる対応が可能となるよう、調達先を定め、災害に備えるものとする。

第9 費用の限度及び期間

救助法の基準による。

第10 炊出しの供与状況の記録

炊出しを実施した場合は、炊出し供与状況により記録しておかなければならない。

〔資料編 資料29 炊き出し給与状況〕

第16節 給水計画

災害により、水道施設その他の給水設備等が被災し、住民が飲料水を得ることができなくなったとき、必要最小限の飲料水を供給して、生活の保護を図るために行う応急給水は、次に定めるところによる。

第1 実施責任者

1 町

町長（建設水道班）は、給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、住民の生活用水（主に飲料水）及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

ただし、救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて町長が行う。

（1）個人備蓄の推進

町は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。

（2）生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、受水槽、防火水槽等の水を滅菌して供給するものとする。

（3）給水資機材の確保

町は、災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車及び消防タンク車等を所有機関に要請して、給水にあたるものとする。

2 道

町の水道施設等が被災し広範囲にわたって断水となったときは、自衛隊その他関係機関の応援を得て、応急給水についての調整を図るとともに、復旧資機材の調達の調整、給水開始の指導を行う。

第2 給水対象者

- 1 災害のため飲料水を得ることができない者。
- 2 対象地区の範囲については、各班の被害状況調査、復旧状況及び住民情報を基に決定する。

第3 給水の実施

1 給水の方法

（1）輸送による給水

被災地の近隣地域に適当な補給水源がある場合は、給水資器材（給水タンク車・消防タンク車等）により補給水源から取水し、被災地域内へ輸送のうえ、住民に給水する。

この場合、消防タンク車等の使用にあたっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

第5章 災害応急対策計画

(2) 家庭用井戸水等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近の住民に飲料水として供給するものとする。

なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。

第4 給水応援の要請

町長は、自ら行う飲料水の供給を実施することが困難な場合は、自衛隊、道又は他市町村への飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請する。(自衛隊派遣要請については、第5章 第6節 「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」参照)

第5 住民への周知

給水の実施にあたっては、給水時間、給水場所、給水方法を事前に広報車、防災行政無線等により住民に周知する。

第6 給水施設の応急復旧

医療用施設等、民生安定と緊急を要するものから優先的に給水指定業者の協力を得て応急復旧を行う。

第7 費用の限度及び期間

救助法の基準による。

第8 給水の記録

給水を実施した場合は、記録しておかなければならない。

[資料編 資料30 飲料水の供給簿]

< 主要水道施設に貯水されている飲料水 >

施設名	場 所	有効容量 (m ³)
湯ノ沢浄水場	羅臼町湯ノ沢町	3, 6 5 3. 0 m ³
八木浜配水地	羅臼町麻布町 5 8	1, 0 0 0. 0 m ³
峯浜簡易水道	羅臼町峯浜国有林 118 林班る小班	1 8 0. 0 m ³
峯浜簡易水道配水地	羅臼町峯浜町 4 8 2 番地 2	9 6. 0 m ³
岬簡易水道	羅臼町岬町 1 5	8 0. 0 m ³
計	5 箇所	5, 0 0 9. 0 m ³

第17節 衣料・生活必需物資供給計画

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失または棄損し、直ちに日常生活を営む事が困難な者に対して、急場をしのぐ程度の衣料品及び生活必需品を給与または貸与し、一時的に被災者の生活を確保するための計画は、次に定めるところによる。

第1 実施責任者

1 町

救助法が適用された場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需物資の給与または貸与は、町長（保健福祉班）が知事の委任により実施する。なお、救助法が適用されない場合の被災者に対する物資の給与には、町長がその都度実施する。

（1）物資の調達、輸送

ア 地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

イ 地域内において調達が不能となったときは、道に協力を求めることができる。

ウ 生活必需品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておく等、迅速に調達できる方法を定めることとする。

2 道

知事は、災害時における災害救助用物資について、町長の要請に基づき、あつせん及び調達を行う。

なお、町における物資が不足し災害応急対策を適確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず物資を確保し輸送する。

また、災害時に備え、生活必需品を取り扱う業者等と迅速に調達できるよう、事前に連絡調整を行う。

町長に物資を配分速達するときは配分計画表を作成し、この計画表に基づいて給与又は貸与するよう指導する。

（1）避難行動要支援者に配慮した物資の備蓄

社会福祉施設に対し、要配慮者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発を行う。

ア 生活物資は、必需品を中心に品目を選定する。

イ 被災施設への応援、地域での支援活動を考慮して確保する。

3 指定地方行政機関

法令等の定めるところにより、被災者への物資供給を図る。

経済産業省が救援物資の供給・確保を緊急に行う必要が生じた場合には、町等と十分連絡をとりつつ、被災地の物資調達状況を、供給・確保後はその到着状況等について確認する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

法令等の定めるところにより、被災者への物資供給を実施する。

第2 実施の方法

1 給（貸）与の方法

- (1) 町長は、被災世帯調査結果に基づき、救助物資購入（配分）計画をたてるものとする。

〔資料編 資料 31 被災世帯調査表（様式1）〕

〔資料編 資料 32 物資購入（配分）計画表（様式2）〕

- (2) 町長は、調達物資を物資受払簿により整理のうえ、物資給与及び受領簿により被災者に給（貸）与するものとする。

なお、救助法による救助物資とその他義援物資とは、明確に区分し、処理するものとする。

〔資料編 資料 33 物資受払簿（様式3）〕

〔資料編 資料 34 物資給与及び受領書（様式4）〕

2 給（貸）与の対象者

- (1) 災害により住家に被害を受けた者（住宅の被害程度は、全壊（焼）、半壊（焼）、流失、埋没、床上浸水）とする。
- (2) 災害により被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家具等を喪失したもの。

第3 調達の方法

1 物資調達の方法

救助法の適用の有無にかかわらず、世帯構成員別被害状況を把握のうえ物資購入（配分）計画書を作成し、調達するものとする。

- (1) 世帯構成員別被害状況
- (2) 資購入（配分）計画書

2 給（貸）与物資の種類

- (1) 寝具（タオルケット、毛布、布団等）
- (2) 外衣（洋服、作業衣、子供服等）
- (3) 肌着（シャツ、パンツ等）
- (4) 身の回り品（タオル、靴下、傘等）
- (5) 炊事道具（茶碗、皿、箸等）
- (6) 日用品（石けん、チリ紙、歯ブラシ、歯磨粉等）
- (7) 光熱材料（マッチ、ローソク等）

3 備蓄品調達方法

- (1) 必要な物資については調達までの時間等を考慮し、応急的に対応できるだけの一
定数量は町において備蓄保管するものとする。
- (2) 日本赤十字社北海道支部根室地区羅臼分区は、毛布及び日用品セットを備蓄して
おり、必要なときは日本赤十字社北海道支部根室地区羅臼分区長に要請をする。

第4 生活必需物資の確保

災害応急対策実施責任者は、その所掌する物資供給に必要な数量の確保を図るものとし、関係する卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、またはあつせんを求めるものとする。

第5 給（貸）与の方法

町長は、調達物資の受払い状況を明確にし、給（貸）与については、前項の物資購入（配分）計画書に基づき自主防災組織等の協力を得て迅速かつ的確に行うものとする。

第6 地区別取扱責任者

町長は、物資の給（貸）与を迅速に実施するため、地区毎に取扱責任者を定めて行うものとする。

第7 費用の限度及び期間

災害救助法の基準による。

第8 物資の給与状況の記録

物資を給与した場合は、物資の給与状況により記録しておかなければならない。
なお、災害救助法による救助物資とその他義援金とは明確に区分して処理する。

第18節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（LPG（液化石油ガス）を含む）の供給については、本計画に定めるところによる。

第1 実施責任

1 町

町長（総務班）は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努める。

また、災害対策上重要な施設、避難所等、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努める。

- （1）地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく。
- （2）地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定める。
- （3）地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。
- （4）LPG（液化石油ガス）については、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に応急復旧できるよう連絡調整を行う。

2 道

知事は、道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害時における石油類燃料について、町長の要請に基づき、あっせん及び調達を行う。

また、町の要請に備え、北海道石油業協同組合連合会と迅速に調達できるよう、連絡調整を行う。

第2 石油類燃料の確保

- 1 災害応急対策実施責任は、石油類燃料の確保を図るものとし、卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又はあっせんを求める。
- 2 知事は、石油類燃料の確保を図るため、卸売組合、協同組合、主要業者に対し、物資確保のための協力要請又はあっせん依頼を行う。また、北海道石油業協同組合連合会との協定に基づき、石油類燃料の安定供給体制の確立を図る。

[資料編 協定 13 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定（釧根地方石油業協同組合）]

[資料編 協定 14 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定（北海道エネルギー株式会社根室販売支店羅臼SS）]

第19節 電力施設災害応急計画

災害時の電力供給のための応急対策は、本計画に定めるところによる。

第1 電力施設と電力供給区域

- 1 本町に該当する北海道電力株式会社の主な施設は、次のとおり。
 - (1) 変電設備
 - (2) 送電設備
- 2 北海道電力株式会社の供給区域は、町を含む、北海道一円である。

第2 応急対策

1 町

町は、北海道電力株式会社からの停電、復旧見込みなどの状況について、住民への広報を行う。

なお、北海道電力株式会社より自衛隊の派遣について連絡を受けた場合は、「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に基づき、知事（根室振興局長）へ派遣要請を依頼する。

2 北海道電力株式会社

北海道電力株式会社は、電力施設を防護し、被災地に対する電力供給を確保するため、別に定める「防災業務計画」に基づき、電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るために次の対策を講ずる。

(1) 活動態勢

発令基準に従い準備態勢、警戒態勢及び非常態勢を発令し、体制を整備する。

(2) 情報収集・提供

所定の系統に従い、社内外の情報を収集し、復旧対策を樹立するとともに、停電、復旧見込みなどの状況について、町及び道に連絡する。

(3) 通信確保

本部（本店）、支部（支店及び重要発電所）相互間の主要通信回線に対しては、迂回ルート構成を考慮するとともに、通信機器用予備電源の正常運転に十分な注意を払い通信の確保を図る。

なお、災害地域の現業機関には、臨時電話の仮設などを考慮する。

(4) 広報

災害による停電及び使用制限にあたっては、停電状況及び復旧見込等を直接又は報道機関を通じて速やかに周知を図る。

(5) 要員の確保

各支部（支店）は被害の状況により、要員が不足した場合は、本部（本店）に要員の確保を要請し、本部は要員を融通する。

なお、自衛隊の派遣を必要とするときは、各支部長が町長を経て知事（根室振興局長）に要請する。

(6) 資材等の確保

社内における調達を図り、なおかつ不足するときは、関連工事会社及び東地域の電力各社からの融通等により調達を図る。

なお、必要により指定地方行政機関、地方公共団体等に対し、労務施設、設備又は物資の確保について応援を求める。

(7) 応急工事

災害時において、復旧順位、難易及び人員、資材の動員等を考慮して応急工事を行い、極力送電の確保に努める。

第3 電源開発株式会社北海道支店

災害に対処して遺漏のないよう応急措置及び復旧を図るための災害対策組織等を定め、災害対策に必要な措置を講ずるものとする。

[資料編 協定 26 災害時協力協定書（北海道電気保安協会）]

第20節 ガス施設災害応急計画

災害時のガス供給のための応急対策については、本計画に定めるところによる。

第1 町内のガス会社の名称、所在地、供給区域

町内のガス会社の名称、所在地、供給区域は次のとおりである。

ガス会社名	所在地	連絡先	供給区域
有限会社羅臼プロパン	羅臼町栄町1 1 5－7	87－2530	羅臼町全域
有限会社山崎孝商店	羅臼町知昭町1 1－1	88－2211	羅臼町全域
原田燃料	羅臼町栄町1 0 0	87－2672	羅臼町全域

第2 協力体制の確立

災害によりガス施設に被害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、LPガス事業者等に対する協力体制を確立する。

第3 広報活動

ガス施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、供給再開時の事故を防止するための周知を行う。

[協定11 災害等の発生時における羅臼町と北海道エルピーガス災害対策協議会の
応急・復旧活動の支援に関する協定]

第21節 上水道施設対策計画

災害時の上水道施設の応急復旧対策に関する計画は、次に定めるところによる。

第1 上水道施設

1 応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、水道事業者である町（建設水道班）は、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

- （1）施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- （2）要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- （3）被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- （4）住民への広報活動を行う。

2 広報

水道事業者である町は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

第2.2節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の災害応急対策は、本計画の定めるところによる。

第1 災害の原因及び被害種別

1 災害の原因

暴風、竜巻、洪水、高潮、地震その他の異常な自然現象
豪雨、豪雪、融雪、雪崩及び異常気象等による出水
波浪
津波
山崩れ
地すべり
土石流
崖崩れ
落雷
火山噴火

2 被害種別

路面及び路床の流失埋没
橋りょうの流失
河川の決壊及び埋没
堤防の決壊
海岸線の浸食
水道管の破損被害による漏水
下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場の冠水

第2 実施責任者

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による当該施設の管理者以外のものにより実施する。

第3 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによるものとする。

1 応急措置の準備

- (1) 所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達に努める。
- (2) 災害の発生が予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して応急対策の万全を期する。

2 応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認める場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して他の施設に重大な影響を与え、又は住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し又は、道、近隣市町村、関係機関、自衛隊等の協力を求める。

3 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により、前2定めるところじ順じ、応急復旧を実施するものとする。

第4 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び防災業務計画等の定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、円滑に実施されるよう協力する。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

第23節 被災宅地安全対策計画

町において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下、本節で「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下、本節で「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を図る。

第1 危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。

2 危険度判定の支援

知事は町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度連絡協議会（以下、本節で「道協議会」という。）等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

3 判定士の業務

判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地毎に調査票へ記入し判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

図表 被災宅地の危険度判定結果の表示

区 分	表示方法
危険宅地	赤のステッカーを表示
要注意宅地	黄のステッカーを表示
調査済宅地	青のステッカーを表示

第4 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下、本節で「実施マニュアル」という）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

- 1 宅地に係る被害情報の収集
- 2 判定実施計画の作成
- 3 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- 4 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- 5 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

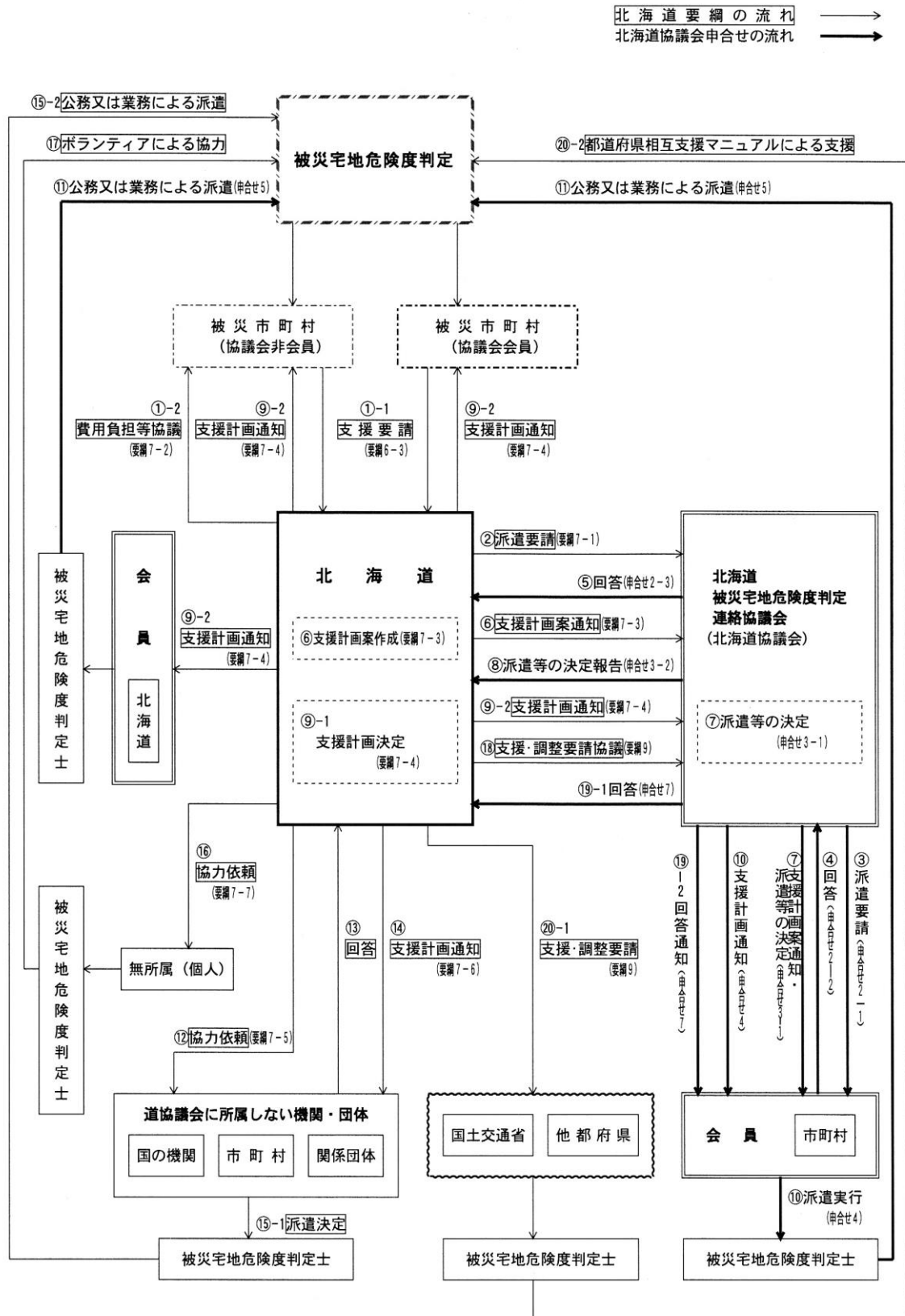
第5 事前準備

町及び道は、災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき、次に努める。

- 1 町と道は相互支援体制を構築し、連絡体制を整備する。
- 2 道は国、近隣県、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）、及び道協議会との相互支援体制を確保するため、連絡調整体制を整備する。
- 3 道は町及び関係機関の協力を得て、被災宅地危険度判定実施要綱（全国要綱）で定める土木・建築又は宅地開発の技術経験を有する者を対象とした、判定士の養成、登録及び更新等に関する事務を行う。
- 4 町は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

第5章 災害応急対策計画

図表 被災宅地危険度判定実施の流れ図



第24節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住することができなくなった世帯に対する住宅対策（応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理）は、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

災害のため住宅に被害を受け、自己の資金により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。

救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。また、応急仮設住宅の設置（賃貸住宅の居室の借上げを含む。）については原則として知事が行うが、知事からの委任を受けた場合は町長（建設水道班）が行う。

第2 実施の方法

1 避難所の設置

町長は、必要により、住家が被害を受け居住の場所を失った者を収容保護するため公共施設等を利用し、避難所を開設するものとする。（「第5章 第5節 避難対策計画」参照）

2 公営住宅等のあっせん

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、予め体制を整備する。

3 応急仮設住宅

災害のため住家が滅失した被災者の一時的な居住の安定を図るため、必要に応じ応急仮設住宅を建設する。救助法が適用された場合における基本的な事項は次のとおりである。

（1）入居対象者

次のいずれも該当しなければならない

ア 住家が全焼、全壊、又は流出した者であること

イ 居住する住居がない者であること

ウ 自らの資力では住宅を確保することができない経済的弱者で、次に該当する者であること

（ア）生活保護法の被保護者及び要保護者

（イ）特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等

エ その他、町長が特に認めた世帯

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については町長が行うが、選定にあたっては高齢者や重度身体障がい者などの避難行動要支援者を優先するものとする。

(3) 応急仮設住宅の建設

原則として、応急仮設住宅の設置は知事が行う。

(4) 応急仮設住宅の建設用地

道及び町は、災害時に応急仮設住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、予め把握する。

(5) 建設戸数（借上げを含む。）

建設必要戸数を知事に要請する。

(6) 規模、構造、存続期間及び費用

ア 応急仮設住宅の標準規模は、一戸（室）につき29.7平方メートルを基準とし、構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による2～6戸の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。

但し、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。

イ 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

但し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、さらに期間を延長することができる

ウ 費用は救助法及び関係法令に定める。

(7) 着工時期

救助法が適用された場合は、災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。また、同法が適用されない場合においても、適用の場合に準ずる。

(8) 維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は町長に委任される。

(9) 運営管理

応急仮設住宅の運営管理にあたっては、安心・安全の確保、孤立死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもととともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

4 平常時の規制の適用除外措置

道及び町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

5 住宅の応急修理

(1) 応急修理対象世帯

- ア 住宅が半焼又は半壊し、当面日常生活を営むことができない者
- イ 自らの資力では応急修理ができない者
- ウ その他、町長が特に認めた者

(2) 応急修理実施の方法は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

(3) 応急修理の範囲

居室、炊事場、トイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限度とする。

(4) 費用は、救助法及び関係法令に定めるところによる。

(5) 修理の実施期間

救助法が適用された場合は、災害発生の日から1月以内に完了する。また、同法が適用されない場合においても、適用の場合に準ずる。

6 災害公営住宅の整備

(1) 災害公営住宅

災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次に示す基準に達した場合に、滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため、国から補助を受けて整備し、入居させる。

ア 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象による災害の場合

- (ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき
- (イ) 町内の滅失戸数が200戸以上のとき
- (ウ) 滅失戸数が町内の住宅戸数の1割以上のとき

イ 火災による場合

- (ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき
- (イ) 滅失戸数が町内の住宅戸数の1割以上のとき

(2) 整備及び管理者

災害公営住宅は、町が整備し、管理する。但し、知事が道において整備する必要を認めたときは道が整備し、整備後は公営住宅法の規定による事業主体の変更を行って町に譲渡し、管理は町が行う。

(3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理は、概ね次の基準による。

ア 入居者資格

- (ア) 当該災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者であること。
- (イ) 月収214,000円以下（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）で事業主体が条例で定める金額を超えないこと。
- (ウ) 現に同居し又は同居しようとする親族あること。
- (エ) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

イ 構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ 整備年度

原則として当該年度とする。やむを得ない場合は翌年度とする。

エ 国庫補助

- (ア) 建設、買取りを行う場合は、当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2/3とする。但し、激甚災害の場合は3/4とする。
- (イ) 借上げを行う場合は、住宅共用部分工事費の2/5とする。

第3 資材の斡旋、調達

- 1 町長（建設水道班）は、建築資材等の調達を別に定めておくものとする。
- 2 町長は、建設資材の調達が困難な場合は、道及び関係機関に斡旋を依頼するものとする。

第4 応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録

応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理を実施した場合は、その状況を記録しておく。

〔資料編 資料35 応急仮設住宅台帳(様式1)〕

〔資料編 資料36 住宅応急修理記録簿(様式2)〕

第5 住宅の応急復旧活動

町及び道は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

第25節 障害物除去計画

水害、山崩れ等の災害によって、道路、住居等またはその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合は、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

- 1 障害物の除去は町長（建設水道班）が行い、災害救助法が適用されたときは、知事の委任により町長が行う。
- 2 道路及び河川に障害をおよぼしているものの除去は、道路法（昭和27年法律第180号）・河川法（昭和39年法律第167号）・その他関係法令に定めるそれぞれの施設の管理者が行うものとする。
- 3 災害の規模、障害物の内容等により、各管理者は相互に協力し、障害物の除去にあたる。

第2 障害物の除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたときに行うものとするが、その概要は、次のとおりである。

- 1 住民の生命財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合
- 2 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- 3 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するために必要と認める場合
- 4 その他公共的立場から除去を必要とする場合

第3 障害物除去の方法

- 1 実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、または状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て、速やかに障害物の除去を行うものとする。
- 2 障害物除去の方法は、原状回復でなく応急的な除去に限るものとする。

第4 除去した障害物の集積場所

- 1 除去した障害物は、それぞれの実施機関において、付近の遊休地を利用し集積するものとする。
- 2 障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

第5 除去に必要な機械器具等の確保

町有機械のみでは、障害物の除去を実施することができないときは、町建設業協会等から車両などの機械器具を借り上げて確保するものとする。

第6 費用の限度及び期間

災害救助法の基準による。

第7 障害物除去の状況の記録

障害物を除去した場合は、次により記録しておかなければならない。

[資料編 資料37 障害物除去の状況（様式1）]

第26節 文教対策計画

教育施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障をきたした場合の応急対策は、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

1 学校管理者等

(1) 防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

(2) 児童生徒等の安全確保

ア 在校（園）中の安全確保

在校（園）中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

イ 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

(3) 施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

第2 応急対象実施計画

1 休校措置

(1) 授業開始後の措置

授業開始後において災害が発生し、または予想される気象条件となったときは、各学校長は必要に応じて休校措置をとるものとする。

また、児童・生徒を帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させるとともに、必要に応じ教師が引率するなど、児童・生徒の安全保護に努める。

(2) 登校前の措置

登校前に休校措置を決定したときは、地区PTA等を通じて連絡するとともに、ラジオ、テレビ、防災行政無線等を利用し、児童・生徒に周知徹底する。

2 施設の確保と復旧対策

(1) 応急復旧

被害程度により応急修理できる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努める。

- (2) 校舎の一部が使用不能となった場合
施設の一時転用などにより授業の確保に努める。(特別教室、屋内運動場、講堂等)
- (3) 校舎の大部分または全部が使用不能となった場合
公民館、体育館、町内会館等の公共施設または最寄りの学校の校舎等を利用し、授業の確保に努める。
- (4) 仮校舎の建築
前(1)～(3)において施設の確保ができない場合は、仮校舎、仮運動場の建築を検討するものとする。

3 教育の要領

- (1) 災害状況に応じた特別教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっては家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。
- (2) 特別教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。
 - ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容や方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。
 - イ 教育活動の場所が公共施設等学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。
 - ウ 通学道路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。(集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、父母の協力を得るようにする。)
 - エ 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・監督に注意するとともに、避難収容が授業の支障とならないよう留意する。
 - オ 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。
- (3) 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をする。

4 教職員の確保

道教育委員会及び町教育委員会は、当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育活動に支障をきたさないようにする。

5 授業料等の減免、就学制度の活用援助

高等学校の生徒が被害を受けた場合は、道教育委員会は必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。

6 学校給食等の措置

- (1) 給食施設設備が被災したときは、できるかぎり給食の継続が図られるよう応急措置を講ずるものとする。

- (2) 給食用物資が被災したときは、関係機関と連絡の上、応急調達に努めるものとする。
- (3) 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

6 衛生管理対策

学校が被災者収容施設として使用される場合は、次の点に留意して保健管理をする。

- (1) 校舎内、特に水飲み場、便所は常に清潔にして消毒に万全を期すること。
- (2) 校舎の一部に被災者を収容して授業を継続する場合、収容場所との間をできるだけ隔絶すること。
- (3) 収容施設として使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽のくみ取りを実施すること。
- (4) 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

7 教科書、学用品等の調達及び支給

(1) 調達の方法

教科書の調達は、学校別、学年別、使用教科書ごとにその必要を調査し、根室教育局に報告するとともにその指示に基づき、教科書供給店等に連絡し調達するものとする。

学用品の調達は、道教育委員会から送付を受けたものを配布するほか、道の指示により（町内の文房具店から）調達するものとする。

(2) 支給の対象者

家屋が全焼、流失、床上浸水等を受けた児童・生徒で、教科書、学用品を滅失またはき損し、就学上支障のある者に対しては、教科書、学用品を支給する。

(3) 支給の方法

町教育委員会（学務班）は、学校長と緊密な連絡をもとに支給の対象となる児童・生徒の実態を調査把握し、学校長を通じて対象者に支給する。

(4) 費用の限度及び期間

災害救助法の基準による。

(5) 学用品の給与状況

学用品の給与を実施したときは、記録しておかなければならない。

[資料編 資料 38 学用品の給与状況（様式 1）]

第3 文化財保全対策

1 応急措置

- (1) 文化財が被災した場合は、その管理者（または所有者）は、直ちに所管の消防署に通報するとともに被害の拡大防止に努める。
- (2) 管理者（または所有者）は、被害状況を速やかに調査し、その結果を町指定の文化財にあっては町教育委員会へ、国、道指定の文化財にあっては道教育委員会へ報告する。

(3)関係機関は、被災文化財の被害拡大を防止するため協力して応急措置を実施する。

2 保全措置

文化財の管理者（または所有者）は防災責任者を定めるなど責任体制を確立し保全に努める。

また、搬入可能な文化財については、性質、保全の知識を有する搬出責任者を定め、災害時にあたっての保全に努める。

3 指定文化財

町の文化財は、[資料編 資料 39 羅臼町内指定文化財一覧] のとおりである。

第27節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画

災害により行方不明になった者の搜索及び遺体の収容処理埋葬の実施については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

1 町長

救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとするが、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日赤道支部が行う。

2 警察官

3 海上保安官

第2 実施の方法

1 行方不明者の搜索

(1) 搜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者。

(2) 搜索の実施

町長が、消防機関、警察官及び海上保安官に協力を要請し搜索を実施する。被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。

(3) 搜索の方法

搜索班を編成し、必要な船艇その他機械器具を活用して実施するものとする。

(4) 搜索の要請

町内において被災した行方不明者が、流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村に対し次の事項を明示し、搜索を要請する。

ア 行方不明者が漂着、または埋没していると思われる場所。

イ 行方不明者数及び氏名、性別、年齢、容貌、特徴及び着衣等。

2 遺体の処理

(1) 対象者

災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者。なお、収容した遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族等に引き渡すものとする。

(2) 収容処理

ア 遺体は到着準に収容し、遺品等を整理して納棺のうえ、その性別、推定年齢、遺品等を記録し、遺体収容所に安置する。

イ 変死体については、直ちに警察官に届け出するものとし、検死後に遺体の処理にあたる。

ウ 遺体の洗浄、縫合、消毒等を行い、特徴の記録、遺体の撮影をし、所持品ともども一時的に安置する。

エ 身元識別に時間を必要とし、また、死亡者が多数のため短時間に埋葬等遺体処理ができない場合は、遺体を町内の寺院、公共建物等、遺体収容に適当な場所に安置し、埋葬の処理をするまで一時保存する。

(3) 安置場所の確保

町は、遺体安置場所について、発災時はもとより、日頃から警察との連携を図り、事前の確保に努めるものとする。

3 遺体の埋葬

(1) 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合または遺族のいない場合は、次の方法で行うこととする。

(2) 埋葬の方法

ア 町長は、遺体を土葬または火葬に付し、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。

イ 身元不明の遺体については警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたりとともに埋葬に当たっては、土葬または火葬にする。

ウ 埋葬の実施が町において実施できないときは関係機関や協定による協力を得て行う。

4 火葬場の状況

火葬場名	所在地	火葬炉	電話番号
羅臼町葬祭場	羅臼町幌萌町40番地	2基	88-2409

5 他市町村における被災の漂着処理

町長は、被災された市町村より漂流した死体については、次のとおり処理するものとする。

(1) 遺体の身元が判明している場合

死亡した者の遺族等または被災地域の市町村長に連絡のうえ、引き渡すものとする。

ただし、被災地域が災害発生直後においては、災害による社会混乱のためその遺族等が直ちに引き取ることができないものと予想される場合は、次により処理するものとする。

ア 道内の他市町村から漂流した場合は、知事が行う救助を補助するという立場により埋葬を実施するものとする。

イ 道外の他市町村から漂流した場合は、他県に対する応援として埋葬を実施するものとする。

(2) 遺体の身元が判明していない場合

死亡した者の遺族等または被災地域の市町村長に連絡のうえ、引き渡すものとする。

ア ある一定地域に災害が発生してから短期間に多数の遺体が漂着した場合は、遺体の身元が判明していない場合と同様に処理するものとする。

イ 遺体の身元が判明せず、かつ被災地から漂着してきた遺体であることが推定できない場合は、町長が行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により処理するものとする。

6 費用の限度及び期間

救助法の基準による。

7 搜索等の記録

行方不明者の搜索、遺体処理及び埋葬した場合は、記録しておかなければならない。

[資料編 資料 40 遺体の搜索状況記録簿 (様式 1)]

[資料編 資料 41 遺体処理台帳 (様式 2)]

[資料編 資料 42 埋葬処理台帳 (様式 3)]

8 平常時の規制の適用除外措置

市町村及び墓地・納骨堂、火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種照明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 5 条及び第 14 条に規定する手続きの特例を定めることができることに留意する。

第28節 家庭動物等対策計画

災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

1 町

被災地における逸走犬等の管理は町長が行うものとする。

2 道

(1) 根室振興局長は、町が行う被災地における家庭動物等の取扱いに関し、現地の状況に応じ助言を行うものとする。

(2) 道は、町長からの逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。

第2 家庭動物等の取扱い

1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取扱うものとする。

2 災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が、自己責任において行うものとする。

3 災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容をするなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

第29節 応急飼料計画

災害に際し家畜飼料の応急対策については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

町長（水産商工観光班）が実施するものとする。

第2 実施の方法

町長（水産商工観光班）は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子のあっせん区分により、次の事項を明らかにした文書をもって根室振興局長を通じ道農政部長に応急飼料のあっせんに要請することとし、道は必要に応じ北海道農政事務所等に応急飼料のあっせんに要請する。

1 飼料（再播用飼料作物種子を含む）

- ア 家畜の種類及び頭羽数
- イ 飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）
- ウ 購入予算額
- エ 農家戸数等の参考となる事項

2 転飼

- ア 家畜の種類及び頭数
- イ 転飼希望期間
- ウ 管理方法（預託、附添等）
- エ 転飼予算額
- オ 農家戸数等の参考となる事項

第30節 廃棄物等処理計画

災害時における被災地のごみ収集、し尿の汲み取り、災害に伴い生じた廃棄物の処理処分及び死亡獣畜の処理等（以下、「廃棄物等の処理」という。）の業務については、本計画の定めるところによる。但し、住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去については本章第25節「障害物除去計画」によるものとする。

第1 実施責任者

1 町

- (1) 被災地における廃棄物等の処理は、地域住民の協力を得て、町長（環境生活班）が実施するものとする。なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施するものとする。
- (2) 被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき、または所有者が処理することが困難なときは、根室振興局保健環境部中標津地域保健室の指示に基づき、町（環境生活班）が実施するものとする。

2 道

- (1) 根室振興局長は、町が行う被災地における廃棄物等の処理に関し、現地の状況に応じて指導を行う。
- (2) 知事は、被災地の町長から廃棄物等の処理に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあわせ等、所要の措置を講ずる。

第2 清掃の方法

町長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項及び同法施行令（昭和46年政令第300号）第3条に規定する基準に従い所要の措置を講ずるものとする。

1 ごみ収集

- (1) 住民の協力を求め、生ごみ類を優先収集し、一般ごみはその後収集する。
- (2) 町の清掃能力をもって完全に収集することが困難な場合は一般車両の出動を要請し、ゴミ収集にあたるものとする。

2 ごみ処理

- (1) 可燃物ごみの処理は、根室北部廃棄物処理広域連合ごみ処理施設を使用する。
- (2) 可燃物以外のごみの処理は、根室北部衛生組合一般廃棄物最終処分場を使用する。
- (3) 施設が被災した場合等は、埋め立て又は露天焼却を行う。

3 し尿の収集と処理

- (1) 被災地域の未処理し尿は、し尿処理組合と連携を密にし、完全収集にあたるものとする。
- (2) 処理については、し尿処理組合し尿処理施設を使用し、完全処理に努めるが、災害の状況により完全処理が不可能な場合は、必要に応じ簡易処理場を設置するものとする。

第3 死亡獣畜等の処理方法

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場において行う。

但し、死亡獣畜取扱場のない場合又は運搬することが困難な場合は、根室振興局保健環境部中標津地域保健室の指導を受け、次により処理するものとする。

- 1 環境衛生上、他に影響を及ぼさないよう配慮して埋没及び焼却等の方法で処理すること。
- 2 道路事情、腐敗状況等で移動不可能な場合は、臨機の措置を講ずるものとする。
- 3 前1及び2において埋没する場合は、1m以上覆土するものとする。

第4 ごみ処理施設及びし尿処理施設

町内のごみ処理施設及びし尿処理施設は以下のとおりである。

<ごみ処理施設（可燃物（焼却・堆肥）処理施設）>

名 称	所 在 地	処 理 能 力
根室北部廃棄物処理広域連合 ごみ処理施設	別海町別海 13-5	62 トン/日
羅臼資源リサイクルセンター (有) 羅臼堆肥利用組合	峯浜町 746 番地	3 トン/日

<ごみ処理施設（不燃物（埋立）処理施設）>

名 称	所 在 地	処 理 能 力
一般廃棄物最終処分場 根室北部衛生組合	標津町字崎無異 172-1	5.4 トン (破碎処理能力)

<し尿処理施設>

名 称	所 在 地	処 理 能 力
し尿処理浄化センター 根室北部衛生組合	標津町字茶志骨東2 線1番地24	47 キロリットル/日

第31節 防災ボランティアとの連携計画

災害時において、ボランティアを申し出た者の受入れ及びその活動の円滑な実施に関することについては、本計画の定めるところによる。

第1 ボランティア活動の意義

災害時におけるボランティア活動には、行政が実施すべき災害応急対策の補完的な役割を果たすものと、被災者の生活の維持や再建を援助するものがある。こうした意義を踏まえ、ボランティア活動が効果的に生かされるようその活動環境の整備を図るものとする。

また、町、道及び防災関係機関等は、日本赤十字社北海道支部又は各種ボランティア団体・NPOからの協力の申入れ等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受ける。

第2 ボランティア受付窓口

災害発生と同時に各地からボランティアの申し出がなされる。

この場合、町がボランティア活動に全面的にかかわりを持つことは、ボランティア本来の趣旨に反することから、羅臼町社会福祉協議会、青年・女性団体等の関係団体と協議し、又連携を図って、相互に協力して受付を行うものとする

この受付の際には、氏名、住所及び主な活動内容等を記録しておかなければならない。

また、災害対策本部のボランティア受付担当は、保健福祉班が行うものとする。

第3 ボランティア活動等の把握

町長（保健福祉班）は、ボランティアがどこで、どのような活動をしているか、また、どこでボランティアを必要としているかなどボランティアに対する被災地のニーズを常に把握しておくものとし、ボランティア活動が円滑に行われるようボランティアとの情報の共有化を図り、ボランティア活動における必要な調整などを行うものとする。

また、町、道及び防災関係機関は、ボランティアの受入れにあたって、高齢者介護や外国人との会話力等、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

第4 ボランティアの主な活動内容

ボランティア団体・NPOに依頼する活動の内容は、主に次のとおりとする。

1 災害・安否・生活情報の収集・伝達	9 救急・救助活動
2 炊き出し、その他の災害救助活動	10 医療・救護活動
3 高齢者、障がい者等の介護、看護補助	11 外国語通訳
4 清掃及び防疫	12 非常通信
5 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分	13 被災者の心のケア活動
6 被災建築物の応急危険度判定	14 被災母子のケア活動
7 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業	15 被災動物の保護・救助活動
8 災害応急対策事務の補助	16 ボランティア・コーディネート

第5 ボランティアへの支援

町長は、ボランティア活動が円滑に行われるよう活動拠点となるべき施設を提供するなどの活動環境の整備を図るものとする。

また、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティア連絡部、防災ボランティア現地対策本部を必要に応じて設置し、その活動を支援する。

第3.2節 労務供給計画

町及び関係機関は、災害時における応急対策に必要なときは、次により一般労働者の供給をうけ災害対策の円滑な推進を図るものとする。

第1 実施責任者

災害応急対策に必要な労働者の確保は、町長（水産商工観光課班）が行う。

第2 労務者の確保

- 1 災害応急対策の労務者を確保する場合の順序として、まず奉仕団体の動員、次に被災地域以外の住民の協力を得るものとし、特に必要な場合に労務者の雇上げをするものとする。
- 2 町内会、民間活動団体への協力要請
協力要請先は「本編 第3章 第1節 羅臼町防災組織」を準用する。

第3 労務の範囲

協力内容は次のとおりとし、作業の種別により適宜協力を求める。

- 1 避難場所等に避難した被災者の世話
- 2 被災者の移送
- 3 被災者への炊き出し
- 4 救援物資の整理、供給及び支給
- 5 被災者への飲料水の供給
- 6 被災者への医療、助産の協力
- 7 避難場所等の清掃及び防疫
- 8 行方不明者の捜索及び遺体収容の協力
- 9 町の依頼による被災者状況調査
- 10 被災地の清掃
- 11 その他災害応急対策等に必要な作業

第4 労務者の雇用

1 労務者の雇用方法

町長（水産商工観光班）は、労務者を必要とするときは、建設業協会等企業団体への要請及び広報誌等による求人広告を行うとともに、根室公共職業安定所中標津分室に対し、文章又は口頭で、次の事項を明らかにして求人申込みをするものとする。

- （1）職種別、所要労務者数
- （2）作業内容及び作業場所
- （3）期間及び賃金等の労働条件
- （4）宿泊施設等の状況
- （5）その他必要な事項

第5 賃金及びその他費用負担

- 1 労務者に対する費用は、その求人を行った者が負担する。
- 2 労務者に対する賃金は、本町における同種の業務及び同程度の技能に係る水準を上回るよう努めるものとする。

第6 動員の要請

各班は、次の事項を明示して労務者の配備を商工観光班班長に要請する。

要請を受けた商工観光班班長は、速やかに労務供給計画を樹立し、労務の供給を行う。

- 1 作業員を必要とする理由
- 2 作業の内容
- 3 作業場所
- 4 就労予定期間
- 5 所要人員数
- 6 集合場所
- 7 その他参考事項

第7 労務者雇用の記録

労務者を雇用した場合は、記録しておかなければならない。

[資料編 資料43 人夫雇上げ台帳（様式1）]

第33節 職員派遣計画

災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があるときは、基本法の規定により、知事又は町長等は指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し職員の派遣を要請し、又は基本法の規定により、内閣総理大臣又は知事に対し指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあっせんを求める。

第1 要請権者

- 1 町長又は町の委員会若しくは委員
- 2 知事又は道の委員会若しくは委員

なお、道又は町の委員会又は委員が職員の派遣を要請しようとするときは、知事又は町長に予め協議しなければならない。

第2 他の地方公共団体への応援要請

応援要請は、応急対策を実施するにあたり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められるとき、町長は基本法等の関係法令及び相互応援協定により、協力を求める。

応援要請の種別は次のとおり。

要請先	要請の内容	根拠法令
指定地方行政機関の長	当該指定地方行政機関の職員の派遣要請	基本法第29条
根室振興局 北海道知事	(1) 指定地方行政機関の職員の派遣の斡旋要請 (2) 他の地方公共団体職員の派遣の斡旋要請 (3) 応援要求及び応急措置の実施要請 (4) 職員の派遣要請	基本法第30条1 基本法第30条2 基本法第68条 地方自治法第252条17
他の市町村長	(1) 応援の要求 (2) 職員の派遣要請	基本法第67条 地方自治法第252条17 水防法第16条

第3 要請手続等

- 1 職員の派遣を要請しようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行う。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

- 2 職員の派遣のあっせんを求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行う。なお、国の職員の派遣あっせんのみでなく、地方自治法に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。

- (1) 派遣のあっせんを求める理由

第5章 災害応急対策計画

- (2) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあつせんについての必要な事項

第4 派遣職員の身分取扱

- 1 派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側及び職員派遣受入れ側の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令・条例及び規則の適用がある。
但し、この場合、双方の法令・条例及び規則に矛盾が生じた場合には、双方協議の上、決定する。
また、職員派遣受入れはその派遣職員を定数外職員とする。
- 2 派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法及び同法施行令の規定により、また、地方公共団体の職員については地方自治法の規定により設定による。
- 3 派遣職員の分限及び懲戒は職員派遣側が行う。但し、地方自治法に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議の上、決定する。
- 4 派遣職員の服務は、職員派遣受入れ側の規定を適用する。
- 5 職員派遣受入れ側は、災害派遣職員に対し、災害派遣手当を支給することができる。

(参考) 昭和 37 年自治省告示第 118 号 (災害派遣手当の額の基準)

基本法施行令の規定に基づき、災害派遣手当の額の基準を次のように定める。

<災害派遣手当の額の基準>

派遣を受けた都道府道又は市町村の区域に滞在する期間	公用の施設又はこれに準ずる施設 (1 日につき)	その他の施設 (1 日につき)
30 日以内の期間	3,970 円	6,620 円
30 日を超え 60 日以内の期間	3,970 円	5,870 円
60 日を超える期間	3,970 円	5,140 円

第34節 災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

町長は、知事が行う応急救助活動を補助するものであるが、救助法第13条に基づき、救助法施行細則（昭和31年10月10日北海道規則142号）により委任された職種の一部については、自らの判断責任において、救助を実施する。

第2 災害救助法の適用基準

救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した町の区域において、当該災害により現に救助を必要とする者に対して行う。

被害区分 町の人口	町単独の場合	相当広範囲な場合 (全道2,500世帯以上)	被害が全道にわたり、12,000世帯以上の住家が滅失した場合
	住家滅失世帯数	羅臼町区域の住家滅失世帯数	
〔羅臼町〕 5,000人以上 15,000人未満	40	20	町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。
適用	1 住家被害の判定基準 ・滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したものまたは損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失または流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、または住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの。 ・半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20～70%のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。 ・床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。 2 世帯の判定 (1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。 (2) 会社または学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。		

第3 救助法の適用手続き

- 1 町長は、本町における災害が救助法の適用基準の何れかに該当し、または該当するおそれがある場合には、直ちにその旨を根室振興局長に報告しなければならない。
 - (1) 災害発生の日時及び場所
 - (2) 災害の原因及び被害の状況
 - (3) 法の適用を要請する理由
 - (4) 法の適用を必要とする期間

第5章 災害応急対策計画

(5) 既にとった救助措置及び今後の救助措置の見込み

(6) その他必要な事項

- 2 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに根室振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

第4 救助の実施と種類

1 救助の実施と種類

知事は災害救助法が適用された場合、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、知事は町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	町
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3ヶ月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定～町 設置～道（ただし、委任したときは町）
炊出しその他による食品の給与	7日以内	町
飲料水の供給	7日以内	町
被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与	10日以内	町
医療	14日以内	医療班～道・日赤道支部（ただし、委任したときは町）
助産	分娩の日から7日以内	医療班～道・日赤道支部（ただし、委任したときは町）
災害にあった者の救出	3日以内	町
住宅の応急修理	1か月以内	町
学用品の給与	教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内	町 町
埋葬	10日以内	町
遺体の搜索	10日以内	町
遺体の処理	10日以内	町・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	町
生業資金の貸与		現在運用されていない

※ 期間については、すべて災害発生の日から換算することとし、厚生労働大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

2 救助に必要とする措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同

第5章 災害応急対策計画

法第5条、第6条により行う指定行政機関の長または指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。

第5 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

第 6 章 地震・津波災害対策計画

第6章 地震・津波災害対策計画

地震・津波災害の防災対策に関する計画は、町地域防災計画の別編である「地震・津波防災対策編」に定める。

第 7 章 火山災害対策計画

第 7 章 火山災害対策計画

第 1 節 基本方針

火山現象による災害が発生するおそれがある場合、または災害が発生した場合における羅臼町及び火山周辺市町村の予防、応急対策は次の定めるところによる。

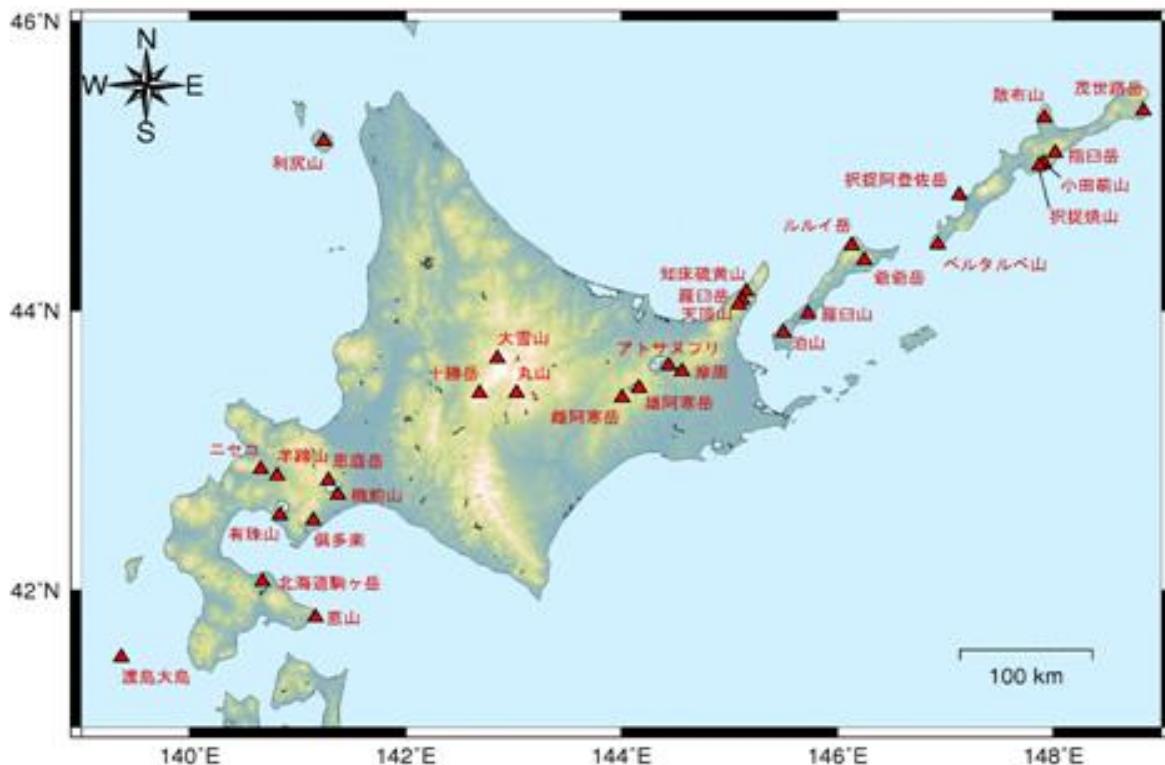
第 2 節 火山の概況

第 1 火山の現状

北海道における活動的な火山は、常時観測火山 9 火山と、その他 22 火山（北方領土の 11 火山を含む）計 31 火山が散在しており、図表すれば次のとおりである。

北海道の活火山

区 分	火 山 名
常時観測対象火山	アトサヌプリ、雌阿寒岳、大雪山、十勝岳、樽前山、倶多楽、有珠山、北海道駒ヶ岳、恵山
そ の 他 の 火 山	知床硫黄山、羅臼岳、天頂山、摩周、雄阿寒岳、丸山、恵庭岳、渡島大島、羊蹄山、ニセコ、利尻山 茂世路岳、散布山、指臼岳、小田萌山、択捉焼山、択捉阿登佐岳、ベルタルベ山、ルルイ岳、爺爺岳、羅臼山、泊山



第 2 羅臼町周辺の火山及び火山活動

1 知床硫黄山

安山岩の成層火山で、山頂部に溶岩ドームを挟み南北に二つの大火口があり、北西山腹にも噴気活動をしている山腹火口がある。1857～1858 年、1876 年、1889～1890 年および 1935～1936 年に噴火活動があった。最近 2 回の噴火では、火山灰の他に溶融硫黄や熱湯が噴出する世界的にも珍しい噴火形態がみられた。1935～1936 年の噴火では、硫黄の噴出量は一日当たり最大数千トン（総噴出量は約 20 万トン）に達し、カムイワッカ川や浜辺は黄色い硫黄で覆われた。この硫黄は採掘された。

（1）有史以降の火山活動（▲は噴火年を示す）

年代	現象	活動経過・被害状況等
▲1857（安政 4）年	水蒸気噴火（溶融硫黄流出）	北西側中腹の爆裂火口から噴火、噴煙、硫黄が海浜まで流出。
▲1858（安政 5）年	水蒸気噴火	北西側中腹の爆裂火口から噴火、山腹から黒煙上昇、爆発音を聞く。
▲1876（明治 9）年	水蒸気噴火	9 月 24～26 日、北西側中腹の爆裂火口から噴火。約 1000m ² 焼失（植生破壊？）。
▲1889（明治 22）年	水蒸気噴火（溶融硫黄流出）	8 月 9 日、北西側中腹の爆裂火口からの噴煙活発、硫黄を多量に流出。以降、10 月頃まで小爆発を反復。
▲1890（明治 23）年	水蒸気噴火	6 月 15 日、北西側中腹の爆裂火口で爆発、火口西壁が破壊。約半月間熱湯噴出。
▲1935（昭和 10）年	水蒸気噴火	12 月北西側中腹の爆裂火口から小爆発を頻発。
▲1936（昭和 11）年	水蒸気噴火（溶融硫黄流出）	北西側中腹の爆裂火口から噴火、噴煙、硫黄が海浜まで流出。
▲1857（安政 4）年	水蒸気噴火（溶融硫黄流出）	5 月 4 日、北西側中腹の爆裂火口から噴火開始。 10 月末まで 3～6 日の周期で以下の活動を繰り返す。 (1) 溶融硫黄の噴出 (2) 熱湯と蒸気の爆発的噴出 (3) 沸騰した湯と蒸気の間欠的噴出 (4) 休止期 1 日最大数千トンの硫黄を流出。カムイワッカ川を下して海まで達した。硫黄の総噴出量約 20 万トン。
1937(昭和 12)年	熱	8 月北西側中腹の爆裂火口底で熱湯を沸騰。

ア 付近の公共機関

（ア）斜里町役場ウトロ支所

（イ）羅臼町役場

イ 主要交通網

（ア）道道 93 号線

（イ）道道 87 号線

2 羅臼岳

火山灰調査により 1996 年に活火山に追加指定された。記述された噴火の歴史はないが、最近の 2000 年間に 5 回の噴火があり、最新の噴出物は 1739 年の樽前山の火山灰を覆っている。噴火の形態としては溶岩ドーム形成と火砕流発生が特徴である。南東山麓の羅臼温泉で 1964 年 1～3 月に群発地震が発生したことがある。有感地震が 180 回以上、最大地震は M=4.6、震度 4 を記録した。

(1) 有史以降の火山活動（▲は噴火年を示す）

年代	現象	活動経過・被害状況等
1964（昭和 39）年	地震	1～3 月羅臼温泉で有感地震が 1 月 160 回以上、2 月 18 回、3 月 3 回。1 月 20 日に最大地震(M4.6、震度 4)が発生し、羅臼温泉で軽微な被害があった。

ア 付近の公共機関

（ア）斜里町役場ウトロ支所

（イ）羅臼町役場

イ 主要交通網

（ア）道道 93 号線

（イ）道道 87 号線

3 天頂山

北海道東部の知床半島中央部に位置する。山体は比高 300m、東西約 4km、南北約 2.5km の安山岩質の溶岩からなり、溶岩じわなどの新鮮な地形が保持されている。

山頂部には北東～南西方向に配列する延長 1,800m の火口列がある。この火口列は直径 205m 以下の爆裂火口が 15 個以上重複したもので、火口地形がよく保存されている。

天頂山の最新の噴火は、約 1,900 年前の水蒸気爆発である。その噴火の最末期にはマグマ水蒸気爆発あるいは小規模なマグマ噴火も起きたと考えられる。これらの一連の噴火の結果、上記の北東～南西方向に配列する数多くに爆裂火口が形成されたと考えられる。現在の、噴気活動は認められない。記録に残る火山活動はない。

(1) 有史以降の火山活動（▲は噴火年を示す）

記録に残る火山活動はない。

羅臼町周辺火山

火 山 名	振興局	市 町 村
知床硫黄山	オホーツク	斜里町
・ 羅 臼 岳		
・ 天頂山	根 室	羅臼町

第3節 災害予防対策

町、道及び防災関係機関は、火山災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

第1 警戒地区の把握等

町及び道は、過去の噴火の状況等に基づき、災害の発生が予想される地区を把握するとともに、火山防災マップ（火山災害に関するハザードマップ等）を作成し、住民等への情報提供を効果的に行うこととする。

第2 避難体制の整備

避難生活の長期化が予想されることから、避難場所については、火山災害及び二次災害のおそれのない場所を選定し、避難生活環境を良好に保つため、施設の整備に努めるとともに、近隣の市町村と避難者の受入に係る協定を締結するなどにより、避難施設の確保を図る。

第3 二次災害の予防対策

道、町及び防災関係機関は、豪雨等に伴う土砂災害等の二次災害を予防するため、治山治水、砂防事業等を総合的、計画的に推進するものとする。

第4 通信施設の整備

道、町及び防災関係機関は、円滑な災害情報の伝達及び収集ができるよう代替性を考慮し、多様な通信施設の整備強化を図るものとする。

第4節 災害応急対策計画

第1 防災組織

1 町

町長は、火山現象による災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

2 北海道

知事は、火山現象による災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがある場合、必要に応じて第3章第1節「組織計画」の定めるところにより、応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する

3 防災関係機関

関係機関の長は、火山現象による災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがある場合、その状況に応じて、応急活動体制を整え、関係機関と連携を取りながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

第2 火山現象に関する情報の収集及び伝達警報及び予報と伝達系統

1 火山現象に関する警報及び予報の種類

火山現象に関する警報及び予報は、気象業務法(昭和27年法律第165号)第13条の規定により発表される「火山現象警報」及び「火山現象予報」である。

なお、「火山現象警報」は気象業務法第15条第1項の規定により知事に通報され、知事は同法第15条第2項及び基本法第55条の規定により市町村長に通報する。

2 噴火警報・予報の種類

(1) 噴火警報

噴火警報は、気象業務法13条の規定により、居住地域や河口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表する。なお、活動火山対策特別措置法第21条第1項に規定される火山現象に関する情報は、噴火警報として取り扱う。

(2) 噴火予報

噴火予報は、気象業務法第13条の規定により、火山活動が静穏(平常)な状態が予想され場合に発表する。また、噴火警報の解除は噴火予報で発表する。

(3) 噴火警戒レベル

火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したもので、気象庁(札幌管区気象台)が噴火警報・予報を含めて発表する。

噴火警戒レベルは、各火山ごとに道、周辺市町村、及び防災関係機関による、発表基準や避難対象地域等の共同検討を通じて、運用や改善を行う。

第7章 火山災害対策計画

北海道における活火山の噴火警戒レベル運用状況は下表のとおり。

北海道における噴火警戒レベル運用状況

火山名	噴火警戒レベル運用開始年月日
樽前山	2007年12月 1日
北海道駒ヶ岳	2007年12月 1日
有珠山	2008年 6月 9日
十勝岳	2008年12月16日
雌阿寒岳	2008年12月16日

3 火山現象警報及び火山現象予報の種類と呼び方及び警戒事項等

(1) 噴火警報及び噴火予報

噴火警戒レベル導入火山（雌阿寒岳、十勝岳、樽前山、有珠山、北海道駒ヶ岳）

	名称	略称	対象範囲	発表基準等	噴火警戒レベル (警戒事項等)
特別 警報	噴火警報 (居住地域)	噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合	レベル5 (避難)
				居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	レベル4 (避難準備)
警報	噴火警報 (火口周辺)	火口周辺 警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル3 (入山規制)
			火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル2 (火口周辺規制)
噴火 予報	噴火予報	—	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等がみられる	レベル1 (平常)

第7章 火山災害対策計画

噴火警戒レベル未導入火山（知床硫黄山、羅臼岳、天頂山）

	名称	略称	対象範囲	発表基準等	警戒事項等
特別 警 報	噴火警報 (居住地域)	噴火警報	居住地域又は山麓及びそれより火口側	居住地域又は山麓に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	居住地域 嚴重警戒
警 報	噴火警報 (火口周辺)	火口周辺 警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	入山規制
			火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	火口周辺 危険
噴 火 予 報	噴火予報	—	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等がみられる	平常

(2) 降灰予報

噴煙の火口からの高さが3,000m以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表する予報

(3) 火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

4 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等を知らせるための情報等で、札幌管区气象台が発表する。

(1) 火山の状況に関する解説情報

火山性地震や微動回数、噴火の状況等を取りまとめたもので、必要に応じて発表する。

(2) 火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況等を取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて発表する。

(3) 週間火山概況

過去一週間の火山活動の状況等を取りまとめたもので、毎週金曜日に発表する。

(4) 月間火山概況

前月一箇月の火山活動の状況等を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

(5) 噴火に関する火山観測報

噴火が発生した場合に、その時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。

5 噴火警報等の発表官署

北海道における全ての火山に係わる火山現象警報、化案現象予報及び火山現象に関する情報等の発表は、札幌管区气象台が行う。

6 異常現象発見者の通報義務及び通報先

- (1) 町は、火山の異常現象を発見した者の通報義務及び通報先に関する事項を定め、住民に周知徹底するものとする。
- (2) 町は、異常現象を了知し、气象台等関係機関に通報する場合における通報先、通報すべき内容及び通報手段等に関する事項を定めるものとする。

7 火山現象警報及び火山現象予報の伝達

- (1) 噴火警報・火口周辺警報・噴火予報の伝達は、噴火警報等伝達系統図によるものとする。
- (2) 噴火警報・火口周辺警報・噴火予報の受理及び伝達並びに知事からの通報、又は要請を行う事項は、次によるものとする。

ア 通報及び伝達の内容

(ア) 札幌管区气象台

火山現象による災害から国民の生命及び身体を保護するため必要があると認めるとき、火山現象に関する情報を知事に通報する。

(イ) 北海道

札幌管区气象台から通報を受けたとき、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係ある指定地方行政機関の長、指定地方公共機関の長、市町村町及びその他の関係者に対し、必要な通報又は要請をするものとする。

(ウ) 町

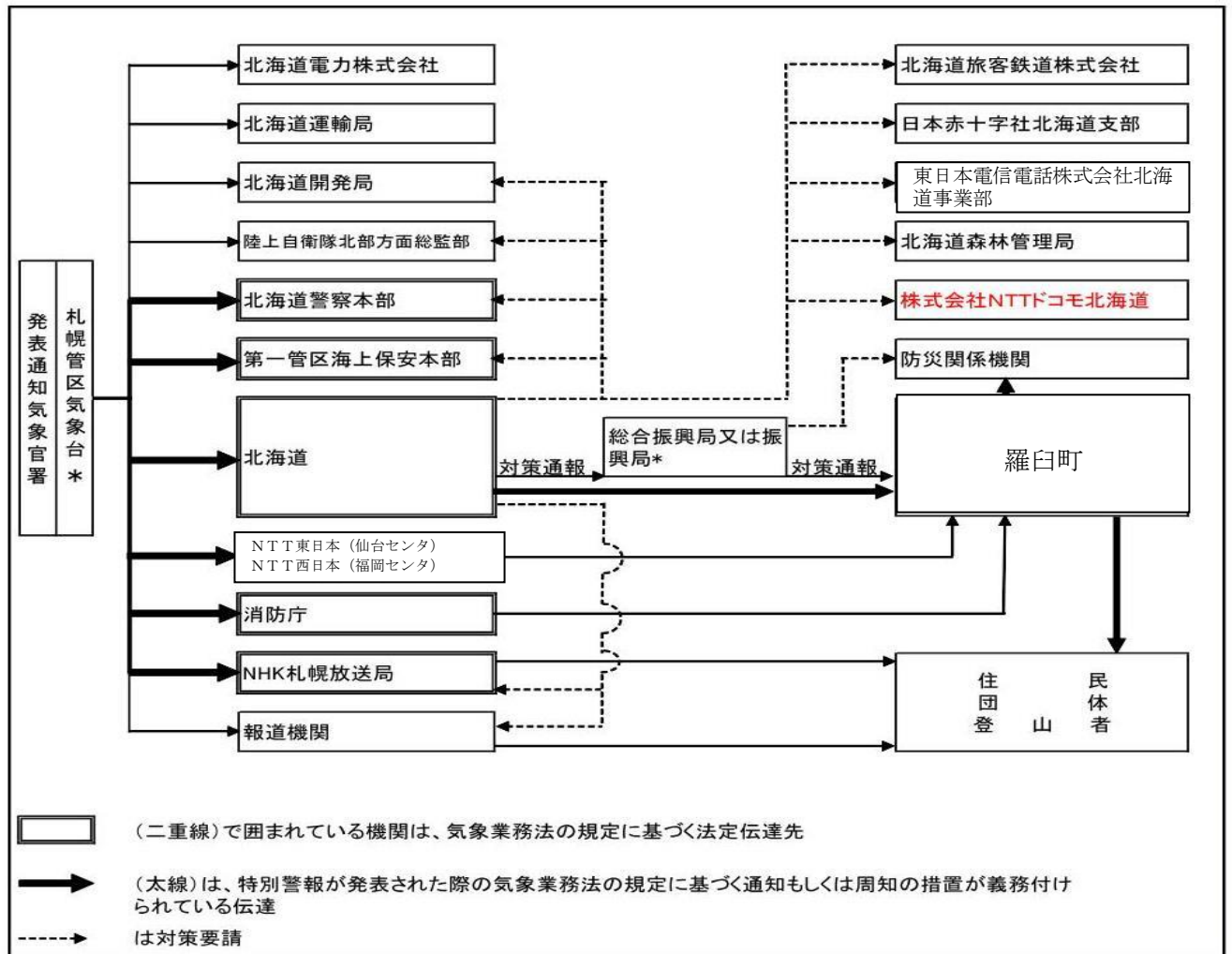
知事から通報を受けたときは、通報に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達するものとする。

この場合、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通報、又は警告をするものとする。

イ 通報及び伝達の系統

札幌管区气象台から知事に通報された後の噴火警報・火口周辺警報・噴火予報の伝達及び対策通報並びに要請は、噴火警報等伝達系統図によるものとする。

※噴火警報等伝達系統図



- ※ 北海道警察本部は、直ちに関係する警察署を通じ、関係市町村に通知しなければならない。
- ※ NHK放送局は、直ちに通知された事項を放送しなければならない。
- ※ NTT東日本・NTT西日本は、直ちに関係市町村に通知しなければならない。
- ※ 各地方気象台は、NHK各放送局、各海上保安部に伝達する。
- ※ 特別警報の発表を受けた北海道は、市町村へ通知しなければならない。
- ※ 特別警報の通知を受けた市町村は、住民等への周知の措置を講じなければならない。
（周知の措置：スピーカーによる放送、広報車巡回、携帯メールサービス、消防団等による伝達等）
- ※ 各火山を所管する関係機関は、別表1、2のとおり

第3 災害情報通信

災害時の情報伝達は、地域の災害状況に応じ、各種伝達手段・系統を最大限かつ有効に用いて行うこととし、「本編 第5章 第1節 災害情報収集・伝達計画」及び「本編 第5章 第2節 災害通信計画」に定めるところによる。なお、道、町及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、ヘリコプター、衛星通信車、通信施設等を全面的に活用し、迅速・的確な災害情報等を収集し、相互に交換するとする。

第4 災害広報

災害応急対策に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等及び地域住民に対して行う災害広報は、「本編 第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めるところによる。

第5 応急措置

道、町及び防災関係機関は、災害の拡大を防止するため、「本編 第5章 第5節 応急措置実施計画」の定めるところにより応急措置を実施するものとする。

第6 避難措置

町等各関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

第7 警戒区域の設定

町等各関係機関は、人の生命または身体に対する危険を防止するため、「本編 第5章 第4節 避難対策計画」の定めるところ及び気象庁（札幌管区气象台）が発表する噴火警報等（噴火警戒レベルを含む）に応じた警戒区域の設定等を図り、住民への周知に努めるものとする。

なお、警報の対象範囲、噴火警戒レベルの設定に当たっては予め関係機関等と協議するものとする。

また、火山噴火に起因する土石流災害の急迫している場合において北海道開発局が行う緊急調査（土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査）及び緊急調査の結果通知される土砂災害緊急情報により、町は警戒避難体制を図るとともに住民への周知に努めるものとする。

第8 救助救出及び医療救護活動等

町等各関係機関は、「本編 第5章 第9節 救助救出計画」及び「本編 第5章 第10節 医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

第9 道路、船舶及び航空交通の規制等

北海道警察並びに防災関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「本編 第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めるところにより、必要な交通規制等を実施するものとする。

第10 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、「本編 第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより、災害の規模や収集した災害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣要請をするものとする。

第11 広域応援

道、町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独で十分な災害対応策を実施できない場合は、「本編 第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他の都府県及び国への応援を要請するものとする。

第5節 災害復旧

火山災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、道及び町は、被害の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、「本編 第9章 第1節 災害復旧計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進めるものとする。

第 8 章 事故災害対策計画

第8章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化により、航空災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など、大規模な事故による被害（事故災害）についての防災対策の一層の充実強化を図るため、それぞれの事故災害について予防及び応急対策を定める。

第1節 海上災害対策計画

I 海難対策計画

第1 基本方針

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

1 実施事項

- (1) 船舶所有者等（船舶所有者、管理者、占有者等を含む。以下この章において同じ）
漁業協同組合
 - ア 気象情報の把握に努め、海難を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。
 - イ 職員の非常参集体制・応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
 - ウ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
 - エ 船舶の火災等に備え、必要な消防力を整備するとともに自衛消防隊の組織化に努めるものとする。
- (2) 北海道運輸局、羅臼海上保安署（第一管区海上保安本部）、道、北海道警察、町、根室北部消防事務組合消防本部及び羅臼消防署
 - ア 迅速、かつ、的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
 - イ 海難事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。
 - ウ 職員の非常参集体制・応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。

- エ 海難発生時における応急活動等に関し、予め協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
- オ 海難発生時の救急、救助、救護に備え、資機材等の整備促進に努めるものとする。
- カ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- キ 船舶所有者及び船長に対し、次により気象情報の把握に努め荒天に際しては、早期避難、避泊を図ることを指導するとともに、漁業協同組合に対し、気象情報の常時把握と組合員に対する迅速な伝達組織の確立を図ることを指導するものとする。
 - (ア) 漁業気象通報及び天気予報等の放送を聴取し、周辺海域の気象状況の把握に努める。
 - (イ) 漁業無線局の気象通報は、各出漁船に対し、最も適切にその状況を伝えるので、必ず聴取するとともに、荒天に対処する海上保安署からの警告指導が出た場合は、速やかに適切な措置を講ずるものとする。
- ク 法令の定めるところにより適切な予防対策を講ずるほか、公益社団法人北海道海難防止・水難救済センターとともに、船舶所有者及び乗組員に対し次の事項を指導するものとする。
 - (ア) 船体、機関、救命設備（救命用具、信号用具、消防設備等）及び通信施設の整備
 - (イ) 気象状況の常時把握と適正な準備体制の確立
 - (ウ) 漁船乗組員の養成と資質の向上
 - (エ) 小型漁船の集団操業の励行と相互救護体制の強化
 - (オ) 海難防止に対する意識の高揚
- ケ 羅臼海上保安署及び北海道運輸局は、次の事項に留意し、臨時立入検査等を行い、船舶所有者及び船長に対し、適切な指導を行うものとする。
 - (ア) 海技従事有資格者の乗船確認
 - (イ) 無線従事有資格者の乗船確認
 - (ウ) 救命器具並びに消火器具等の設備の確認

第3 災害応急対策

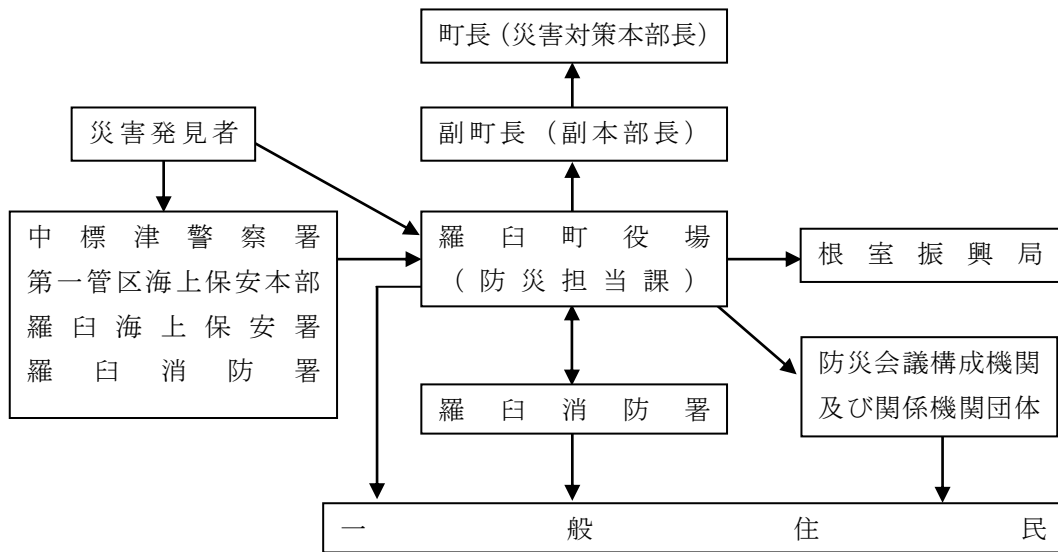
1 情報通信

海難が発生し、または発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

海難が発生し、または発生しようとしている場合の連絡系統は次のとおりとする。

<災害情報連絡系統図>



(2) 実施事項

各関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 広域海難発生時の広報

「本編 第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

船舶所有者等、漁業協同組合、北海道運輸局、第一管区海上保安本部（羅臼海上保安署）、道、北海道警察

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (ア) 海難の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、または広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 海難の状況
- (イ) 旅客及び乗組員等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報

- (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 道

知事は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じ「本編 第3章 第1節 羅臼町防災組織」の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関

関係機関の長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑、迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

4 搜索活動

海難船舶の搜索活動は、関係機関が相互に密接に協力のうえ、漁業協同組合、水難救難所の協力を得て、それぞれ船舶、ヘリコプターなどを活用して行うものとする。

5 救助救出活動

海難発生時における救助救出活動については、「本編 第5章 第9節 救助救出計画」の定めによるほか次によるものとする。

(1) 実施事項

ア 第一管区海上保安本部(海上保安庁法第5条)

- (ア) 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助を行うこと。
- (イ) 船舶交通の障害の除去に関すること。
- (ウ) 海上保安庁以外の者で海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に対する障害を除去するものの監督に関すること。
- (エ) 警察庁及び都道府県警察、税関、検疫所その他関係行政庁との間における協力、共助及び連絡に関すること。

イ 町(基本法第62条、水難救護法第1条)

- (ア) 遭難船舶を認知した町は、羅臼海上保安署及び中標津警察署に連絡するとともに、町計画に基づき直ちに現場に臨み、救護措置を行うこと。
- (イ) 救護のため必要があるときは、住民を招集し、船舶車馬その他の物件を徴用

し、又は他人の所有地を使用し、救助の指揮を行うこと。

ウ 北海道警察(水難救護法第4条)

警察官は、救護の事務に関し、町長を助け、町長が現場にいない場合は、町長に代ってその職務を行うこと。

エ 漁業協同組合

常時所属出漁船の動静を把握し、海難発生時には、適切な指示を与えるとともに、関係機関に対する連絡に当たるものとする。

オ 水難救難所(道内に107カ所設置されているボランティア組織)

関係機関の実施する海難による人命、船舶及び積荷の救済に協力すること。

6 消防活動

船舶等火災の消火活動については、根室海上保安部(羅臼海上保安署)と根室北部消防事務組合消防本部が締結した船舶消火に関する業務協定に基づき実施する。

7 医療救護活動

海難発生時の医療救護活動については、「本編 第5章 第10節 医療救護計画」の定めるところにより実施するものとする。

8 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

海難発生時における行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等について市町村等各関係機関は、「本編 第5章 第27節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより実施するものとする。

9 交通規制

海難発生時における交通規制については、「本編 第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

10 自衛隊派遣要請

海難発生時における自衛隊派遣要請については、「本編 第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」により実施するものとする。

11 広域応援

町、根室北消防事務組合消防本部及び道は、海難の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「本編 第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

Ⅱ 流出油等対策計画

第1 基本方針

船舶に衝突、乗場、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故により船舶からの油等の大量流出等並びに陸上油保管施設からの油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、またはまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

第2 災害予防対策

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難事故による油等の海上流出等を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

1 関係行政機関の共通実施事項

(北海道開発局、北海道運輸局、羅臼海上保安署（第一管区海上保安本部）、道、北海道警察、町、根室北部消防事務組合消防本部及び羅臼消防署)

- (1) 迅速、かつ、的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
- (2) 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。
- (3) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
- (4) 災害時における応急活動等に関し、予め協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
- (5) 災害時の油等の大量流出等に備え、消防艇、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資器材の整備促進に努めるとともにその整備状況等について関係機関と情報を共有するものとする。
- (6) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

2 各行政機関の個別の実施事項

(1) 北海道開発局

港湾及び航路の直轄工事の計画、施工に関して防災上留意すべき事項について十分配慮する。

(2) 羅臼海上保安署（第一管区海上保安本部）

ア 防災活動を適切かつ効果的に実施するため、次に掲げる防災関係資料の収集及び調査研究を行う。

- (ア) 油等大量流出事故による災害発生の予想に関する資料(各種原因による災害発生時期及び程度の予想並びに判断のための諸資料)
- (イ) 港湾状況(特に避難港、避難地、危険物の荷役場所、貯木場、はしけ溜まり等の状況)

- (ウ) 防災施設、器材等の種類、分布の状況等救助に必要な器材能力の基礎調査(曳船、サルベージ、消火及び油除去作業、潜水作業)
- イ 北海道沿岸海域排出油等防除計画の普及及び排出油等の防除に関する協議会の育成強化
- ウ 防災に関し関係機関、報道機関等と緊密な連絡をとり次の方法により関係者を指導啓発するものとする。
 - (ア) 海難防止運動、防災の日等の諸行事における防災に関する講習会の開催、防災参考資料の配布等
 - (イ) 船舶に対する訪船指導
- エ 海事関係法令違反は、海難の発生に直接結び付くものであり、海事関係法令の遵守の徹底を図るため、日常業務において一般船舶、特にタンカー及び危険物積載船舶等に対する立入検査を実施して、次の事項の励行を図り、海難の未然防止に努める。
 - (ア) 船舶安全法に基づく安全基準の励行
 - (イ) 船舶職員及び小型船舶操縦者法、船員法等乗組員に関する法令の遵守
 - (ウ) 港則法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律並びに危険物船舶運送及び貯蔵規則等に関する法令の遵守
- (3) 道
 - ア 町の流出油等対策計画の樹立及び必要な資材の備蓄について指導する。
 - イ 町等の漁港及び航路の計画、施行に関して防災上留意すべき事項について十分配慮するよう指導する。
 - ウ 町及び関係機関が行う予防対策の連絡調整を実施する。
- (4) 町、根室北部消防事務組合消防本部及び羅臼消防署
 - ア 油類積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその付属施設(防舷材、けい船柱)等の改修、岸壁水深の維持に努める。
 - イ 大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。
 - ウ 船舶所有者等、漁業協同組合に対し、荷役について次のとおり指導する。
 - (ア) 荷役は油槽所等の保安担当職員の指導監督のもとに行うこと。
 - (イ) 消火器具の配備。
 - (ウ) 油流出事故の予防対策及び化学消火剤等の配備。
 - (エ) 立入禁止、火気厳禁の標示の徹底
 - エ 入港船舶の危険物積載の状況等、消防活動上、予め掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報について関係機関と相互に交換する。

3 船舶所有者等、漁業協同組合

- (1) 気象情報等の把握に努め、海上等における流出油等災害を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 職員の非常参集体制は、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。

- (3) 災害時の油等の大量流出等に備え、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備推進に努めるものとする。
- (4) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

第3 災害応急対策

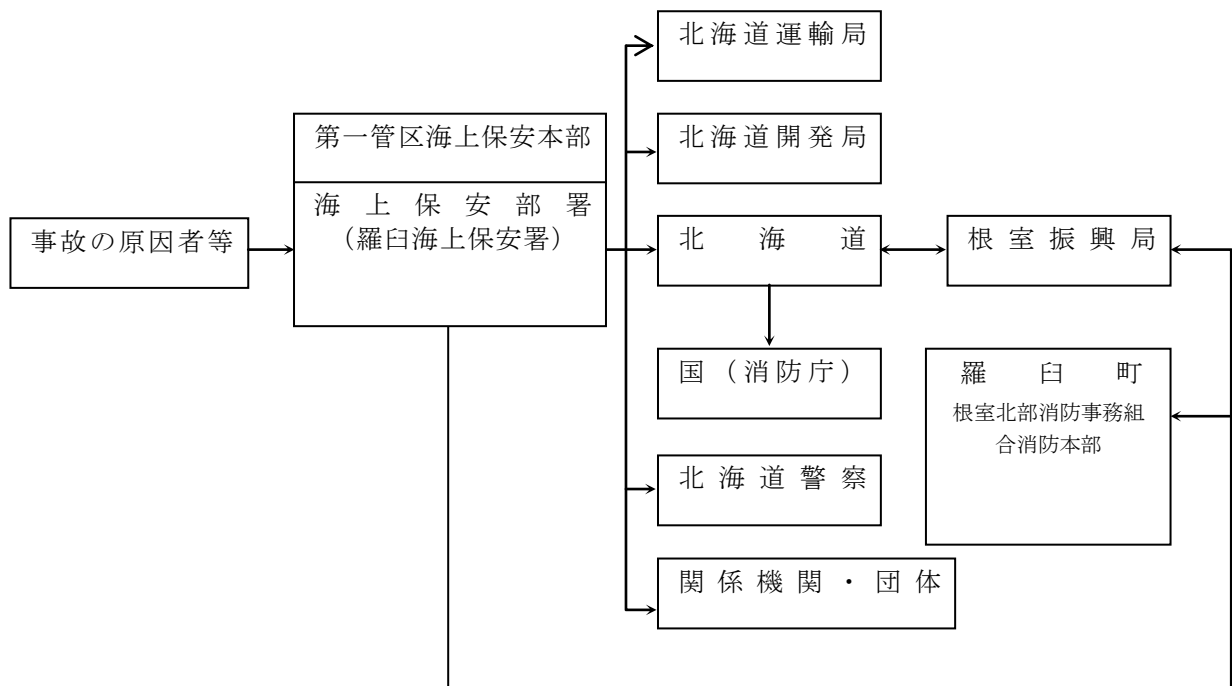
油等大量流出事故時の対応は、本計画に定めるもののほか、「流出油事故災害対応マニュアル」に基づいて実施する。

1 情報通信

油等の大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

油等の大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

油等大量流出事故災害時の広報は、「本編 第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

船舶所有者等、漁業協同組合、危険物関係施設管理者、港湾管理者、北海道運輸局、羅臼海上保安署、町、根室北部消防事務組合消防本部及び羅臼消防署、北海道、北海道警察

(2) 実施事項

ア 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項について広報を実施する。

- (ア) 油等大量流出事故災害の状況
- (イ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (ウ) 海上輸送復旧の見通し
- (エ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (オ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、油等大量流出事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 道

知事は、油等大量流出事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じ「北海道地域防災計画」の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関

関係機関の長は、油等大量流出事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を取りながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

4 油等の流出又は流出する恐れがある場合の防除活動

主な防災関係機関等の実施事項は次のとおりである。

(1) 事故の原因者等

速やかに第一管区海上保安本部等、最寄りの海上保安機関に通報するとともに、油等が流出した場合は、汚染の拡大を防ぎ、引き続く流出を止め、除去し、又は油等が流出するおそれがあるときは、流出を防止する等の防除活動を実施しなければならない。

(2) 羅臼海上保安署（第一管区海上保安本部）

- ア 巡視船艇、航空機又は海上保安官により、流出油等の汚染拡散範囲及び性状の変化状況等を調査するとともに、関係機関に情報を提供する。
- イ 周辺海域の警戒を行い、必要に応じて船舶交通の整理、指導又は制限の措置を講ずる。特に必要が認められるときは、区域を設定し、船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。
- ウ 防除活動等の必要な措置を行うべき事故原因者等の防除措置義務者の対応が不十分なときは、指導又は命令を行い、緊急に防除措置を講ずる必要があると認めるときは、巡視船艇等により応急の防除措置を講じる。
- エ 緊急を要し、かつ、必要と認められるときは、海上災害防止センターに対し流出油防除のための必要な措置を講ずることを指示する。
- オ 排出油等の防除に関する協議会等関係機関に対し、それぞれの立場に応じた防除活動や協議会相互の連携ができるように調整を行う。
- カ 船艇等による油防除作業、船舶からの油の抜き取り、オイルフェンスの展張、油処理剤の使用等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。
- キ 第一管区海上保安本部長等は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物の除去、排出のおそれがある油若しくは有害液体物質の抜き取り又は沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の撤去、その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講ずることを要請することができる。

(3) 北海道開発局

流出油等の海岸等への漂着に対処するため、ヘリコプター等による流出油の情報収集及び関係機関への情報提供並びに必要に応じ、関係市町村に必要な防除資機材の応援措置を講ずるものとする。

(4) 道、町、根室北部消防事務組合消防本部

- ア 町及び道はヘリコプターにより流出油の漂流状況等の情報収集を行うとともにその情報を関係機関へ提供するものとする。
- イ 町及び道は油流出等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力のうえ、必要に応じて、流出油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずるものとする。防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、流出油等による被害の軽減に努めるものとする。

(5) 北海道警察

- ア 油等大量流出等の災害が発生した場合には、警察用航空機、警察船舶等を活用するとともに、沿岸における警ら活動を行い、漂着物の状況等を把握する。
- イ 油等大量流出等の災害が発生した場合には、関係機関と緊密に連携し、必要により地域住民等の避難誘導、立入禁止区域警戒、交通規制等を実施する。

5 消防活動

流出油等の海上火災等発生時における消防活動は次により実施するものとする。

(1) 羅臼海上保安署

速やかに巡視船艇により消火活動を行うとともに、必要に応じて市町村(消防機関)に協力を要請するものとする。

(2) 町、根室北部消防事務組合消防本部及び羅臼消防署

火災状況等の情報収集に努め、羅臼海上保安署の消火活動に協力するものとする。

6 避難措置

流出油等による火災、爆発により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は「本編 第5章 第4節 避難対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

7 交通規制

海上災害時における交通規制については、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

8 自衛隊派遣要請

流出油等事故災害時における自衛隊派遣要請については、「本編 第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」により実施するものとする。

9 広域応援

町、根室北部消防事務組合消防本部及び道は、流出油等事故災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「本編 第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

10 危険物関係施設管理者及び水難救難所の協力

危険物関係施設管理者及び水難救難所は、流出油等防災対策上関係機関から要請があった場合、保有する諸資機材等をもって協力を行うものとする。

11 防災ボランティアとの連携

出油の防除作業棟には多くの労働力が必要となる。それらの作業を実施する防災ボランティア団体等の受け入れ等については、「本編 第5章 第30節 防災ボランティアとの連携計画」の定めるところによる。

第2節 道路災害対策計画

第1 基本方針

道路構造物の被災または車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、またはまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎよし被害の軽減を図るため、町が実施する各種の予防、応急対策に関する計画は、次に定めるところによる。

第2 災害予防

町は防災関係機関と連携を図り、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

1 実施事項

（1）道路管理者

ア トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図る。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

イ 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努める。

ウ 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。

オ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の必要な措置を講ずる。

カ 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、予め体制、資機材を整備する。

キ 道路利用者に対して道路災害時の対応等、防災知識の普及・啓発を図る。

ク 道路災害の原因究明を行い、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、再発防止に努めるものとする。

（2）北海道警察

道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずる。

第3 災害応急対策

1 情報通信

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

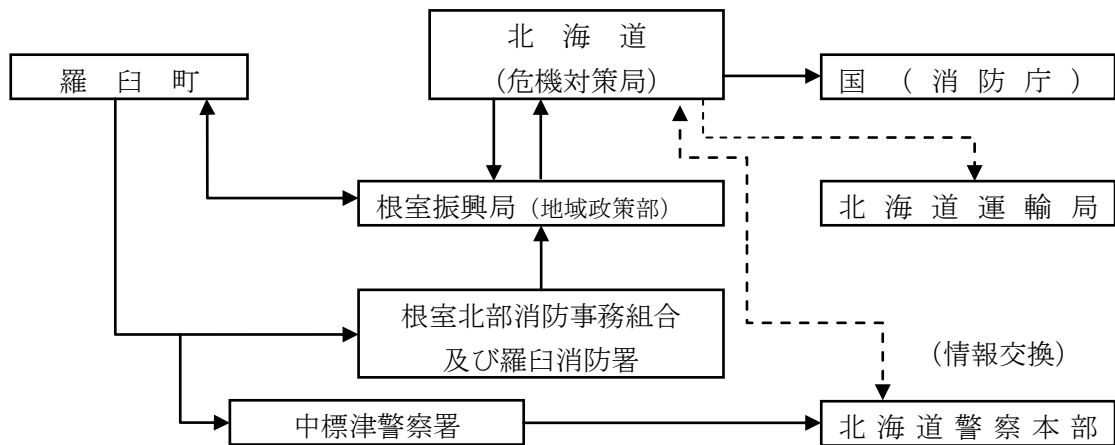
(1) 情報通信連絡系統

道路災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

<情報通信連絡系統図>

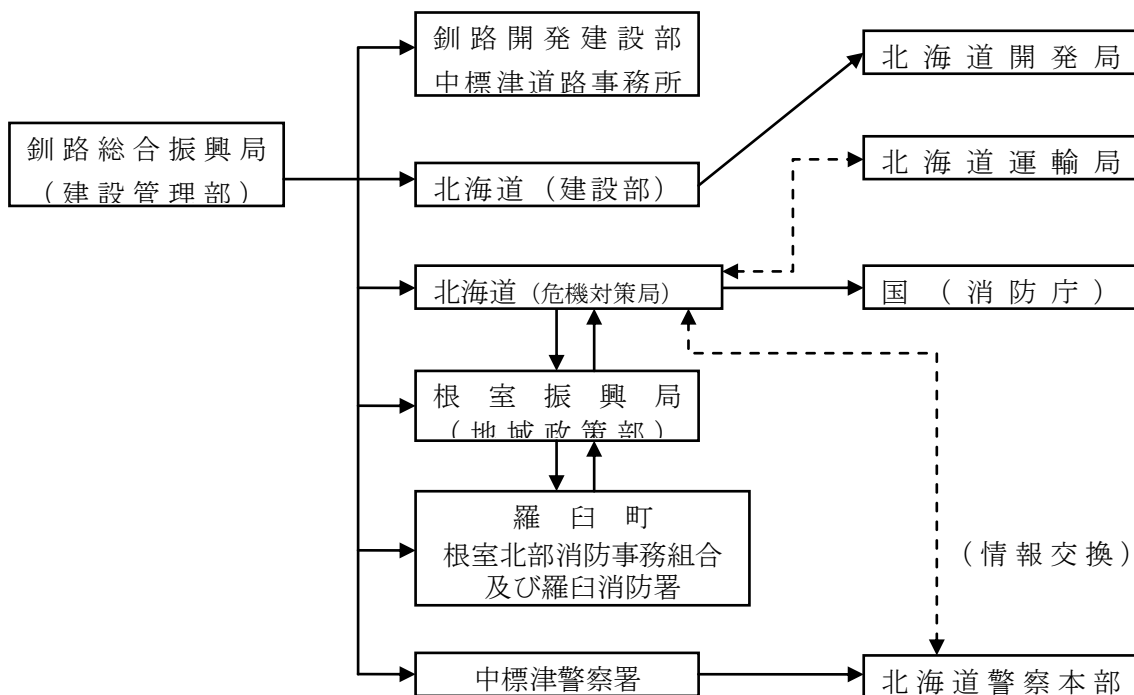
ア 町の管理する道路の場合

<道路災害の情報通信連絡系統（町の管理する道路の場合）>

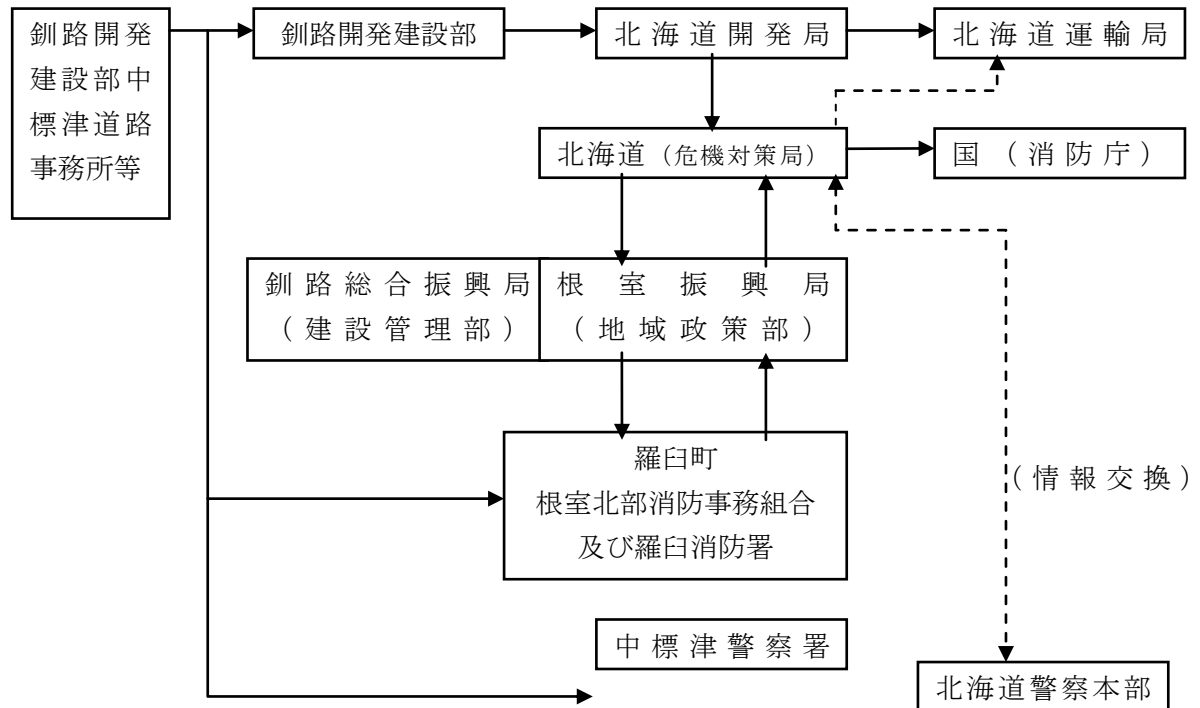


イ 道の管理する道路の場合

<道路災害の情報通信連絡系統（道の管理する道路の場合）>



<道路災害の情報通信連絡系統（国の管理する道路の場合）>



(2) 実施事項

- ア 町及び防災関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 町及び防災関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ウ 町及び防災関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は「本編第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

道路管理者、町、根室北部消防事務組合消防本部及び羅臼消防署、道、北海道警察

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 道路利用者及び地域住民等への広報

町及び関係機関は、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) 施設等の復旧状況
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、道路災害が発生し、または発生するおそれがある場合、その状況に応じて「本編 第3章 第1節 羅臼町防災組織」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 道

知事は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じ、北海道地域防災計画の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関

関係機関の長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 災害対策現地合同本部

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

4 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、「本編 第5章 第9節 救助救出計画」の定めにより実施する。

5 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、「本編 第5章 第10節 医療救護計画」の定めにより実施するほか、道路管理者も、関係機関による迅速、かつ、的確な救護の初期活動が行われるよう協力する。

6 消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施する。

(1) 道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、根室北部消防事務組合消防本部及び羅臼消防署による迅速、かつ、的確な初期消火活動が行われるよう協力する。

(2) 根室北部消防事務組合消防本部及び羅臼消防署

ア 根室北部消防事務組合消防本部及び羅臼消防署は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施する。

イ 町は根室北消防事務組合消防本部及び羅臼消防署と連携して、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び各関係機関は、「本編 第5章 第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより、行方不明者の捜査、遺体の収容、埋葬等を実施する。

8 交通規制

道路災害時における交通規制については、「本編 第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 北海道警察

道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

(2) 道路管理者

自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

9 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、またはそのおそれがある場合は「本編 第8章 第3節 危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

10 自衛隊派遣要請の要求

道路災害発生時における自衛隊派遣要請の要求については、「本編 第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより要請する。

11 広域応援

町、道及び根室北部消防事務組合消防本部及び羅臼消防署は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「本編 第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

12 災害復旧

第8章 事故災害対策計画

道路管理者は、その公共性に鑑み、下記に留意して迅速な道路施設の復旧に努める。

- (1) 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速、かつ、的確に行い、早期の道路交通の確保に努める。
- (2) 関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。
- (3) 類似した災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。
- (4) 災害復旧にあたっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努める。

第3節 危険物等災害対策計画

第1 基本方針

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎよし被害の軽減を図るため、町及び事業者並びに防災関係機関が実施する予防、応急対策については、本計画で定める。

第2 危険物の定義

1 危険物

消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第2条第7項に規定されているもの。
《例》石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

2 火薬類

火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）第2条に規定されているもの。
《例》火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など

3 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）第2条に規定されているもの。
《例》液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど

4 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）第2条に規定されているもの。
《例》毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

5 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）」等によりそれぞれ規定されている。

第3 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下「事業者」という。）及び関係機関がとるべき対応は次のとおりとする。

なお、本町の危険物貯蔵箇所は、[資料編 資料 44 羅臼町内危険物施設一覧]のとおりである。

1 危険物等災害予防

(1) 事業者

ア 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物除去、その他の災害発生防止のため、応急措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報する。

(2) 道、根室北部消防事務組合消防本部、羅臼消防署

ア 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導する。

(3) 北海道警察

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。

2 火薬類災害予防

(1) 事業者

ア 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、または火薬類の安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、警察官等に届けるとともに、道に報告する。

(2) 道、北海道産業保安監督部

ア 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

イ 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会（北海道産業保安監督部にあっては、国家公安委員会）に通報する等、関係機関との連携体制の確立を図る。

ウ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導する。

(3) 北海道警察

ア 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図る。

また、必要と認められるときは、道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請する。

イ 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、通路若しくは方法または火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図る。

ウ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、または火薬類の安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したときの届出があったときは、速やかに知事に通報する。

3 高圧ガス災害予防

(1) 事業者

ア 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講ずるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、知事または警察官に届け出る。

(2) 北海道産業保安監督部

ア 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

イ 事業者の自主保安体制確立のため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導するものとする。

(3) 道

ア 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

イ 事業者の自主保安体制確立のため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導するものとする。

ウ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図る。

(4) 北海道警察

ア 人の生命、身体または財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、または災害が発生したときの届出があったときは、速やかに知事に通報する。

(5) 根室北部消防事務組合消防本部及び羅臼消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

4 毒物・劇物災害予防

(1) 事業者

ア 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 毒劇物が飛散する等により不特定または多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を根室振興局保健環境部、中標津警察署または根室北部消防事務組合消防本部及び羅臼消防署に届け出るとともに、必要な応急措置を講ずる。

(2) 道

ア 毒物及び劇物取締法の規程に基づき、立入検査を行い、法理の規程に違反する場合は、登録の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、従事者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を指導する。

(3) 北海道警察

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。

(4) 根室北部消防事務組合消防本部及び羅臼消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

5 放射性物質災害予防

(1) 事業者

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、根室北部消防事務組合消防本部等関係機関へ通報する。

(2) 根室北部消防事務組合消防本部及び羅臼消防署

火災防止の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(3) 北海道警察

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。

イ 放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図る。

第4 災害応急対策

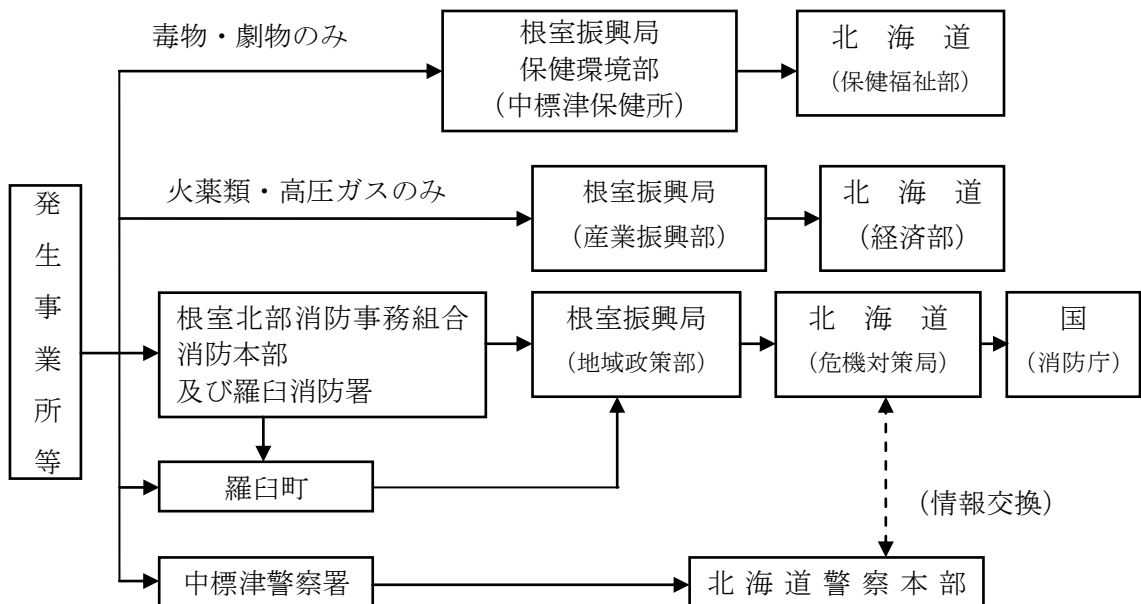
1 情報通信

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、次のとおりとする。

<危険物等災害の情報通信の連絡系統>



(2) 実施事項

- ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ウ 町及び防災関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、「本編 第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めるもののほか、次により実施する。

(1) 実施機関

事業者及び消防法、火薬取締法、高压ガス保安法、毒物及び劇物取締法、放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく危険物等取扱規制担当機関。

(2) 実施事項

ア 被災者の家族への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- (エ) 医療機関等への情報
- (オ) 関係機関の実施する災害応急対策に関する情報
- (カ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- (エ) 医療機関等の情報
- (オ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて「本編 第3章 第1節 羅臼町防災組織」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 道

知事は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じ、北海道地域防災計画の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑かつ迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、道が定める「災害(事故)対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

4 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施する。

(1) 事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講じる。

(2) 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講じる。

5 消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施する。

(1) 事業者

消防機関の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等、消防活動に努める。

(2) 根室北部消防事務組合消防本部及び羅臼消防署

ア 事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施する。

イ 消防職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

6 避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、「本編 第5章 第4節 避難対策計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

7 救助救出及び医療救護活動等

町及び関係機関は、「本編 第5章 第9節 救助救出計画」及び「本編 第5章 第10節 医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動

を実施する。

また、町及び関係機関は、「本編 第5章 第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

8 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通確保のため、「本編 第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行う。

9 自衛隊派遣要請

危険物等災害発生時における自衛隊派遣要請の要求については、「本編 第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより要請する。

10 広域応援

町、道及び根室北部消防事務組合消防本部及は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「本編 第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第4節 大規模な火事災害対策計画

第1 基本方針

死傷者が多数発生する等大規模な火事災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎよし被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、本計画の定めるところによる。

第2 災害予防

町及び関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を実施する。

1 町、根室北部消防事務組合消防本部及び羅臼消防署

(1) 大規模な火事災害に対する強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

(2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、被害想定図を作成するよう努める。

(3) 予防査察の実施

多数の人が出入りする事業所等の防火対象物に対して、消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

(4) 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

(5) 防火思想の普及

年2回（春、秋期）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等、避難行動要支援者対策に十分配慮する。

(6) 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織、女性防火クラブ等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

(7) 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、海水・河川水の活用等による、消防水利の多様化及び確保に努める。

(8) 消防体制の整備

消防職団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応

力を高めることとする。

(9) 防災訓練の実践

関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

(10) 火災警報

町長は、**道**から火災気象通報を受けたとき、または気象の状況が火災警報発令条件（下表）となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第 22 条に基づく火災警報を発令する。

振 興 局 名	警報発令基準
根室振興局	実効湿度 70%以下にして、最小湿度 50%以下となり、最大風速 8 m/ s 以上のとき

第 3 災害応急対策

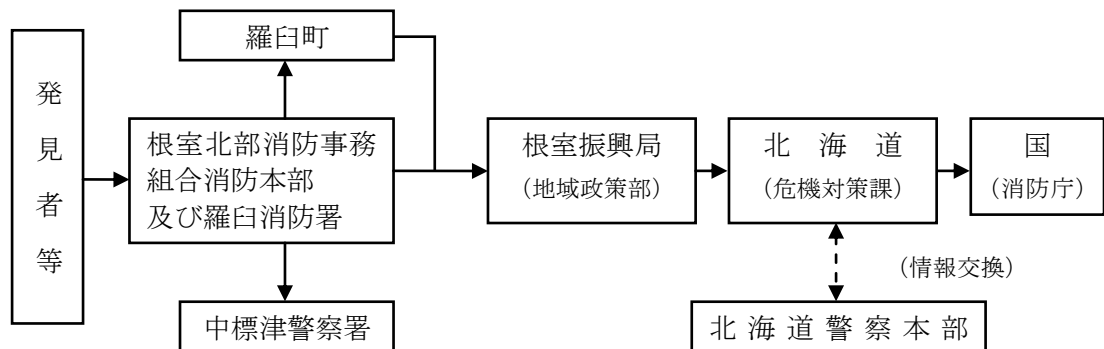
1 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

＜大規模な火事災害の情報通信連絡系統＞



(2) 実施事項

ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、町等関係機関が被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、「本編 第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

報道機関を通じ、または広報車の利用及び防災行政無線等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ 避難の必要性等、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて「本編 第3章 第1節 羅臼町防災組織」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 道

知事は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じ、北海道地域防災計画の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関

関係機関の長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑かつ迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、

道が定める「災害（事故）対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

4 消防活動

根室北部消防事務組合消防本部及び羅臼消防署は、「本編 第4章 第10節 消防計画」に定めるほか、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を行うものとする。

- (1) 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。
- (2) 避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。
- (3) 消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

5 避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、「本編 第5章 第4節 避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

6 救助救出及び医療救護活動等

町及び関係機関は、「本編 第5章 第9節 救助救出計画」及び「本編 第5章 第10節第 医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。

また、町及び防災関係機関は、「本編 第5章 第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

7 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「本編 第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行う。

8 自衛隊派遣要請の要求

大規模な火事災害発生時における自衛隊派遣要請の要求については、「本編 第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところによる。

9 広域応援

町、道及び根室北部消防事務組合消防本部及び羅臼消防署は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「本編 第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第4 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅または社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、防災関係機関との密接な連携のもと、「本編 第9章 第1節 災害復旧計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進める。

第5節 林野火災対策計画

第1 基本方針

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎ、被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する予防、応急対策は、本計画の定めるところによる。

第2 予防対策

1 実施事項

林野火災発生原因の殆どが人為的なものであるため、町及び道、国、関係機関は次により対策を講ずるものとする。

(1) 町、北海道森林管理局、北海道

ア 一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

(ア) タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、新聞、テレビ、ラジオ、標語、ポスター、広報車、看板・標識、ホームページ等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。

(イ) 入林の許可・届出等について指導する。

(ウ) 火災警報発令または気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。

(エ) 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

イ 火入対策

林野火災消防強化期間（4月23日～6月30日（うち無煙（強化）期間5月20日～5月31日）以下「危険期間」）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

(ア) 森林法（昭和26年6月26日法律第249号）及び町条例の規定に基づく町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。

但し、火入れを行う場所が国有地の1km以内にあるときは、所轄する根釧東部森林管理署長の承認を受けなければならない。

火入許可基準

面積：1回3ha以内とし、周囲に5.5m以上の防火線をつくること。

時間：午後4時から午後8時まで

人員：火入れに従事する人員は、1haまで15人、2haまで20人、3haまで30人以上とする。

(イ) 火災警報発令または気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。

(ウ) 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。

(エ) 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

ウ 消火資機材の整備

(ア) 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。

(イ) ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプター離発着の適地をあらかじめ選定する。

(2) 森林所有者

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努める。

ア 自己の所有林野への入林者に対する防火啓発

イ 巡視員の配置

ウ 無断入林者に対する指導

エ 火入れに対する安全対策

(3) 林内事業者

林内において、森林施業、鉱山、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意のうえ、適切な予防対策を講じる。

ア 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置

イ 火気責任者の指定する喫煙所等の設置、標識及び消火設備の完備

ウ 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

(4) バス等運送事業者

危険期間中、乗客、乗員のたばこの投げ捨て等による林野火災の発生を防止するために、乗客に対する注意喚起、車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統及び周知方法の確立等により路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力する。

ア 路線の巡視

イ ポスター掲示等による広報活動

ウ 林野火災の巡視における用地の通行

エ 緊急時における専用電話の利用

2 羅臼町林野火災予消防対策協議会

林野火災の予消防対策を推進するため、羅臼町林野火災予消防対策協議会により、相互の連絡、情報交換、指導等を行う。

(1) 羅臼町林野火災予消防対策協議会

町の予消防対策については、次の関係機関により構成された羅臼町林野火災予消防対策協議会が推進する。

ア 実施機関

羅臼町

イ 協力機関

根室振興局、羅臼消防署、羅臼消防団、中標津警察署羅臼駐在所、羅臼漁業協同組合、標津町農業協同組合、羅臼町各町内会、釧路地方気象台、羅臼町商工会、知床羅臼町観光協会、羅臼山岳会、羅臼町教育委員会、阿寒バスKK羅臼営業所、羅臼町各小中学校、羅臼高等学校、陸上自衛隊第302沿岸監視隊、釧路総合振興局釧路建設管理部中標津出張所、釧路開発建設部中標津道路事務所、羅臼自然保護官事務所、根釧東部森林管理署、根釧東部森林管理署羅臼森林事務所、羅臼建設業協会、自然保護監視員

3 気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次により警報、注意報並びに情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期するものとする。

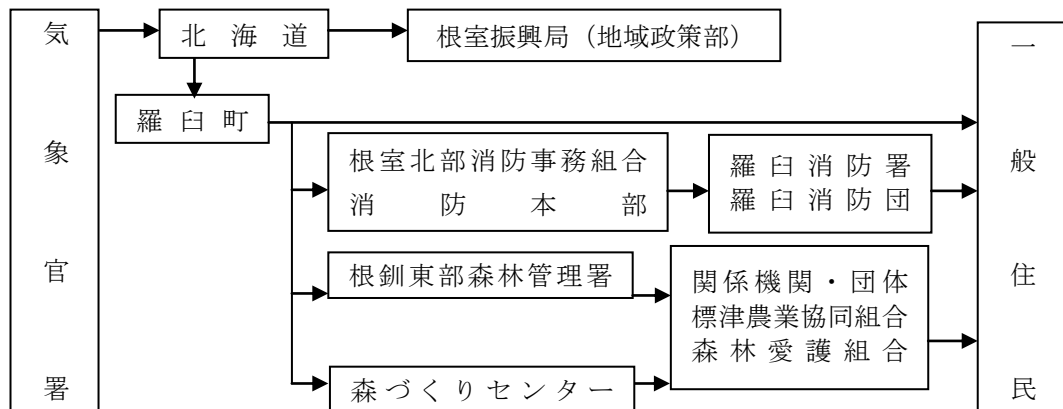
(1) 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として釧路地方気象台が発表及び終了の通報を行うものとする。なお、火災気象通報の通報基準は、「本編 第3章 第6節 気象業務に関する計画」のとおりである。

(2) 伝達系統

林野火災気象通報の伝達系統は、次のとおりとする。

＜林野火災気象通報の伝達系統図＞



ア 道

通報を受けた北海道は、通報内容及びとるべき予防対策等を根室振興局及び町へ通報する。

イ 町は、通報を受けた場合は、通報内容及びとるべき予防対策等を、根室北部消防事務組合消防本部及び羅臼消防署、森林管理署、関係機関等へ通報するとともに、住民に周知徹底を図るものとする。

また町長は、林野火災気象通報を受けたとき、または気象の状況により林野火

災発生危険性があると認めるときは、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第22条に基づき火災警報を発令する。

ウ 協力関係機関

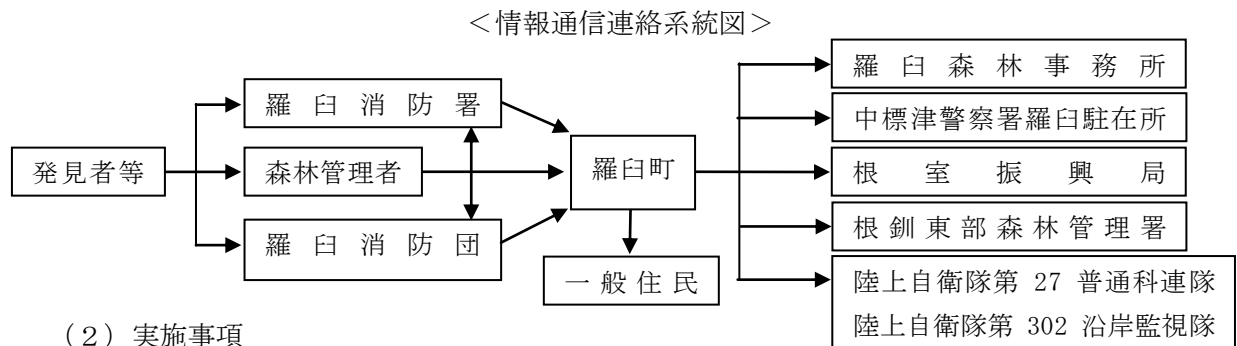
通報を受けた協力関係機関は、速やかに適切な処置を講じるとともに、一般住民に周知徹底を図るものとする。

第3 応急対策

1 情報通信

(1) 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

- ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。
- エ 町及び根室振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について（昭和54年2月26日付け林政第119号）」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、「本編 第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報

- エ 関係機関の実施する応急対策に関する情報
 - オ その他必要な事項
- (2) 地域住民等への広報
- 報道機関を通じ、または広報車の利用及び防災行政無線等により、次の事項についての広報を実施する。
- ア 災害の状況
 - イ 被災者の安否情報
 - ウ 医療機関等の情報
 - エ 関係機関の実施する応急対策の概要
 - オ 避難の必要性等、地域に与える影響
 - カ その他必要な事項

3 応急活動体制

- (1) 町
- 町長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて「本編 第3章 第1節 羅臼町防災計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。
- (2) 道
- 知事は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じ、北海道地域防災計画の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。
- (3) 防災関係機関の災害対策組織
- 関係機関の長は、範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。
- (4) 災害対策現地合同本部の設置
- 関係機関は、円滑かつ迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、道が定める「災害（事故）対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

4 消防活動

町は、根室北部消防事務組合消防本部及び標津消防署と連携を密にして、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施する。

- (1) 林野火災防ぎょ図の活用、適切な消火部隊の配置、森林組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。
- (2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、「本編 第5章 第8節 ヘリコプター等活用計画」に基づき、北海道消防防災ヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

5 避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、「本編 第5章 第4節 避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

6 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「本編 第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行う。

7 自衛隊派遣要請の要求

知事等法令で定める者は、「本編 第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

8 広域応援

町、道及び根室北部消防事務組合消防本部及び羅臼消防署は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「本編 第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第9章 災害復旧・被災者援護計画

第9章 災害復旧・被災者援護計画

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある

このため、町及び道は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

第1節 災害復旧計画

第1 実施責任者

町長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有するものが実施するものとする

第2 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - (2) 道路公共土木施設災害復旧事業計画
 - (3) 海岸土木施設災害復旧事業計画
 - (4) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - (5) 漁港土木施設災害復旧事業計画
 - (6) 公園土木施設災害復旧事業計画
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 上水道災害復旧事業計画
- 4 住宅災害復旧事業計画
- 5 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 6 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 7 学校教育施設災害復旧事業計画
- 8 社会教育施設災害復旧事業計画
- 9 その他災害復旧事業計画

第3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部または一部を負担し、または補助して行われる。

第4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、町及び道は、被害の状況をすみやかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

第2節 被災者援護計画

第1 罹災証明書の交付

1 町

- (1) 町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。
- (2) 町長は、町内に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。

2 根室北部消防事務組合及び羅臼消防署

- (1) 町長は、罹災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、消防長等に、消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせることとすることができるものとする。
- (2) 火災に起因する罹災証明書の交付は、根室北部消防事務組合及び羅臼消防署が交付を行うものとする。

第2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

1 被災者台帳の作成

- (1) 町長は、町内に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。
- (2) 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

ア 氏名	サ 町長が台帳情報を町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
イ 生年月日	
ウ 性別	
エ 住所又は居所	シ（サ）の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
オ 住家の被害その他町長が定める種類の被害状況	ス 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
カ 援護の実施の状況	
キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する自由	
ク 電話番号その他の連絡先	
ケ 世帯の構成	セ その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項
コ 罹災証明書の交付の状況	

- (3) 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- (4) 町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2 台帳情報の利用及び提供

- (1) 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

ア 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

イ 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

- (2) 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。

ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲

エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的

オ その他台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項

- (3) 町長は、(2)の申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（本節第2の(2)のス）を含めないものとする。

第3 融資・貸付等による金融支援

被災した町民等の生活再建や経営安定等を図るため、次の融資・貸付等の金融支援を行う。

- 1 生活福祉資金
- 2 母子・寡婦福祉資金
- 3 災害援護資金貸付金
- 4 災害弔慰金
- 5 災害障害見舞金
- 6 住家被害見舞金等（都道府県見舞金・災害対策交付金を含む）
- 7 災害復興住宅資金
- 8 農林漁業セーフティネット資金

- 9 天災融資法による融資
- 10 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））
- 11 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）水産業施設資金（災害復旧）
- 12 造林資金
- 13 樹苗養成施設資金
- 14 林道資金
- 15 主務大臣指定施設資金
- 16 共同利用施設資金
- 17 備荒資金直接融資資金
- 18 中小企業総合振興資金「セーフティネット貸付（災害貸付）」
- 19 勤労者福祉資金
- 20 「被災者生活再建支援法」に基づく支援

[資料編 資料45 応急金融大綱]

第4 災害義援金の募集及び配分

1 実施責任

災害による被災者を救援するため災害義援金の募集及び配分を必要とするときは、北海道災害義援金募集委員会及び北海道災害義援金配分委員会（以下「委員会」という。）がこれに当たる。

なお、知事が寄託を受けたものについては委員会と協議し、寄贈目的に沿うよう配分する。

2 運営方法等

委員会の運営方法等は委員会々則（別記）の定めるところによる

羅 臼 町 地 域 防 災 計 画

沿 革	昭和 5 5 年度	羅臼町地域防災計画作成
	平成 1 0 年	3 月 全面改正
	平成 2 2 年	1 2 月 全面改正
	平成 2 4 年	1 月 一部改正
	平成 2 7 年	2 月 全面改正

羅臼町地域防災計画

平成 2 7 年 2 月発行

発行人 羅臼町防災会議
事務局 羅臼町総務課